

令和4年度 茨城地方最低賃金審議会

第1回 茨城県計量器・測定器・分析機器・試験機・理化学機械器具、医療用機械器具・医療用品、光学機械器具・レンズ、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具、時計・同部分品製造業最低賃金専門部会 次第

令和4年10月13日（木）

1 開 会

2 議 題

- (1) 専門部会の部会長及び同代理の選出について
- (2) 専門部会の運営規程について
- (3) 賃金実態調査結果等について
- (4) 専門部会の日程調整について
- (5) 金額審議
- (6) その他

4 閉 会

令和4年度 茨城地方最低賃金審議会

第1回 茨城県計量器・測定器・分析機器・試験機・理化学機械器具、医療用機械器具・医療用品、光学機械器具・レンズ、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具、時計・同部分品製造業最低賃金専門部会 資料

令和4年10月13日(木)

No.1	電気・精密機械器具等製造業最低賃金専門部会委員名簿	…P1
No.2	最低賃金法(昭和34.4.15法律137号)	…P2
No.3	最低賃金審議会令(昭和34.5.4政令163号)	…P10
No.4	電気・精密機械器具等製造業最低賃金専門部会の運営規程(案)	…P12
No.5	茨城県最低賃金及び特定最低賃金の推移	…P14
No.6	賃金実態調査結果	
	① 茨城県特定最低賃金4業種	
	産業別・規模別特性値及び未満率	…P15
	第1・10分位数及び未満率の推移	…P16
	② 茨城県計量器・測定器・分析機器・試験機・理化学機械器具、医療用機械器具・医療用品、光学機械器具・レンズ、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具、時計・同部分品製造業最低賃金	
	第1・10分位数・最低賃金額・未満率の推移	…P17
	総括表	…P18
	最低賃金額の引上げ額と影響率の関係表	…P21
No.7	2022年9月企業短期経済観測調査結果(茨城県)日本銀行水戸事務所	…P22
No.8	茨城県金融経済概況(2022年9月7日)日本銀行水戸事務所	…P26
No.9	県内の雇用情勢の概況(令和4年8月分)	…P38
No.10	茨城県及び全国の指標	…P54
No.11	令和4年民間主要企業春季賃上げ要求・妥結状況(厚生労働省)	…P56
No.12	茨城県最低賃金の改正決定に関する官報公示文	…P61
No.13	令和4年度電気・精密機械器具等製造業最低賃金改正状況	…P62

令和4年度年度茨城地方最低賃金審議会

茨城県計量器・測定器・分析機器・試験機・理化学機械器具、
医療用機械器具・医療用品、光学機械器具・レンズ、電子部
品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具、
時計・同部分品製造業最低賃金専門部会委員名簿

茨城労働局

区分	氏名 (ふりがな)	現職
公益代表	いで こうや 井出 晃哉	井出法律事務所長（弁護士）
	すがの まさこ 菅野 雅子	茨城キリスト教大学経営学部講師
	ほそや あけみ 細谷 あけみ	株式会社茨城新聞社地域連携室長
労働者代表	あべ けいじ 阿部 敬二	日立ビルシステム労働組合 水戸支部執行委員長
	あみしろ まさつぐ 網代 優次	ルネサスグループ労働組合連合会 那珂地区支部長
	こさか ゆうじ 小坂 祐之	電機連合茨城地方協議会事務局長
使用者代表	いそざき ひろや 磯崎 寛也	茨城電機工業株式会社代表取締役社長
	せき たけし 関 武志	茨城県中小企業団体中央会専務理事
	みずいで ひろし 水出 浩司	株式会社日立製作所エネルギー・ビジネスユニット 日立事業所エネルギー総務部長

注) 各代表「氏名」欄表示は、五十音順となっており、敬称は略してあります。

I 関係法令等

1 最低賃金法

昭和34. 4.15法律137号
 改正 昭和43. 6. 3法律 90号
 改正 昭和44. 7.18法律 64号
 改正 昭和45. 5.16法律 60号
 改正 昭和55.11.19法律 85号
 改正 昭和58.12. 2法律 78号
 改正 昭和59. 5. 8法律 25号
 改正 昭和60. 6. 8法律 56号
 改正 平成 4. 6. 3法律 67号
 改正 平成10. 9.30法律112号
 改正 平成11. 7.16法律 87号
 改正 平成11. 7.16法律102号
 改正 平成11.12.22法律160号
 改正 平成13. 4.25法律 35号
 改正 平成14. 5.31法律 54号
 改正 平成19.12. 5法律129号
 改正 平成20. 5. 2法律 26号
 改正 平成24. 4. 6法律 27号
 (施行 平成24.10. 1)

目次

第1章 総則 (第1条・第2条)

第2章 最低賃金

第1節 総則 (第3条-第8条)

第2節 地域別最低賃金 (第9条-第14条)

第3節 特定最低賃金 (第15条-第19条)

第3章 最低賃金審議会 (第20条-第26条)

第4章 雑則 (第27条-第38条)

第5章 罰則 (第39条-第42条)

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この法律は、賃金の低廉な労働者について、賃金の最低額を保障することにより、労働条件の改善を図り、もつて、労働者の生活の安定、労働力の質的向上及び事業の公正な競争の確保に資するとともに、国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 労働者 労働基準法(昭和22年法律第49号)第9条に規定する労働者(同居の親族のみを使用する事業又は事務所に使用される者及び家事使用人を除く。)をいう。
- 二 使用者 労働基準法第10条に規定する使用者をいう。
- 三 賃金 労働基準法第11条に規定する賃金をいう。

第2章 最低賃金

第1節 総則

(最低賃金額)

第3条 最低賃金額（最低賃金において定める賃金の額をいう。以下同じ。）は、時間によつて定めるものとする。

(最低賃金の効力)

第4条 使用者は、最低賃金の適用を受ける労働者に対し、その最低賃金額以上の賃金を支払わなければならない。

2 最低賃金の適用を受ける労働者と使用者との間の労働契約で最低賃金額に達しない賃金を定めるものは、その部分については無効とする。この場合において、無効となつた部分は、最低賃金と同様の定をしたものとみなす。

3 次に掲げる賃金は、前2項に規定する賃金に算入しない。

- 一 1月をこえない期間ごとに支払われる賃金以外の賃金で厚生労働省令で定めるもの
- 二 通常の労働時間又は労働日の賃金以外の賃金で厚生労働省令で定めるもの
- 三 当該最低賃金において算入しないことを定める賃金

4 第1項及び第2項の規定は、労働者がその都合により所定労働時間若しくは所定労働日の労働をしなかつた場合又は使用者が正当な理由により労働者に所定労働時間若しくは所定労働日の労働をさせなかつた場合において、労働しなかつた時間又は日に対応する限度で賃金を支払わないことを妨げるものではない。

(現物給与等の評価)

第5条 賃金が通貨以外のもので支払われる場合又は使用者が労働者に提供した食事その他のものの代金を賃金から控除する場合においては、最低賃金の適用について、これらのものは、適正に評価されなければならない。

(最低賃金の競合)

第6条 労働者が2以上の最低賃金の適用を受ける場合は、これらにおいて定める最低賃金額のうち最高のものにより第4条の規定を適用する。

2 前項の場合においても、第9条第1項に規定する地域別最低賃金において定める最低賃金額については、第4条第1項及び第40条の規定の適用があるものとする。

(最低賃金の減額の特例)

第7条 使用者が厚生労働省令で定めるところにより都道府県労働局長の許可を受けたときは、次に掲げる労働者については、当該最低賃金において定める最低賃金額から当該最低賃金額に労働能力その他の事情を考慮して厚生労働省令で定める率を乗じて得た額を減額した額により第4条の規定を適用する。

- 一 精神又は身体の障害により著しく労働能力の低い者
- 二 試の使用期間中の者
- 三 職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第24条第1項の認定を受けて行われる職業訓練のうち職業に必要な基礎的な技能及びこれに関する知識を習得させることを内容とするものを受ける者であつて厚生労働省令で定めるもの

四 軽易な業務に従事する者その他の厚生労働省令で定める者

(周知義務)

第8条 最低賃金の適用を受ける使用者は、厚生労働省令で定めるところにより、当該最低賃金の概要を、常時作業場の見やすい場所に掲示し、又はその他の方法で、労働者に周知させるための措置をとらなければならない。

第2節 地域別最低賃金

(地域別最低賃金の原則)

第9条 賃金の低廉な労働者について、賃金の最低額を保障するため、地域別最低賃金(一定の地域ごとの最低賃金をいう。以下同じ。)は、あまねく全国各地域について決定されなければならない。

- 2 地域別最低賃金は、地域における労働者の生計費及び賃金並びに通常の事業の賃金支払能力を考慮して定められなければならない。
- 3 前項の労働者の生計費を考慮するに当たっては、労働者が健康で文化的な最低限度の生活を営むことができるよう、生活保護に係る施策との整合性に配慮するものとする。

(地域別最低賃金の決定)

第10条 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、一定の地域ごとに、中央最低賃金審議会又は地方最低賃金審議会(以下「最低賃金審議会」という。)の調査審議を求め、その意見を聴いて、地域別最低賃金の決定をしなければならない。

- 2 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、前項の規定による最低賃金審議会の意見の提出があつた場合において、その意見により難いと認めるときは、理由を付して、最低賃金審議会に再審議を求めなければならない。

(最低賃金審議会の意見に関する異議の申出)

第11条 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、前条第1項の規定による最低賃金審議会の意見の提出があつたときは、厚生労働省令で定めるところにより、その意見の要旨を公示しなければならない。

- 2 前条第1項の規定による最低賃金審議会の意見に係る地域の労働者又はこれを使用する使用者は、前項の規定による公示があつた日から15日以内に、厚生労働大臣又は都道府県労働局長に、異議を申し出ることができる。
- 3 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、前項の規定による申出があつたときは、その申出について、最低賃金審議会に意見を求めなければならない。
- 4 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、第1項の規定による公示の日から15日を経過するまでは、前条第1項の決定をすることができない。第2項の規定による申出があつた場合において、前項の規定による最低賃金審議会の意見が提出されるまでも、同様とする。

(地域別最低賃金の改正等)

第12条 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、地域別最低賃金について、地域における労働者の生計費及び賃金並びに通常の事業の賃金支払能力を考慮して必要があると認めるときは、その決定の例により、その改正又は廃止の決定をしなければならない。

(派遣中の労働者の地域別最低賃金)

第13条 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和60年法律第88号)第44条第1項に規定する派遣中の労働者(第18条において「派遣中の労働者」という。)については、その派遣先の事業(同項に規定する派遣先の事業をいう。第18条において同じ。)の事業場の所在地を含む地域について決定された地域別最低賃金において定める最低賃金額により第4条の規定を適用す

る。

(地域別最低賃金の公示及び発効)

第14条 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、地域別最低賃金に関する決定をしたときは、厚生労働省令で定めるところにより、決定した事項を公示しなければならない。

- 2 第10条第1項の規定による地域別最低賃金の決定及び第12条の規定による地域別最低賃金の改正の決定は、前項の規定による公示の日から起算して30日を経過した日（公示の日から起算して30日を経過した日後の日であつて当該決定において別に定める日があるときは、その日）から、同条の規定による地域別最低賃金の廃止の決定は、同項の規定による公示の日（公示の日後の日であつて当該決定において別に定める日があるときは、その日）から、その効力を生ずる。

第3節 特定最低賃金

(特定最低賃金の決定等)

第15条 労働者又は使用者の全部又は一部を代表する者は、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣又は都道府県労働局長に対し、当該労働者若しくは使用者に適用される一定の事業若しくは職業に係る最低賃金（以下「特定最低賃金」という。）の決定又は当該労働者若しくは使用者に現に適用されている特定最低賃金の改正若しくは廃止の決定をするよう申し出ることができる。

- 2 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、前項の規定による申出があつた場合において必要があると認めるときは、最低賃金審議会の調査審議を求め、その意見を聴いて、当該申出に係る特定最低賃金の決定又は当該申出に係る特定最低賃金の改正若しくは廃止の決定をすることができる。
- 3 第10条第2項及び第11条の規定は、前項の規定による最低賃金審議会の意見の提出があつた場合について準用する。この場合において、同条第2項中「地域」とあるのは、「事業若しくは職業」と読み替えるものとする。
- 4 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、第2項の決定をする場合において、前項において準用する第11条第2項の規定による申出があつたときは、前項において準用する同条第3項の規定による最低賃金審議会の意見に基づき、当該特定最低賃金において、一定の範囲の事業について、その適用を一定の期間を限つて猶予し、又は最低賃金額について別段の定めをすることができる。
- 5 第10条第2項の規定は、前項の規定による最低賃金審議会の意見の提出があつた場合について準用する。

第16条 前条第2項の規定により決定され、又は改正される特定最低賃金において定める最低賃金額は、当該特定最低賃金の適用を受ける使用者の事業場の所在地を含む地域について決定された地域別最低賃金において定める最低賃金額を上回るものでなければならない。

第17条 第15条第1項及び第2項の規定にかかわらず、厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、同項の規定により決定され、又は改正された特定最低賃金が著しく不相当となつたと認めるときは、その決定の例により、その廃止の決定をすることができる。

(派遣中の労働者の特定最低賃金)

第18条 派遣中の労働者については、その派遣先の事業と同種の事業又はその派遣先の事業の事業場で使用される同種の労働者の職業について特定最低賃金が適用されている場合にあつては、当該特定最低賃金において定める最低賃金額により第4条の規定を適用する。

(特定最低賃金の公示及び発効)

第19条 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、特定最低賃金に関する決定をしたときは、厚生労働省令で定めるところにより、決定した事項を公示しなければならない。

- 2 第15条第2項の規定による特定最低賃金の決定及び特定最低賃金の改正の決定は、前項の規定による公示の日から起算して30日を経過した日（公示の日から起算して30日を経過した日後の日であつて当該決定において別に定める日があるときは、その日）から、同条第2項及び第17条の規定による特定最低賃金の廃止の決定は、前項の規定による公示の日（公示の日後の日であつて当該決定において別に定める日があるときは、その日）から、その効力を生ずる。

第3章 最低賃金審議会

（設置）

第20条 厚生労働省に中央最低賃金審議会を、都道府県労働局に地方最低賃金審議会を置く。

（権限）

第21条 最低賃金審議会は、この法律の規定によりその権限に属させられた事項をつかさどるほか、地方最低賃金審議会にあつては、都道府県労働局長の諮問に応じて、最低賃金に関する重要事項を調査審議し、及びこれに関し必要と認める事項を都道府県労働局長に建議することができる。

（組織）

第22条 最低賃金審議会は、政令で定めるところにより、労働者を代表する委員、使用者を代表する委員及び公益を代表する委員各同数をもつて組織する。

（委員）

第23条 委員は、政令で定めるところにより、厚生労働大臣又は都道府県労働局長が任命する。

- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまでその職務を行うものとする。
- 4 委員は、非常勤とする。

（会長）

第24条 最低賃金審議会に会長を置く。

- 2 会長は、公益を代表する委員のうちから、委員が選挙する。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめ第2項の規定の例により選挙された者が会長の職務を代理する。

（専門部会等）

第25条 最低賃金審議会に、必要に応じ、一定の事業又は職業について専門の事項を調査審議させるため、専門部会を置くことができる。

- 2 最低賃金審議会は、最低賃金の決定又はその改正の決定について調査審議を求められたときは、専門部会を置かなければならない。
- 3 専門部会は、政令で定めるところにより、関係労働者を代表する委員、関係使用者を代表する委員及び公益を代表する委員各同数をもつて組織する。
- 4 第23条第1項及び第4項並びに前条の規定は、専門部会について準用する。
- 5 最低賃金審議会は、最低賃金の決定又はその改正若しくは廃止の決定について調査審議を行う場合においては、厚生労働省令で定めるところにより、関係労働者及び関係使用者の意見を聴くものとする。

6 最低賃金審議会は、前項の規定によるほか、審議に際し必要と認める場合においては、関係労働者、関係使用者その他の関係者の意見をきくものとする。

(政令への委任)

第26条 この法律に規定するもののほか、最低賃金審議会に関し必要な事項は、政令で定める。

第4章 雑則

(援助)

第27条 政府は、使用者及び労働者に対し、関係資料の提供その他最低賃金制度の円滑な実施に必要な援助に努めなければならない。

(調査)

第28条 厚生労働大臣は、賃金その他労働者の実情について必要な調査を行い、最低賃金制度が円滑に実施されるように努めなければならない。

(報告)

第29条 厚生労働大臣及び都道府県労働局長は、この法律の目的を達成するため必要な限度において、厚生労働省令で定めるところにより、使用者又は労働者に対し、賃金に関する事項の報告をさせることができる。

(職権等)

第30条 第10条第1項、第12条、第15条第2項及び第17条に規定する厚生労働大臣又は都道府県労働局長の職権は、2以上の都道府県労働局の管轄区域にわたる事案及び1の都道府県労働局の管轄区域内のみに係る事案で厚生労働大臣が全国的に関連があると認めて厚生労働省令で定めるところにより指定するものについては、厚生労働大臣が行い、1の都道府県労働局の管轄区域内のみに係る事案(厚生労働大臣の職権に属する事案を除く。)については、当該都道府県労働局長が行う。

2 厚生労働大臣は、都道府県労働局長が決定した最低賃金が著しく不相当であると認めるときは、その改正又は廃止の決定をなすべきことを都道府県労働局長に命ずることができる。

3 厚生労働大臣は、前項の規定による命令をしようとするときは、あらかじめ中央最低賃金審議会の意見を聴かななければならない。

4 第10条第2項の規定は、前項の規定による中央最低賃金審議会の意見の提出があつた場合について準用する。

(労働基準監督署長及び労働基準監督官)

第31条 労働基準監督署長及び労働基準監督官は、厚生労働省令で定めるところにより、この法律の施行に関する事務をつかさどる。

(労働基準監督官の権限)

第32条 労働基準監督官は、この法律の目的を達成するため必要な限度において、使用者の事業場に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査し、又は関係者に質問をすることができる。

2 前項の規定により立入検査をする労働基準監督官は、その身分を示す証票を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第33条 労働基準監督官は、この法律の規定に違反する罪について、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)

の規定による司法警察員の職務を行う。

(監督機関に対する申告)

第34条 労働者は、事業場にこの法律又はこれに基づく命令の規定に違反する事実があるときは、その事実を都道府県労働局長、労働基準監督署長又は労働基準監督官に申告して是正のため適当な措置をとるよう求めることができる。

2 使用者は、前項の申告をしたことを理由として、労働者に対し、解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。

(船員に関する特例)

第35条 第6条第2項、第2章第2節、第16条及び第17条の規定は、船員法(昭和22年法律第100号)の適用を受ける船員(以下「船員」という。)に関しては、適用しない。

2 船員に関しては、この法律に規定する厚生労働大臣、都道府県労働局長若しくは労働基準監督署長又は労働基準監督官の権限に属する事項は、国土交通大臣、地方運輸局長(運輸監理部長を含む。)又は船員労務官が行うものとし、この法律中「厚生労働省令」とあるのは「国土交通省令」と、第3条中「時間」とあるのは「時間、日、週又は月」と、第7条第4号中「軽易な」とあるのは「所定労働時間の特に短い者、軽易な」と、第19条第2項中「第15条第2項」とあるのは「第15条第2項並びに第35条第3項及び第7項」と、「同条第2項及び第17条」とあるのは「第15条第2項及び第35条第7項」と、第30条第1項中「第10条第1項、第12条、第15条第2項及び第17条」とあるのは「第15条第2項並びに第35条第3項及び第7項」と、「都道府県労働局の管轄区域」とあるのは「地方運輸局又は運輸監理部の管轄区域(政令で定める地方運輸局にあつては、運輸監理部の管轄区域を除く。)」と読み替えるものとする。

3 国土交通大臣又は地方運輸局長(運輸監理部長を含む。)は、賃金の低廉な船員の労働条件の改善を図るため、船員の生計費、類似の船員の賃金及び通常の事業の賃金支払能力を考慮して必要があると認めるときは、交通政策審議会又は地方運輸局に置かれる政令で定める審議会(以下「交通政策審議会等」という。)の調査審議を求め、その意見を聴いて、船員に適用される特定最低賃金の決定をすることができる。

4 第10条第2項及び第11条の規定は、前項の規定による交通政策審議会等の意見の提出があつた場合について準用する。この場合において、同条第2項中「地域」とあるのは、「事業若しくは職業」と読み替えるものとする。

5 国土交通大臣又は地方運輸局長(運輸監理部長を含む。)は、第3項の決定をする場合において、前項において準用する第11条第2項の規定による申出があつたときは、前項において準用する同条第3項の規定による交通政策審議会等の意見に基づき、当該特定最低賃金において、一定の範囲の事業について、その適用を一定の期間を限つて猶予し、又は最低賃金額について別段の定めをすることができる。

6 第10条第2項の規定は、前項の規定による交通政策審議会等の意見の提出があつた場合について準用する。

7 国土交通大臣又は地方運輸局長(運輸監理部長を含む。)は、第15条第2項又はこの条第3項の規定により決定された船員に適用される特定最低賃金について、船員の生計費、類似の船員の賃金及び通常の事業の賃金支払能力を考慮して必要があると認めるときは、その決定の例により、その改正又は廃止の決定をすることができる。

8 船員職業安定法(昭和23年法律第130号)第89条第1項に規定する乗組み派遣船員については、その

船員派遣の役務の提供を受ける者の事業又はその船員派遣の役務の提供を受ける者に使用される同種の船員の職業について特定最低賃金が適用されている場合にあつては、当該特定最低賃金において定める最低賃金額により第4条の規定を適用する。

第36条 船員に関しては、この法律に規定する最低賃金審議会の権限に属する事項は、交通政策審議会等が行う。

第37条 交通政策審議会等に、必要に応じ、一定の事業又は職業について専門の事項を調査審議させるため、最低賃金専門部会を置くことができる。

2 交通政策審議会等は、最低賃金の決定又はその改正の決定について調査審議を求められたときは、最低賃金専門部会を置かなければならない。

3 第25条第5項及び第6項の規定は、交通政策審議会等について準用する。
(省令への委任)

第38条 この法律に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

第5章 罰則

第39条 第34条第2項の規定に違反した者は、6月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。

第40条 第4条第1項の規定に違反した者（地域別最低賃金及び船員に適用される特定最低賃金に係るものに限る。）は、50万円以下の罰金に処する。

第41条 次の各号の1に該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

- 一 第8条の規定に違反した者（地域別最低賃金及び船員に適用される特定最低賃金に係るものに限る。）
- 二 第29条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 三 第32条第1項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第42条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、前3条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の罰金刑を科する。

附 則（平成24年4月6日法律第27号）（抄）

（施行期日）

第1条 この法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

2 最低賃金審議会令

昭和34. 5. 4政令163号
 改正 昭和35. 6.20政令162号
 改正 昭和45. 5.30政令151号
 改正 平成11.12. 3政令390号
 改正 平成12. 6. 7政令309号
 改正 平成13. 9.27政令317号
 改正 平成17. 9.30政令306号
 改正 平成20. 4.25政令151号
 改正 平成22. 8. 4政令178号
 改正 平成28. 6.17政令238号
 (施行 平成28. 6.21)

(名称)

第1条 地方最低賃金審議会には、当該都道府県労働局の名を冠する。

(組織)

第2条 中央最低賃金審議会の委員の数は、18人とする。

2 地方最低賃金審議会の委員の数は、15人とする。ただし、東京地方最低賃金審議会及び大阪地方最低賃金審議会にあつては、18人とする。

3 中央最低賃金審議会に、最低賃金法第25条第1項に規定する事項及び同条第2項に規定する最低賃金の決定又はその改正の決定その他特別の事項(第4条第2項において「最低賃金決定等」という。)を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

(委員の推薦)

第3条 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、中央最低賃金審議会又は地方最低賃金審議会(以下「審議会」という。)の労働者を代表する委員又は使用者を代表する委員を任命しようとするときは、関係労働組合又は関係使用者団体に対し、相当の期間を定めて、候補者の推薦を求めなければならない。

2 前項に規定する審議会の委員は、同項の規定による推薦があつた候補者のうちから任命するものとする。ただし、その期間内に推薦がなかつたときは、この限りでない。

(臨時委員の任命等)

第4条 臨時委員は、関係労働者を代表する者、関係使用者を代表する者及び公益を代表する者のうちから、厚生労働大臣が任命する。

2 臨時委員は、その者の任命に係る最低賃金決定等に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

3 臨時委員は、非常勤とする。

4 前条の規定は、関係労働者を代表する臨時委員及び関係使用者を代表する臨時委員の任命について準用する。この場合において、同条第1項中「関係労働組合又は関係使用者団体」とあるのは「関係者(関係者の団体を含む。)」と、同条第2項中「推薦」とあるのは「推薦(厚生労働大臣が、会長の同意を得て、関係者を代表するに適當でないとする候補者に係る推薦を除く。)」と読み替えるものとする。

(会議)

第5条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員(地方最低賃金審議会にあつては、委員)の3分の2以上又は労働者関係委員(中央最低賃金審議会にあつては労働者を代表する委員及び議事に関係のある臨時委員のうち関係労働者を代表するもの、地方最低賃金審議会にあつては労働者を代表する委員をい

う。)、使用者関係委員(中央最低賃金審議会にあつては使用者を代表する委員及び議事に関する臨時委員のうち関係使用者を代表するもの、地方最低賃金審議会にあつては使用者を代表する委員をいう。)及び公益関係委員(中央最低賃金審議会にあつては公益を代表する委員及び議事に関する臨時委員のうち公益を代表するもの、地方最低賃金審議会にあつては公益を代表する委員をいう。)の各3分の1以上が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。

- 3 審議会の議事は、委員及び議事に関する臨時委員(地方最低賃金審議会にあつては、委員)で会議に出席したものの過半数をもつて決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(最低賃金専門部会)

第6条 最低賃金法第25条第1項又は第2項の規定により審議会に置かれる専門部会(以下「最低賃金専門部会」という。)の委員及び臨時委員(地方最低賃金審議会に置かれる最低賃金専門部会にあつては、委員)の数は、9人以内とする。

- 2 中央最低賃金審議会に置かれる最低賃金専門部会に属すべき委員及び臨時委員は、中央最低賃金審議会の委員及び臨時委員のうちから、厚生労働大臣が任命する。

- 3 中央最低賃金審議会に置かれる最低賃金専門部会に属すべき関係労働者を代表する臨時委員、関係使用者を代表する臨時委員及び公益を代表する臨時委員の数は、各同数とする。

- 4 第3条の規定は、地方最低賃金審議会に置かれる最低賃金専門部会の関係労働者を代表する委員及び関係使用者を代表する委員の任命について準用する。この場合において、同条第1項中「関係労働組合又は関係使用者団体」とあるのは「関係者(関係者の団体を含む。)」と、同条第2項中「推薦」とあるのは「推薦(都道府県労働局長が、会長の同意を得て、関係者を代表するに適當でないとする候補者に係る推薦を除く。)」と読み替えるものとする。

- 5 審議会は、あらかじめその議決するところにより、最低賃金専門部会の決議をもつて審議会の決議とすることができる。

- 6 前条の規定は、最低賃金専門部会について準用する。この場合において、中央最低賃金審議会に置かれる最低賃金専門部会については、同条第2項中「中央最低賃金審議会」とあるのは「中央最低賃金審議会に置かれる最低賃金専門部会」と、「労働者を代表する委員」とあるのは「関係労働者を代表する委員」と、「使用者を代表する委員」とあるのは「関係使用者を代表する委員」と読み替えるものとし、地方最低賃金審議会に置かれる最低賃金専門部会については、同項中「地方最低賃金審議会」とあるのは「地方最低賃金審議会に置かれる最低賃金専門部会」と、「労働者を代表する委員」とあるのは「関係労働者を代表する委員」と、「使用者を代表する委員」とあるのは「関係使用者を代表する委員」と読み替えるものとする。

- 7 最低賃金専門部会は、その任務を終了したときは、審議会の議決により、これを廃止するものとする。

(庶務)

第7条 中央最低賃金審議会の庶務は厚生労働省労働基準局賃金課において、地方最低賃金審議会の庶務は当該都道府県労働局において、処理する。

(雑則)

第8条 この政令に規定するもののほか、審議会の議事及び運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則 (省略)

(案)

茨城地方最低賃金審議会

計量器・測定器・分析機器・試験機・理化学機械器具、医療用機械器具・医療用品、光学機械器具・レンズ、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具、時計・同部分品製造業最低賃金専門部会運営規程

第1条 この規程は、茨城地方最低賃金審議会 茨城県計量器・測定器・分析機器・試験機・理化学機械器具、医療用機械器具・医療用品、光学機械器具・レンズ、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具、時計・同部分品製造業 最低賃金専門部会（以下「専門部会」という。）の議事運営に関し、最低賃金法及び最低賃金審議会令に定めるもののほか、必要な事項について定めるものである。

第2条 専門部会の会議（以下「会議」という。）は、部会長が必要と認めたときのほか、茨城労働局長又は3人以上の専門部会委員（以下「委員」という。）から開催の請求があったとき、部会長が招集する。

2 前項の規程により茨城労働局長又は委員が会議の開催を請求しようとする場合には、少なくとも当該期日の1週間前までに、付議事項及び希望期日を部会長に通知するものとする。

3 部会長は、会議を招集しようとするときには、緊急やむを得ない場合を除き、少なくとも3日前までに、付議事項、日時及び場所を委員に通知するとともに、茨城労働局長に通知するものとする。

第3条 委員は、病気その他の事由によって会議に出席できないときは、その旨を部会長に適当な方法で通知しなければならない。

2 委員は、旅行その他の事由によって長期不在となるときは、あらかじめ部会長に通知しなければならない。

第4条 部会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

2 委員は、会議において発言しようとするときは、部会長の許可を受けるものとする。

- 3 専門部会は、部会長が必要があると認めるときは、委員でない者の説明又は意見を聴くことができる。

第5条 会議は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は、会議を非公開とすることができる。

- 2 部会長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置をとることができる。

第6条 会議の議事については、議事録を作成し、部会長及び部会長が指名した委員2人がその内容を確認するものとする。

- 2 議事録及び会議の資料は、公開とすることにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は、議事録の一部又は全部を非公開とすることができる。

- 3 議事録を非公開とする場合には、議事要旨を作成し公開するものとする。

第7条 部会長は、専門部会が議決を行ったときは、その都度、議決書を茨城地方最低賃金審議会長に提出するものとする。

第8条 この規程に定めるもののほか、議事及び運営に関し必要な事項は、専門部会の議決に基づいて行う。

第9条 専門部会は、茨城県計量器・測定器・分析機器・試験機・理化学機械器具、医療用機械器具・医療用品、光学機械器具・レンズ、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具、時計・同部分品製造業最低賃金についての審議会の意見に関する異議の申出期間が満了したときをもって、これを廃止する。

附 則

第1条 この規程は、令和 年 月 日から施行する。

茨城県最低賃金及び特定最低賃金の推移

(単位：円、%)

		23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	令和元年	R2年	R3年	R4年
県最賃	時間額	692	699	713	729	747	771	796	822	849	851	879	911
	引上額	2	7	14	16	18	24	25	26	27	2	28	32
	引上率	0.29	1.01	2.00	2.24	2.47	3.21	3.24	3.27	3.28	0.24	3.29	3.64
発効日		10.8	10.6	10.20	10.4	10.4	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1
鉄鋼業	時間額	799	805	818	834	851	871	892	916	943	945	975	
	引上額	6	6	13	16	17	20	21	24	27	2	30	
	引上率	0.76	0.75	1.61	1.96	2.04	2.35	2.41	2.69	2.95	0.21	3.17	
発効日		12.31	12.31	12.31	12.31	12.31	12.31	12.31	12.31	12.31	12.31	12.31	
はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業	時間額	783	789	798	811	825	841	859	880	905	907	935	
	引上額	5	6	9	13	14	16	18	21	25	2	28	
	引上率	0.64	0.77	1.14	1.63	1.73	1.94	2.14	2.44	2.84	0.22	3.09	
発効日		12.31	12.31	12.31	12.31	12.31	12.31	12.31	12.31	12.31	12.31	12.31	
計量器・測定器・分析機器・試験機・理化学機械器具、医療用機械器具・医療用品、光学機械器具・レンズ、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具、時計・同部分品製造業	時間額	776	782	793	806	821	837	855	877	901	904	932	
	引上額	4	6	11	13	15	16	18	22	24	3	28	
	引上率	0.52	0.77	1.41	1.64	1.86	1.95	2.15	2.57	2.74	0.33	3.10	
発効日		12.31	12.31	12.31	12.31	12.31	12.31	12.31	12.31	12.31	12.31	12.31	
各種商品小売業	時間額	750	756	767	780	795	811	828	849	871	874	881	
	引上額	6	6	11	13	15	16	17	21	22	3	7	
	引上率	0.81	0.80	1.46	1.69	1.92	2.01	2.10	2.54	2.59	0.34	0.80	
発効日		12.31	12.31	12.31	12.31	12.31	12.31	12.31	12.31	12.31	12.31	12.31	

令和4年度賃金等実態調査結果

産業別特性値及び未満率

区分	第1・20分位数				第1・10分位数				中位数				未満率	
	R3年	R4年	増減額	増減率	R3年	R4年	増減額	増減率	R3年	R4年	増減額	増減率	R3年	R4年
県最賃適用産業計	855	880	25	2.92	870	890	20	2.30	1,190 (1,381)	1,120 (1,335)	△70 (△46)	△5.88 (△3.33)	1.80	2.10
鉄鋼業	950	1,000	50	5.26	1,042	1,100	58	5.57	1,475 (1,568)	1,500 (1,592)	25 (24)	1.69 (1.53)	4.40	3.60
はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業	860	894	34	3.95	909	940	31	3.41	1,370 (1,494)	1,360 (1,519)	△10 (25)	△0.73 (1.67)	9.90	8.70
計量器・測定器・分析機器・試験機・理化学機械器具、医療用機械器具・医療用品、光学機械器具・レンズ、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具、時計・同部分品製造業	860	880	20	2.33	902	905	3	0.33	1,350 (1,493)	1,341 (1,472)	△9 (△21)	△0.67 (△1.41)	10.10	11.90

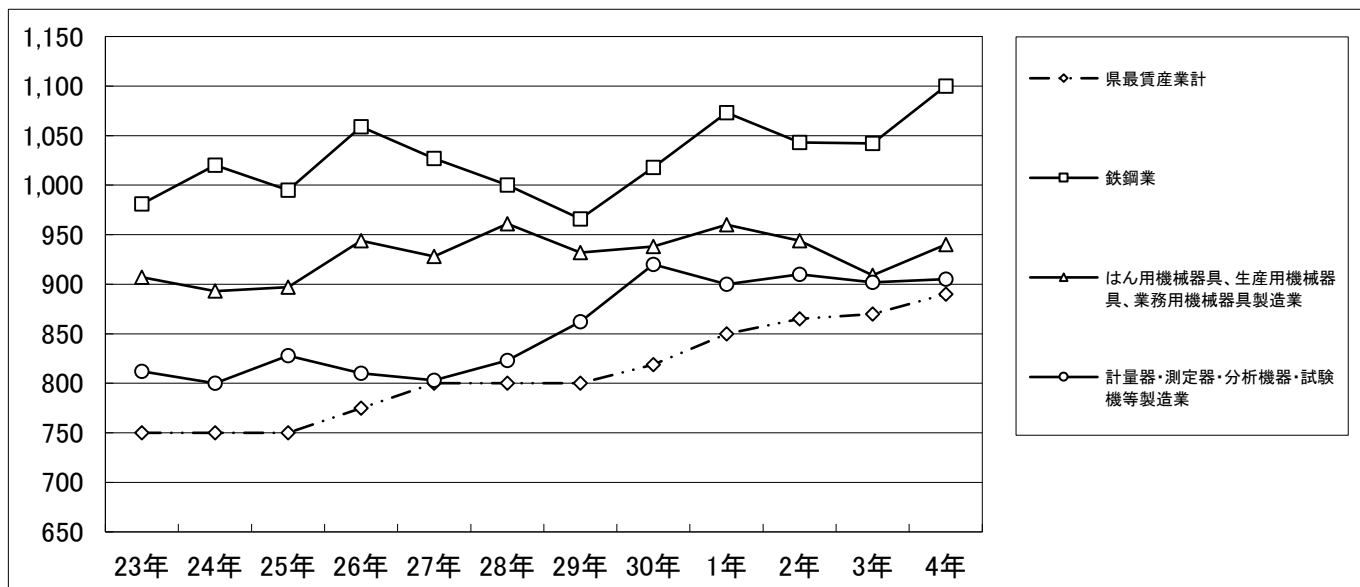
() は、時間当たり平均賃金額

規模別特性値及び未満率

	規模 (人)	鉄鋼業		はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業		計量器・測定器・分析機器・試験機・理化学機械器具、医療用機械器具・医療用品、光学機械器具・レンズ、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具、時計・同部分品製造業	
		R3年	R4年	R3年	R4年	R3年	R4年
第1・20分位数 (円)	1～9	911	918	900	879	851	879
	10～29	850	946	860	890	851	879
	30～99	1,069	1,084	860	924	904	900
	計	950	1,000	860	894	860	880
第1・10分位数 (円)	1～9	950	1,020	942	900	855	880
	10～29	938	1,012	900	931	895	880
	30～99	1,130	1,160	900	960	938	932
	計	1,042	1,100	909	940	902	905
未満率 (%)	1～9	7.40	6.60	7.50	12.80	26.80	18.70
	10～29	10.00	7.40	11.00	10.30	12.60	18.70
	30～99	0.60	1.10	10.10	5.60	4.10	7.50
	計	4.40	3.60	9.90	8.70	10.10	11.90

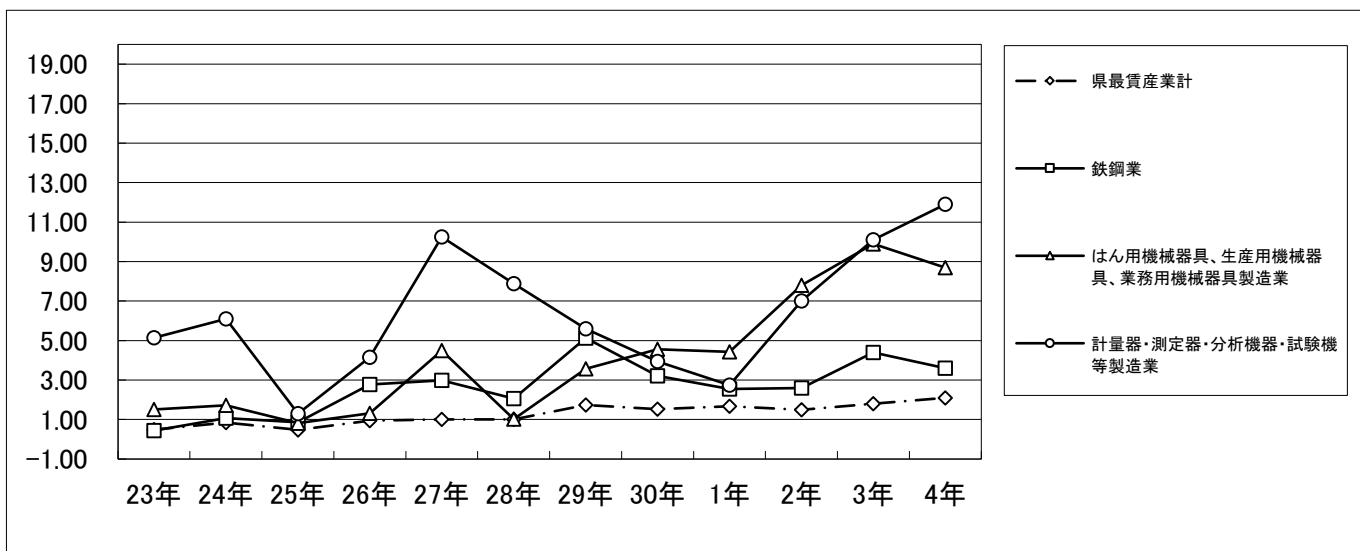
3業種の “第1・10分位数の推移”

	23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	1年	2年	3年	4年
県最賃産業計	750	750	750	775	800	800	800	819	850	865	870	890
鉄鋼業	981	1,020	995	1,059	1,027	1,000	966	1,018	1,073	1,043	1,042	1,100
はん用機械器具、生産用機械器具、 業務用機械器具製造業	907	893	897	944	928	961	932	938	960	944	909	940
計量器・測定器・分析機器・試験機等 製造業	812	800	828	810	803	823	862	920	900	910	902	905



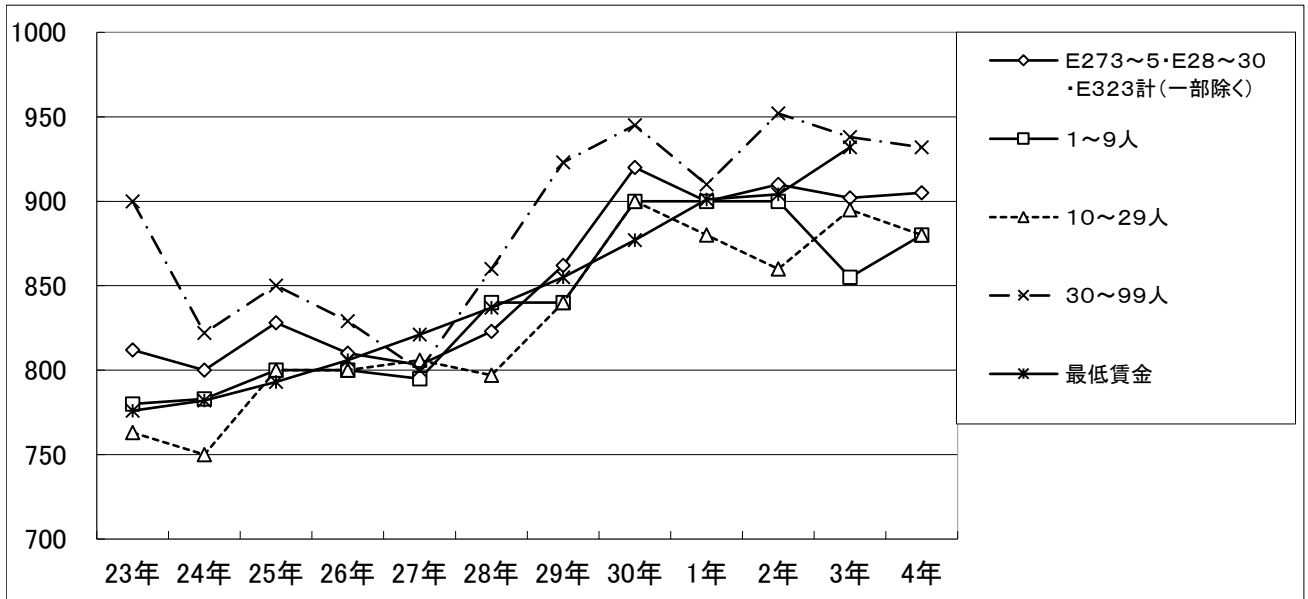
3業種の未満率の推移

	23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	1年	2年	3年	4年
県最賃産業計	0.49	0.85	0.48	0.94	1.01	1.00	1.74	1.52	1.68	1.50	1.80	2.10
鉄鋼業	0.44	1.08	0.86	2.78	2.98	2.06	5.13	3.21	2.55	2.60	4.40	3.60
はん用機械器具、生産用機械器具、 業務用機械器具製造業	1.51	1.72	0.82	1.31	4.50	1.02	3.57	4.56	4.43	7.80	9.90	8.70
計量器・測定器・分析機器・試験機等 製造業	5.14	6.10	1.30	4.15	10.25	7.89	5.60	3.95	2.75	7.00	10.10	11.90



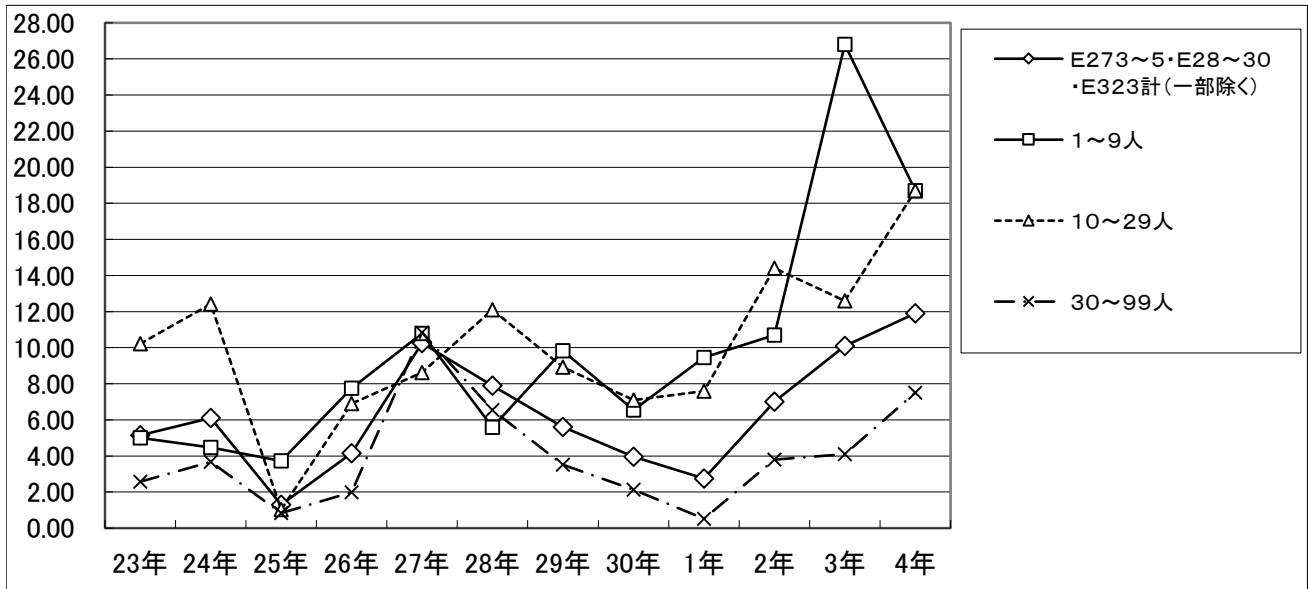
計量器・測量器・分析機器・試験機・理化学機械器具、医療用機械器具・医療用品、光学機械器具・レンズ、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具、時計・同部分品製造業の”第1・10分位数、最低賃金の推移”

	23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	1年	2年	3年	4年
E273~5・E28~30 ・E323計(一部除く)	812	800	828	810	803	823	862	920	900	910	902	905
1~9人	780	783	800	800	795	840	840	900	900	900	855	880
10~29人	763	750	800	800	806	797	840	900	880	860	895	880
30~99人	900	822	850	829	800	860	923	945	910	952	938	932
最低賃金	776	782	793	806	821	837	855	877	901	904	932	



計量器・測量器・分析機器・試験機・理化学機械器具、医療用機械器具・医療用品、光学機械器具・レンズ、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具、時計・同部分品製造業の未満率の推移

	23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	1年	2年	3年	4年
E273~5・E28~30 ・E323計(一部除く)	5.14	6.10	1.30	4.15	10.25	7.89	5.60	3.95	2.75	7.00	10.10	11.90
1~9人	5.00	4.47	3.72	7.76	10.78	5.58	9.82	6.54	9.45	10.70	26.80	18.70
10~29人	10.21	12.42	1.03	6.90	8.62	12.10	8.92	7.10	7.59	14.40	12.60	18.70
30~99人	2.57	3.67	0.83	1.99	10.84	6.54	3.51	2.13	0.52	3.80	4.10	7.50



04年 総括表(1)

特定最低賃金:産業一電気・精密機械器具製造業

※最低賃金額:932円

産別適用除外含む全労働者(労働者数による復元)

時間当り所定内賃金額 (3手当を除く)	合計	規模別			地域別			年齢別					
		1～9人	10～29人	30～99人	全県			17歳以下	18～19歳	20～54歳	55～59歳	60～64歳	65歳以上
計	13,991	1,653	3,792	8,546	13,991				113	9,798	1,910	971	1,198
円	1,561	297	705	558	1,561					861	206	205	289
- 921	(11.2)	(18.0)	(18.6)	(6.5)	(11.2)					(8.8)	(10.8)	(21.1)	(24.1)
931 - 931	(11.9)	(18.7)	(18.7)	(7.5)	(11.9)				10	933	216	209	293
									(9.1)	(9.5)	(11.3)	(21.5)	(24.4)
932 - 932	(13.5)	(18.9)	(19.0)	(10.0)	(13.5)				10	1,077	237	245	324
									(9.1)	(11.0)	(12.4)	(25.2)	(27.0)
933 - 933	(13.8)	(18.9)	(19.9)	(10.2)	(13.8)				10	1,077	237	261	351
									(9.1)	(11.0)	(12.4)	(26.9)	(29.3)
934 - 934	(14.1)	(18.9)	(19.9)	(10.5)	(14.1)				10	1,108	237	261	351
									(9.1)	(11.3)	(12.4)	(26.9)	(29.3)
935 - 935	(14.2)	(19.9)	(20.0)	(10.5)	(14.2)				10	1,125	241	261	351
									(9.1)	(11.5)	(12.6)	(26.9)	(29.3)
936 - 936	(14.2)	(19.9)	(20.0)	(10.5)	(14.2)				10	1,125	241	261	351
									(9.1)	(11.5)	(12.6)	(26.9)	(29.3)
937 - 937	(14.5)	(19.9)	(20.0)	(11.0)	(14.5)				21	1,156	241	261	351
									(18.3)	(11.8)	(12.6)	(26.9)	(29.3)
938 - 938	(14.5)	(19.9)	(20.0)	(11.0)	(14.5)				21	1,156	241	261	351
									(18.3)	(11.8)	(12.6)	(26.9)	(29.3)
939 - 939	(15.0)	(20.1)	(20.0)	(11.7)	(15.0)				21	1,208	255	261	351
									(18.3)	(12.3)	(13.3)	(26.9)	(29.3)
940 - 940	(16.0)	(20.9)	(21.5)	(12.6)	(16.0)				21	1,270	289	266	388
									(18.3)	(13.0)	(15.1)	(27.4)	(32.4)
941 - 941	(16.0)	(21.1)	(21.5)	(12.6)	(16.0)				21	1,270	293	266	388
									(18.3)	(13.0)	(15.3)	(27.4)	(32.4)
942 - 942	(16.0)	(21.1)	(21.6)	(12.6)	(16.0)				21	1,275	293	266	388
									(18.3)	(13.0)	(15.3)	(27.4)	(32.4)
943 - 943	(16.0)	(21.1)	(21.6)	(12.6)	(16.0)				21	1,275	293	266	388
									(18.3)	(13.0)	(15.3)	(27.4)	(32.4)
944 - 944	(16.1)	(21.1)	(21.9)	(12.6)	(16.1)				21	1,281	298	266	388
									(18.3)	(13.1)	(15.6)	(27.4)	(32.4)
945 - 945	(16.2)	(21.1)	(22.2)	(12.6)	(16.2)				21	1,291	298	266	388
									(18.3)	(13.2)	(15.6)	(27.4)	(32.4)
946 - 946	(16.2)	(21.1)	(22.2)	(12.6)	(16.2)				21	1,291	298	266	388
									(18.3)	(13.2)	(15.6)	(27.4)	(32.4)
947 - 947	(16.4)	(21.1)	(22.2)	(12.9)	(16.4)				21	1,322	298	266	388
									(18.3)	(13.5)	(15.6)	(27.4)	(32.4)
948 - 948	(16.4)	(21.1)	(22.2)	(12.9)	(16.4)				21	1,322	298	266	388
									(18.3)	(13.5)	(15.6)	(27.4)	(32.4)
949 - 949	(16.4)	(21.1)	(22.2)	(12.9)	(16.4)				21	1,322	298	266	388
									(18.3)	(13.5)	(15.6)	(27.4)	(32.4)
950 - 950	(17.3)	(24.5)	(23.3)	(13.3)	(17.3)				21	1,402	313	270	419
									(18.3)	(14.3)	(16.4)	(27.8)	(35.0)
951 - 951	(17.3)	(24.5)	(23.3)	(13.3)	(17.3)				21	1,402	313	270	419
									(18.3)	(14.3)	(16.4)	(27.8)	(35.0)
952 - 952	(17.3)	(24.5)	(23.3)	(13.3)	(17.3)				21	1,402	313	270	419
									(18.3)	(14.3)	(16.4)	(27.8)	(35.0)

953	953	2,425 (17.3)	404 (24.5)	884 (23.3)	1,137 (13.3)	2,425 (17.3)					21 (18.3)	1,402 (14.3)	313 (16.4)	270 (27.8)	419 (35.0)
954	954	2,431 (17.4)	404 (24.5)	890 (23.5)	1,137 (13.3)	2,431 (17.4)					21 (18.3)	1,408 (14.4)	313 (16.4)	270 (27.8)	419 (35.0)
955	955	2,461 (17.6)	408 (24.7)	895 (23.6)	1,157 (13.5)	2,461 (17.6)					21 (18.3)	1,432 (14.6)	318 (16.6)	270 (27.8)	419 (35.0)
956	956	2,492 (17.8)	408 (24.7)	895 (23.6)	1,188 (13.9)	2,492 (17.8)					21 (18.3)	1,463 (14.9)	318 (16.6)	270 (27.8)	419 (35.0)
957	957	2,500 (17.9)	416 (25.2)	895 (23.6)	1,188 (13.9)	2,500 (17.9)					21 (18.3)	1,467 (15.0)	318 (16.6)	274 (28.2)	419 (35.0)
958	958	2,520 (18.0)	416 (25.2)	895 (23.6)	1,209 (14.1)	2,520 (18.0)					21 (18.3)	1,488 (15.2)	318 (16.6)	274 (28.2)	419 (35.0)
959	959	2,531 (18.1)	416 (25.2)	895 (23.6)	1,219 (14.3)	2,531 (18.1)					21 (18.3)	1,498 (15.3)	318 (16.6)	274 (28.2)	419 (35.0)
960	960	2,584 (18.5)	428 (25.9)	906 (23.9)	1,250 (14.6)	2,584 (18.5)					21 (18.3)	1,532 (15.6)	318 (16.6)	289 (29.7)	425 (35.4)
961	961	2,594 (18.5)	432 (26.1)	911 (24.0)	1,250 (14.6)	2,594 (18.5)					21 (18.3)	1,538 (15.7)	318 (16.6)	289 (29.7)	429 (35.8)
962	962	2,604 (18.6)	432 (26.1)	911 (24.0)	1,261 (14.8)	2,604 (18.6)					21 (18.3)	1,538 (15.7)	328 (17.2)	289 (29.7)	429 (35.8)
963	963	2,615 (18.7)	432 (26.1)	911 (24.0)	1,271 (14.9)	2,615 (18.7)					21 (18.3)	1,548 (15.8)	328 (17.2)	289 (29.7)	429 (35.8)
964	964	2,615 (18.7)	432 (26.1)	911 (24.0)	1,271 (14.9)	2,615 (18.7)					21 (18.3)	1,548 (15.8)	328 (17.2)	289 (29.7)	429 (35.8)
965	965	2,615 (18.7)	432 (26.1)	911 (24.0)	1,271 (14.9)	2,615 (18.7)					21 (18.3)	1,548 (15.8)	328 (17.2)	289 (29.7)	429 (35.8)
966	966	2,615 (18.7)	432 (26.1)	911 (24.0)	1,271 (14.9)	2,615 (18.7)					21 (18.3)	1,548 (15.8)	328 (17.2)	289 (29.7)	429 (35.8)
967	967	2,635 (18.8)	432 (26.1)	911 (24.0)	1,292 (15.1)	2,635 (18.8)					21 (18.3)	1,569 (16.0)	328 (17.2)	289 (29.7)	429 (35.8)
968	968	2,641 (18.9)	432 (26.1)	917 (24.2)	1,292 (15.1)	2,641 (18.9)					21 (18.3)	1,574 (16.1)	328 (17.2)	289 (29.7)	429 (35.8)
969	969	2,661 (19.0)	432 (26.1)	917 (24.2)	1,312 (15.4)	2,661 (19.0)					21 (18.3)	1,595 (16.3)	328 (17.2)	289 (29.7)	429 (35.8)
970	970	2,691 (19.2)	436 (26.4)	922 (24.3)	1,333 (15.6)	2,691 (19.2)					21 (18.3)	1,595 (16.3)	339 (17.7)	303 (31.2)	434 (36.2)
971	971	2,712 (19.4)	436 (26.4)	922 (24.3)	1,354 (15.8)	2,712 (19.4)					21 (18.3)	1,616 (16.5)	339 (17.7)	303 (31.2)	434 (36.2)
972	972	2,728 (19.5)	436 (26.4)	928 (24.5)	1,364 (16.0)	2,728 (19.5)					21 (18.3)	1,626 (16.6)	339 (17.7)	308 (31.7)	434 (36.2)
973	973	2,728 (19.5)	436 (26.4)	928 (24.5)	1,364 (16.0)	2,728 (19.5)					21 (18.3)	1,626 (16.6)	339 (17.7)	308 (31.7)	434 (36.2)
974	974	2,728 (19.5)	436 (26.4)	928 (24.5)	1,364 (16.0)	2,728 (19.5)					21 (18.3)	1,626 (16.6)	339 (17.7)	308 (31.7)	434 (36.2)
975	975	2,728 (19.5)	436 (26.4)	928 (24.5)	1,364 (16.0)	2,728 (19.5)					21 (18.3)	1,626 (16.6)	339 (17.7)	308 (31.7)	434 (36.2)
976	976	2,728 (19.5)	436 (26.4)	928 (24.5)	1,364 (16.0)	2,728 (19.5)					21 (18.3)	1,626 (16.6)	339 (17.7)	308 (31.7)	434 (36.2)
977	977	2,739 (19.6)	436 (26.4)	939 (24.7)	1,364 (16.0)	2,739 (19.6)					21 (18.3)	1,637 (16.7)	339 (17.7)	308 (31.7)	434 (36.2)
978	978	2,758 (19.7)	440 (26.6)	944 (24.9)	1,374 (16.1)	2,758 (19.7)					21 (18.3)	1,646 (16.8)	349 (18.3)	308 (31.7)	434 (36.2)
979	979	2,780 (19.9)	440 (26.6)	966 (25.5)	1,374 (16.1)	2,780 (19.9)					21 (18.3)	1,668 (17.0)	349 (18.3)	308 (31.7)	434 (36.2)

980	980	2,826 (20.2)	444 (26.9)	976 (25.8)	1,405 (16.4)	2,826 (20.2)				21 (18.3)	1,677 (17.1)	354 (18.6)	319 (32.8)	455 (38.0)
981	981	2,836 (20.3)	444 (26.9)	976 (25.8)	1,416 (16.6)	2,836 (20.3)				21 (18.3)	1,688 (17.2)	354 (18.6)	319 (32.8)	455 (38.0)
982	982	2,867 (20.5)	444 (26.9)	976 (25.8)	1,447 (16.9)	2,867 (20.5)				21 (18.3)	1,719 (17.5)	354 (18.6)	319 (32.8)	455 (38.0)
983	989	2,895 (20.7)	456 (27.6)	982 (25.9)	1,457 (17.0)	2,895 (20.7)				21 (18.3)	1,742 (17.8)	354 (18.6)	319 (32.8)	459 (38.3)
990	999	2,956 (21.1)	460 (27.8)	987 (26.0)	1,509 (17.7)	2,956 (21.1)				31 (27.4)	1,788 (18.2)	360 (18.8)	319 (32.8)	459 (38.3)
1000	1009	3,222 (23.0)	531 (32.1)	1,058 (27.9)	1,633 (19.1)	3,222 (23.0)				31 (27.4)	1,934 (19.7)	396 (20.8)	328 (33.8)	532 (44.4)
1010	1019	3,349 (23.9)	543 (32.9)	1,090 (28.8)	1,715 (20.1)	3,349 (23.9)				52 (45.6)	2,014 (20.6)	407 (21.3)	339 (34.9)	538 (44.9)
1020	1029	3,520 (25.2)	551 (33.3)	1,150 (30.3)	1,819 (21.3)	3,520 (25.2)				72 (63.9)	2,085 (21.3)	433 (22.7)	370 (38.1)	559 (46.6)
1030	1039	3,601 (25.7)	559 (33.8)	1,172 (30.9)	1,870 (21.9)	3,601 (25.7)				72 (63.9)	2,147 (21.9)	433 (22.7)	381 (39.2)	568 (47.4)
1040	1049	3,773 (27.0)	575 (34.8)	1,193 (31.5)	2,005 (23.5)	3,773 (27.0)				76 (67.4)	2,302 (23.5)	442 (23.1)	381 (39.2)	572 (47.8)
1050	1059	3,889 (27.8)	606 (36.7)	1,226 (32.3)	2,056 (24.1)	3,889 (27.8)				76 (67.4)	2,391 (24.4)	450 (23.6)	390 (40.2)	582 (48.5)
1060	1069	3,991 (28.5)	614 (37.2)	1,259 (33.2)	2,118 (24.8)	3,991 (28.5)				76 (67.4)	2,468 (25.2)	460 (24.1)	396 (40.7)	591 (49.3)
1070	1079	4,145 (29.6)	630 (38.1)	1,335 (35.2)	2,180 (25.5)	4,145 (29.6)				76 (67.4)	2,603 (26.6)	471 (24.7)	400 (41.1)	595 (49.7)
1080	1089	4,212 (30.1)	634 (38.4)	1,345 (35.5)	2,232 (26.1)	4,212 (30.1)				76 (67.4)	2,659 (27.1)	471 (24.7)	400 (41.1)	605 (50.5)
1090	1099	4,300 (30.7)	638 (38.6)	1,378 (36.3)	2,284 (26.7)	4,300 (30.7)				76 (67.4)	2,715 (27.7)	493 (25.8)	410 (42.3)	605 (50.5)
1100	1199	5,434 (38.8)	733 (44.4)	1,703 (44.9)	2,997 (35.1)	5,434 (38.8)				108 (95.2)	3,482 (35.5)	575 (30.1)	566 (58.3)	702 (58.6)
1400	1499	8,642 (61.8)	1,102 (66.7)	2,631 (69.4)	4,909 (57.4)	8,642 (61.8)					5,880 (60.0)	950 (49.7)	746 (76.8)	951 (79.4)
1500		13,991 (100.0)	1,653 (100.0)	3,792 (100.0)	8,546 (100.0)	13,991 (100.0)					9,798 (100.0)	1,910 (100.0)	971 (100.0)	1,198 (100.0)
月平均賃金額		236,811	216,360	212,968	251,347	236,811				174,997	242,494	276,037	198,378	164,799
時間当平均賃金額		1,472	1,434	1,366	1,526	1,472				1,046	1,476	1,697	1,282	1,272
月一人当たり労働時間数		158	147	152	163	158				168	162	159	151	131
第1・20分位数		880	879	879	900	880				928	880	880	879	879
第1・10分位数		905	880	880	932	905				937	932	910	880	880
第1・4分位数		1,027	957	979	1,070	1,027				995	1,066	1,090	932	932
中位数		1,341	1,268	1,241	1,388	1,341				1,023	1,376	1,500	1,130	1,080
四分位偏差係数		0.2525	0.2825	0.2426	0.2508	0.2525				0.0677	0.2291	0.3464	0.2252	0.2137

最低賃金引上げ額・率と影響率の関係表				
件名	茨城県計量器・測定器・分析機器・試験機・理化学機械器具、医療用機械器具・医療用品、光学機械器具・レンズ、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具、時計・同部分品製造業最低賃金			
現行の最低賃金額	時間額	932円		
未満率	11.9%			
時間額			影響率(%)	未満労働者数(人)
引上げ額(円)	引き上げ率(%)	引上げ後時間額(円)		
1	0.11	933	13.5	1,892
2	0.21	934	13.8	1,935
3	0.32	935	14.1	1,966
4	0.43	936	14.2	1,988
5	0.54	937	14.2	1,988
6	0.64	938	14.5	2,029
7	0.75	939	14.5	2,029
8	0.86	940	15.0	2,095
9	0.97	941	16.0	2,233
10	1.07	942	16.0	2,237
11	1.18	943	16.0	2,243
12	1.29	944	16.0	2,243
13	1.39	945	16.1	2,254
14	1.50	946	16.2	2,264
15	1.61	947	16.2	2,264
16	1.72	948	16.4	2,295
17	1.82	949	16.4	2,295
18	1.93	950	16.4	2,295
19	2.04	951	17.3	2,425
20	2.15	952	17.3	2,425
21	2.25	953	17.3	2,425
22	2.36	954	17.3	2,425
23	2.47	955	17.4	2,431
24	2.58	956	17.6	2,461
25	2.68	957	17.8	2,492
26	2.79	958	17.9	2,500
27	2.90	959	18.0	2,520
28	3.00	960	18.1	2,531
29	3.11	961	18.5	2,584
30	3.22	962	18.5	2,594
31	3.33	963	18.6	2,604
32	3.43	964	18.7	2,615
33	3.54	965	18.7	2,615
34	3.65	966	18.7	2,615
35	3.76	967	18.7	2,615

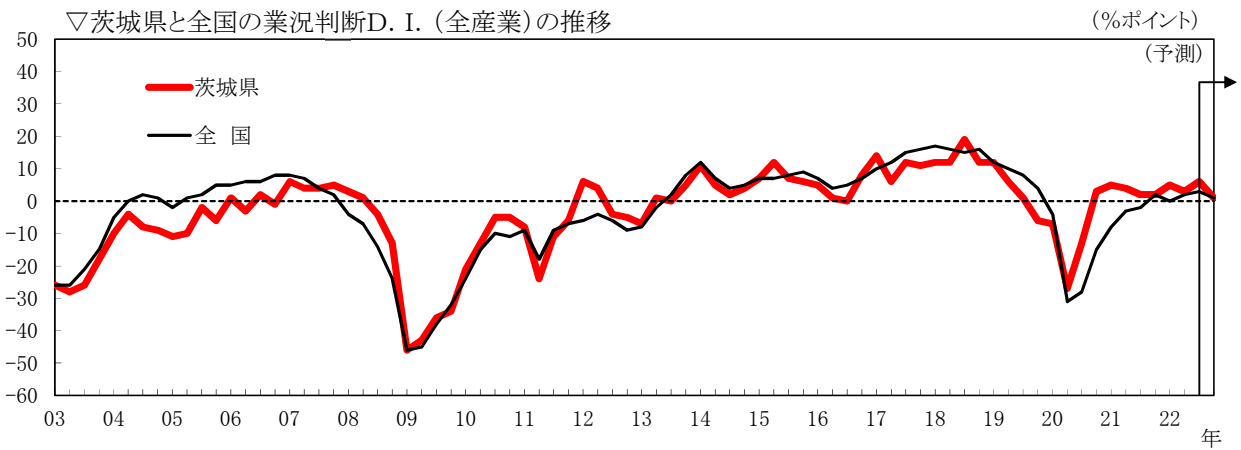
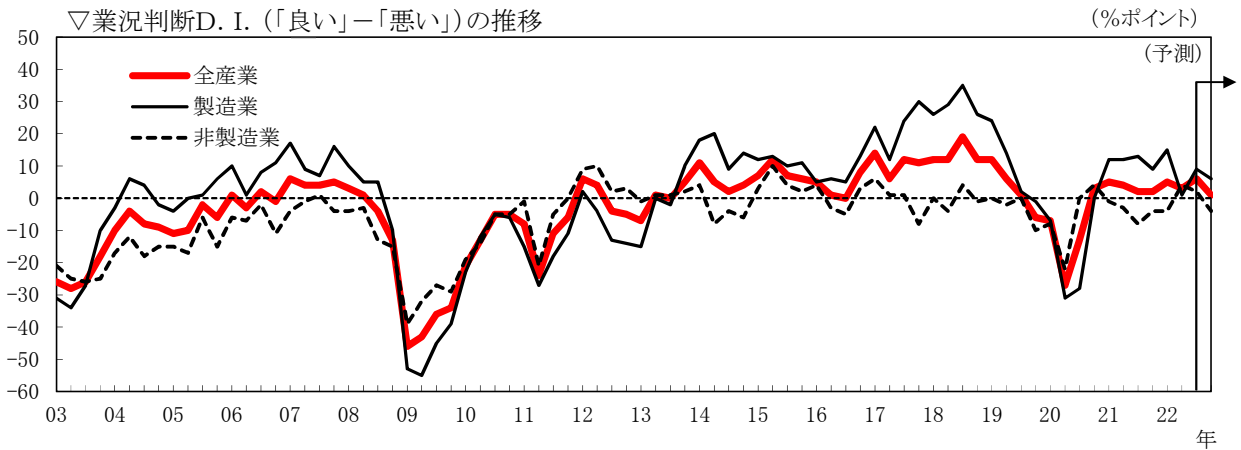
(令和4年度基礎調査データ)

2022年9月 企業短期経済観測調査結果（茨城県）

○調査時期 2022年9月 （回答期間 8月29日～9月30日）

○調査対象企業数

	全産業			うち中小企業		
	合計	製造業	非製造業	合計	製造業	非製造業
対象企業数	142社	68社	74社	74社	31社	43社
回答率	97.2%	97.1%	97.3%	95.9%	93.5%	97.7%



▽業況判断D.I.（%ポイント）

	調査時期										
	20年9月	20年12月	21年3月	21年6月	21年9月	21年12月	22年3月	22年6月		22年9月	
								最近	先行き	最近	先行き
全産業	▲13	3	5	4	2	2	5	3	▲1	6	1
製造業	▲28	0	12	12	13	9	15	1	▲1	9	6
非製造業	0	4	▲1	▲3	▲8	▲4	▲4	4	0	2	▲4

(注1) D. I. は、Diffusion Indexの略。

(注2) 判断D. I. は、「良い」(回答社数構成比<%) - 「悪い」(回答社数構成比<%) (以下同じ)。

I. 判断D. I.

1. 業況判断D. I. および業況判断の選択肢別社数構成比

(%ポイント、%)

	回答 企業数	調 査 時 期						
		21年9月	21年12月	22年3月	22年6月		22年9月	
					最近	先行き	最近	先行き
全 産 業	138	2	2	5	3	▲1	6	1
製 造 業	66	13	9	15	1	▲1	9	6
良 い		28	30	33	22	15	24	17
さほど良くない		57	49	49	57	69	61	72
悪 い		15	21	18	21	16	15	11
化 学	5	0	0	0	16	▲33	40	0
窯 業・土 石	9	▲11	▲11	22	22	11	22	0
鉄 鋼	6	60	80	50	33	16	16	16
非 鉄 金 属	5	40	▲20	▲20	▲20	0	▲40	0
食 料 品	5	0	0	0	0	▲20	20	▲20
金 属 製 品	7	▲33	▲33	▲14	0	0	14	14
はん用・生産用 ・業務用機械	10	33	22	50	▲30	20	0	20
電 気 機 械	13	30	23	23	15	8	15	16
輸 送 用 機 械	5	11	12	0	▲40	▲40	0	▲20
非 製 造 業	72	▲8	▲4	▲4	4	0	2	▲4
良 い		13	17	19	15	10	15	10
さほど良くない		66	62	58	74	80	72	76
悪 い		21	21	23	11	10	13	14
建 設	13	9	16	0	▲17	0	▲7	0
不 動 産・ 物 品 賃 貸	4	0	0	0	0	▲25	▲25	▲25
卸 売	11	10	▲10	▲9	9	▲9	0	▲18
小 売	20	▲30	▲20	▲15	0	0	▲5	▲10
運 輸・郵 便	6	0	20	50	33	33	33	33
情 報 通 信	3	33	33	33	33	0	33	0
電 気・ガ ス	3	0	0	0	0	0	0	0
対 事 業 所 サ ー ビ ス	4	20	0	0	20	20	25	25
対 個 人 サ ー ビ ス	4	▲25	▲20	▲20	25	0	25	0
宿 泊・飲 食 サ ー ビ ス	4	▲75	▲25	▲50	▲25	▲25	0	▲25

(注) 回答社数が3社未満の業種(紙・パルプ)については、業種別計数は非公表。

2. 需給・在庫・価格判断D. I.

(%ポイント)

		調 査 時 期						
		21年9月	21年12月	22年3月	22年6月		22年9月	
					最近	先行き	最近	先行き
国内での製商品・サービス需給判断 「需要超過」-「供給超過」	全 産 業	▲ 15	▲ 9	▲ 9	▲ 4	▲ 5	▲ 8	▲ 8
	製 造 業	▲ 3	3	0	9	4	4	3
	非 製 造 業	▲ 27	▲ 22	▲ 17	▲ 17	▲ 14	▲ 18	▲ 18
海外での製商品需給判断 「需要超過」-「供給超過」	製 造 業	19	20	17	17	14	12	9
製商品在庫水準判断 「過大」-「不足」	全 産 業	3	0	▲ 4	7	/	5	/
	製 造 業	1	▲ 6	▲ 4	5	/	8	/
	非 製 造 業	4	9	▲ 2	11	/	2	/
仕入価格判断 「上昇」-「下落」	全 産 業	42	48	58	63	58	66	69
	製 造 業	53	58	63	75	66	69	72
	非 製 造 業	32	38	53	50	50	62	66
販売価格判断 「上昇」-「下落」	全 産 業	13	12	20	29	28	31	41
	製 造 業	13	15	15	31	28	26	37
	非 製 造 業	11	10	24	27	28	35	44

3. 設備・雇用人員判断D. I.

(%ポイント)

		調 査 時 期						
		21年9月	21年12月	22年3月	22年6月		22年9月	
					最近	先行き	最近	先行き
生産・営業用設備判断 「過剰」-「不足」	全 産 業	2	2	▲ 2	0	▲ 2	0	▲ 2
	製 造 業	0	3	1	1	2	0	▲ 3
	非 製 造 業	4	0	▲ 5	▲ 3	▲ 6	0	▲ 1
雇用人員判断 「過剰」-「不足」	全 産 業	▲ 24	▲ 31	▲ 35	▲ 29	▲ 34	▲ 37	▲ 37
	製 造 業	▲ 13	▲ 17	▲ 23	▲ 18	▲ 20	▲ 27	▲ 26
	非 製 造 業	▲ 35	▲ 44	▲ 48	▲ 38	▲ 48	▲ 46	▲ 48

4. 企業金融関連判断D. I.

(%ポイント)

		調 査 時 期						
		21年9月	21年12月	22年3月	22年6月		22年9月	
					最近	先行き	最近	先行き
資金繰り判断 「楽である」-「苦しい」	全 産 業	13	12	9	7	/	6	/
	製 造 業	12	9	8	3	/	6	/
	非 製 造 業	14	13	10	10	/	7	/
金融機関の貸出態度判断 「緩い」-「厳しい」	全 産 業	13	16	15	13	/	15	/
	製 造 業	16	20	13	11	/	13	/
	非 製 造 業	10	12	17	15	/	16	/
借入金利水準判断 「上昇」-「低下」	全 産 業	▲ 2	▲ 1	1	2	6	4	11
	製 造 業	▲ 4	0	4	5	7	8	6
	非 製 造 業	0	▲ 1	▲ 1	0	5	1	15

II. 事業計画

1. 売上高

(前年比・%)

	21年度	22年度		上期		下期	
		(計画)	修正率	(実績見込み)	修正率	(計画)	修正率
全 産 業	4.4	6.2	▲ 1.3	3.7	▲ 2.2	8.4	▲ 0.4
製 造 業	10.1	8.8	▲ 1.3	6.0	▲ 2.2	11.3	▲ 0.5
非 製 造 業	▲ 1.2	3.2	▲ 1.2	1.4	▲ 2.2	5.0	▲ 0.3
中 小 企 業	5.4	3.0	0.1	2.7	▲ 0.6	3.2	0.7
製 造 業	4.0	8.9	0.7	8.1	▲ 0.5	9.5	1.8
非 製 造 業	5.7	1.6	▲ 0.1	1.5	▲ 0.7	1.7	0.5

(注)修正率は前回調査との対比(以下同じ)。

(注)中小企業は資本金2千万円以上1億円未満の先(以下同じ)。

(参考:ここまでの推移)

(前年比・%)

	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度 (計画)
全 産 業	5.8	▲ 0.8	▲ 2.7	▲ 4.6	4.4	6.2
製 造 業	11.2	▲ 1.2	▲ 4.4	▲ 9.8	10.1	8.8
非 製 造 業	0.1	▲ 0.4	▲ 0.7	1.2	▲ 1.2	3.2

2. 経常利益

(前年比・%)

	21年度	22年度		上期		下期	
		(計画)	修正率	(実績見込み)	修正率	(計画)	修正率
全 産 業	▲ 0.4	▲ 2.4	▲ 3.1	▲ 20.7	▲ 4.2	17.1	▲ 2.3
製 造 業	9.2	▲ 1.1	3.7	▲ 35.1	9.4	75.4	▲ 0.6
非 製 造 業	▲ 3.9	▲ 3.0	▲ 5.8	▲ 11.4	▲ 9.6	3.7	▲ 3.0
中 小 企 業	▲ 8.3	▲ 11.2	▲ 7.7	▲ 3.1	▲ 3.6	▲ 15.6	▲ 10.2
製 造 業	▲ 6.6	▲ 8.8	▲ 5.3	▲ 0.8	2.4	▲ 14.9	▲ 11.3
非 製 造 業	▲ 9.1	▲ 12.4	▲ 9.0	▲ 4.7	▲ 7.5	▲ 15.9	▲ 9.7

(参考:ここまでの推移)

(前年比・%)

	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度 (計画)
全 産 業	3.4	▲ 10.4	6.1	10.2	▲ 0.4	▲ 2.4
製 造 業	14.8	▲ 40.9	39.3	0.7	9.2	▲ 1.1
非 製 造 業	▲ 1.8	5.3	▲ 3.5	14.2	▲ 3.9	▲ 3.0

3. 設備投資額

ソフトウェアを含む<除く土地投資額>

(前年比・%)

	21年度	22年度	
		(計画)	修正率
全 産 業	▲ 8.4	32.8	▲ 0.5
製 造 業	▲ 29.7	51.6	1.8
非 製 造 業	61.6	3.0	▲ 5.4
中 小 企 業	▲ 43.5	0.9	▲ 5.6
製 造 業	▲ 79.5	35.3	3.9
非 製 造 業	36.0	▲ 10.6	▲ 9.8

ソフトウェア・研究開発を含む<除く土地投資額>

(前年比・%)

	21年度	22年度	
		(計画)	修正率
全 産 業	▲ 6.1	24.4	▲ 0.7
製 造 業	▲ 18.5	31.2	0.7
非 製 造 業	58.6	4.1	▲ 5.6
中 小 企 業	▲ 42.7	1.4	▲ 5.3
製 造 業	▲ 77.9	34.2	4.1
非 製 造 業	36.0	▲ 10.6	▲ 9.8

(参考:ここまでの推移)

ソフトウェアを含む<除く土地投資額>

(前年比・%)

	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度(計画)		
						調 査 時 期		
						22年3月	22年6月	22年9月
全 産 業	▲ 7.8	11.0	▲ 11.7	6.7	▲ 8.4	46.0	28.1	32.8
製 造 業	▲ 11.1	24.2	▲ 17.0	17.6	▲ 29.7	64.0	48.9	51.6
非 製 造 業	▲ 0.9	▲ 11.6	1.3	▲ 15.1	61.6	8.0	▲ 1.7	3.0

本稿は、直前の営業日までに利用可能であった情報をもとに記述しています。

2022 年 9 月 7 日

日本銀行水戸事務所

茨城県金融経済概況

1. 要 旨

県内景気は、引き続き供給制約の影響がみられるものの、個人消費への新型コロナウイルス感染症の影響が和らぐもとで、基調としては持ち直している。

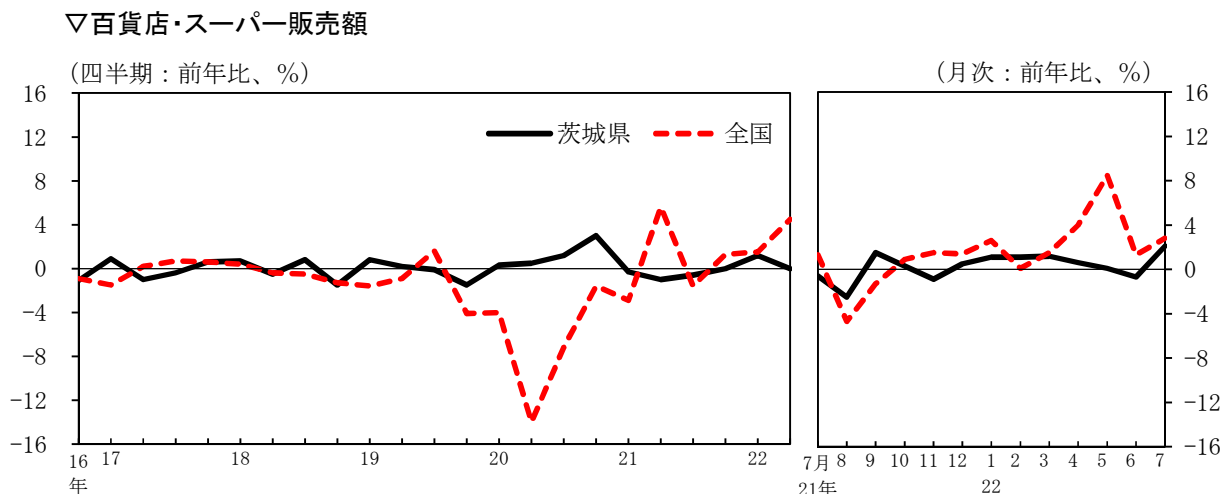
主要支出項目をみると、輸出は、海外経済が総じてみれば回復している中、基調としては増加を続けているものの、引き続き供給制約の影響がみられる。国内需要の面では、個人消費は、感染症の影響が和らぐもとで、徐々に持ち直している。住宅投資は持ち直しの動きが鈍化しているほか、公共投資は基調としては弱含んでいる。設備投資をみると、6 月企業短期経済観測調査結果(茨城県)では、2022 年度は前年度を上回る計画となっている。このような内外需要を反映して、生産は、基調としては増加を続けているものの、引き続き供給制約の影響がみられる。この間、雇用・所得環境をみると、労働需給に改善の動きもみられるが、所得面を中心になお弱めとなっている。

なお、金融面をみると、預金は増加した一方、貸出が減少した。貸出約定平均金利は低下した。

2. 実体経済

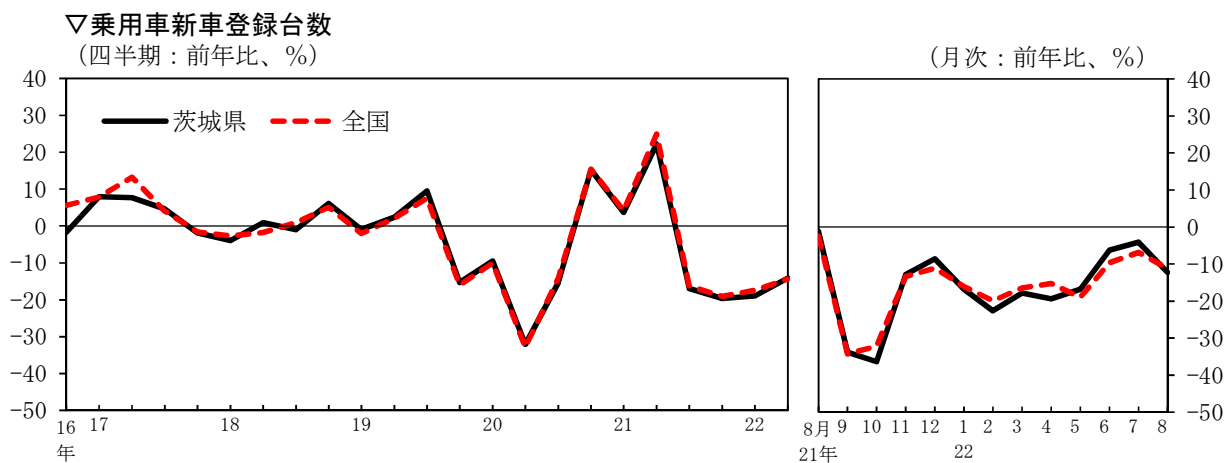
(1) 個人消費

7月の百貨店・スーパー販売額は、2か月振りに前年を上回った。



(出所)経済産業省「商業動態統計」

8月の乗用車新車登録台数は、14か月連続で前年を下回った。



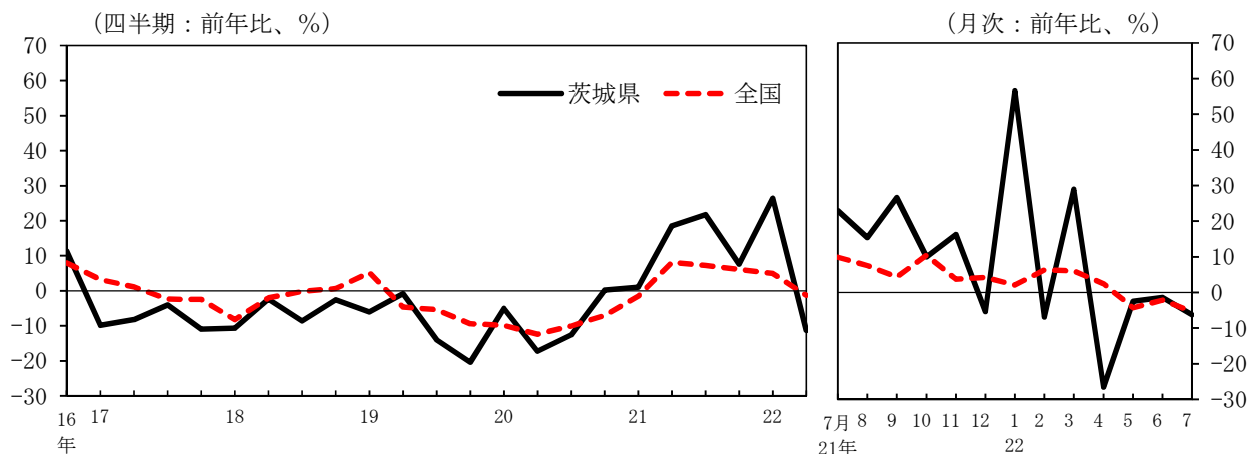
(出所)茨城県自動車販売店協会、日本自動車販売協会連合会「自動車登録統計情報」、
全国軽自動車協会連合会「軽自動車新車販売」

家電販売は、巣ごもり需要やテレワーク関連需要が一服していることに加え、一部の商品での供給制約の影響等もあって、このところ弱含んでいる。

(2) 住宅投資

7月の新設住宅着工戸数は、貸家系が前年を上回ったものの、持家、分譲が前年を下回り、全体では4か月連続で前年を下回った。

▽新設住宅着工戸数

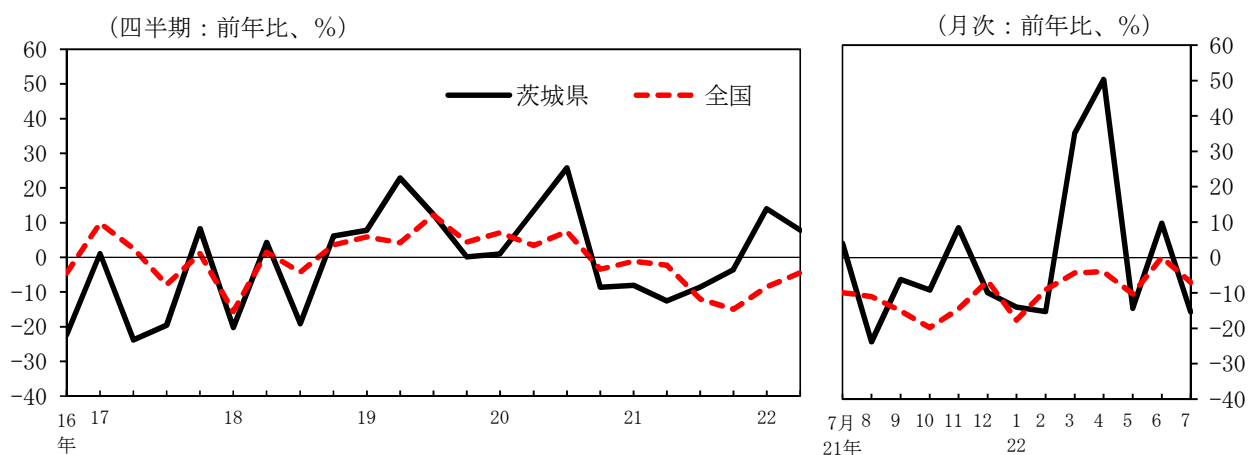


(出所)国土交通省「建築着工統計」

(3) 公共投資

7月の公共工事請負金額は、2か月振りに前年を下回った。

▽公共工事請負金額

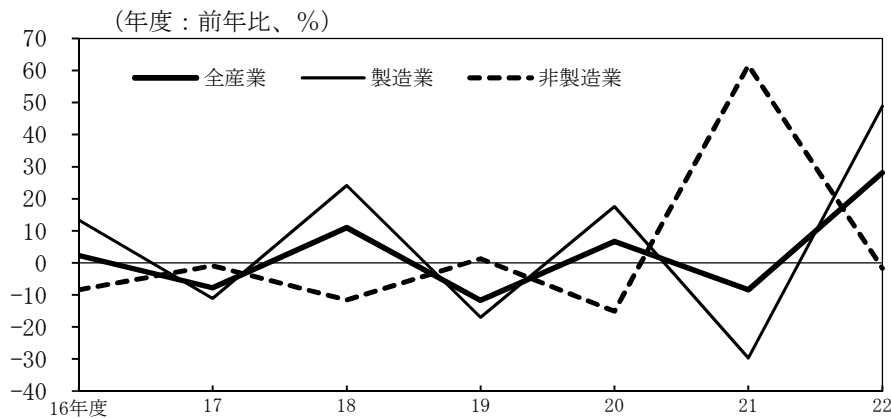


(出所)東日本建設業保証茨城支店「茨城県内の公共工事の動向」、東日本建設業保証「公共工事前払金保証統計」

(4) 設備投資

6月企業短期経済観測調査結果(茨城県)をみると、2022年度の設備投資は、資材不足などにより前年度からずれ込んだ案件等に加え、生産能力増強、新規出店、デジタル化・脱炭素化対応といった前向きな投資計画も見受けられ、前年度を上回る計画となっている。

▽設備投資



(出所)日本銀行水戸事務所

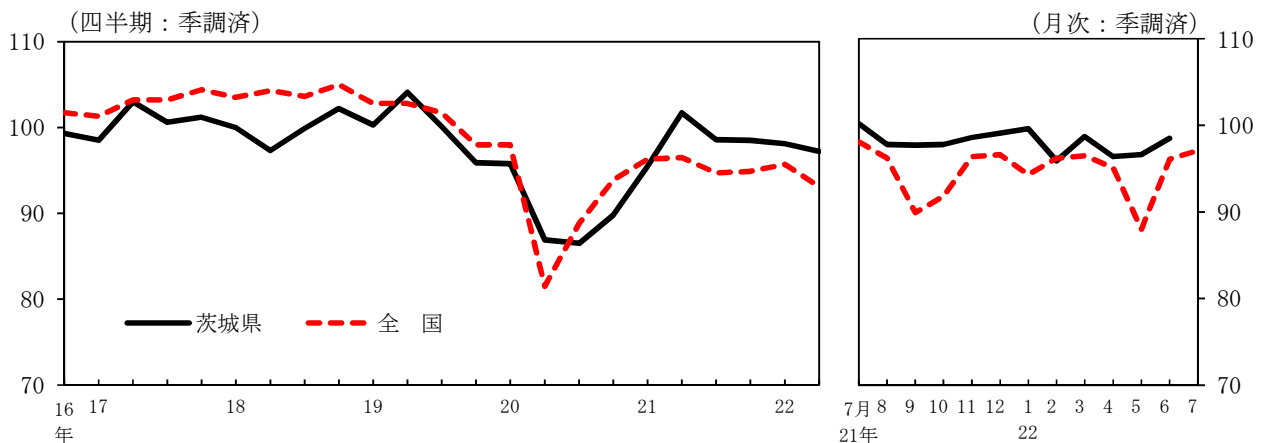
(5) 輸 出

海外経済が総じてみれば回復している中、基調としては増加を続けているものの、引き続き供給制約の影響がみられる。

(6) 生 産

6月の鉱工業生産指数(原指数)は、3か月連続で前年を下回った。海外経済の回復などを背景に基調としては増加を続けているものの、引き続き供給制約の影響がみられる。

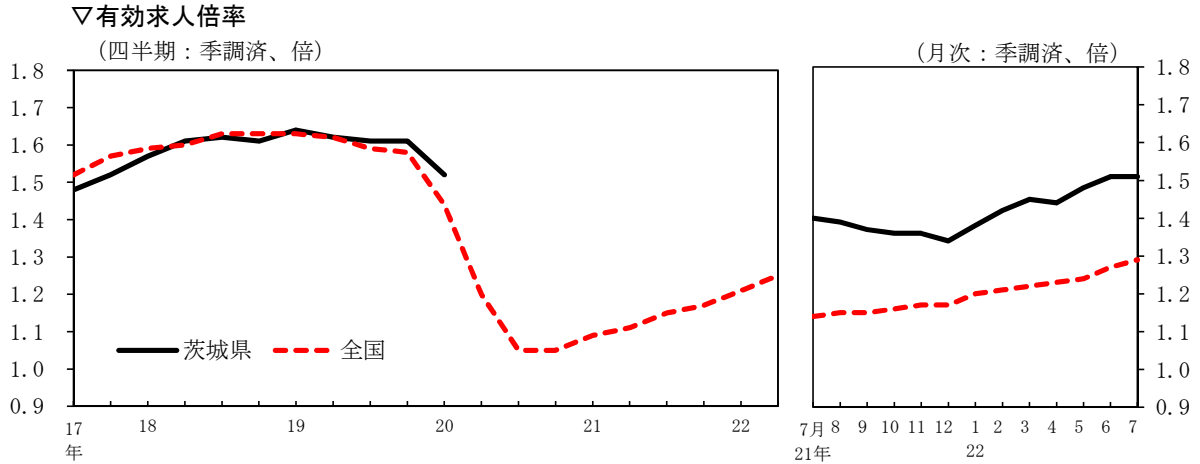
▽鉱工業生産指数



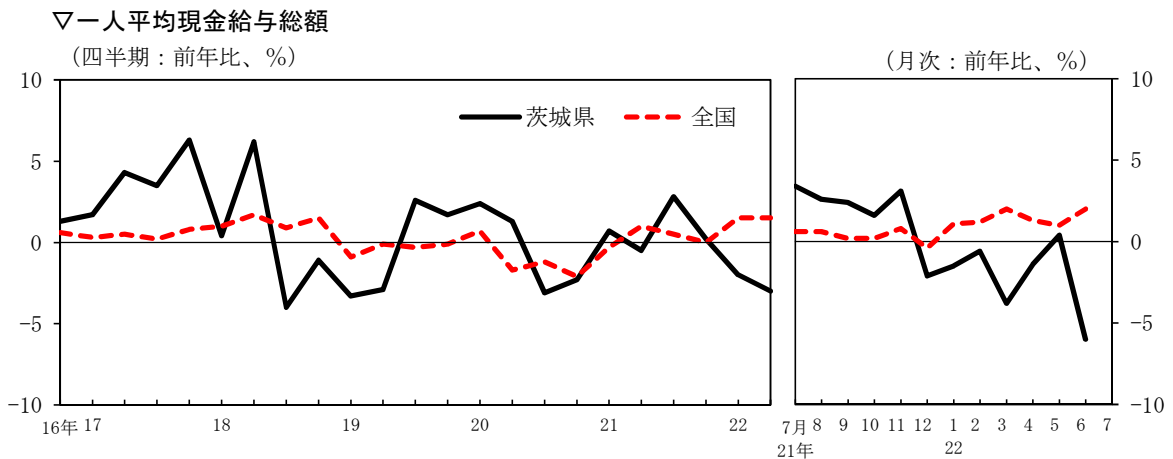
(出所)茨城県「茨城県鉱工業指数」、経済産業省「鉱工業指数統計」

(7) 雇用・所得環境

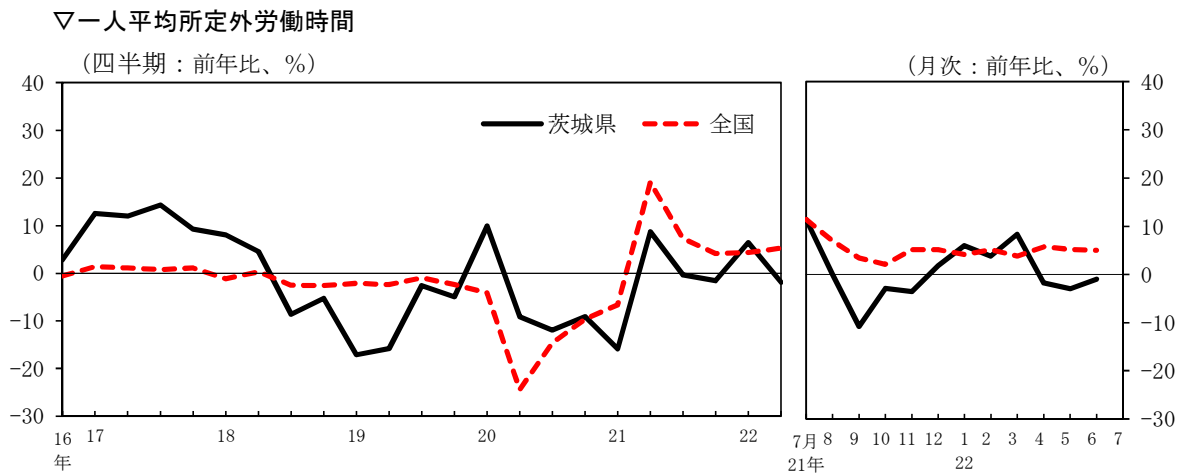
雇用・所得環境は、7月の有効求人倍率(季節調整済)は1.51倍と前月並み。また、6月の一人平均現金給与総額と一人平均所定外労働時間は前年を下回った。労働需給に改善の動きもみられるが、所得面を中心になお弱めとなっている。



(出所)厚生労働省「一般職業紹介状況」



(出所)茨城県「毎月勤労統計調査地方調査」、厚生労働省「毎月勤労統計調査」

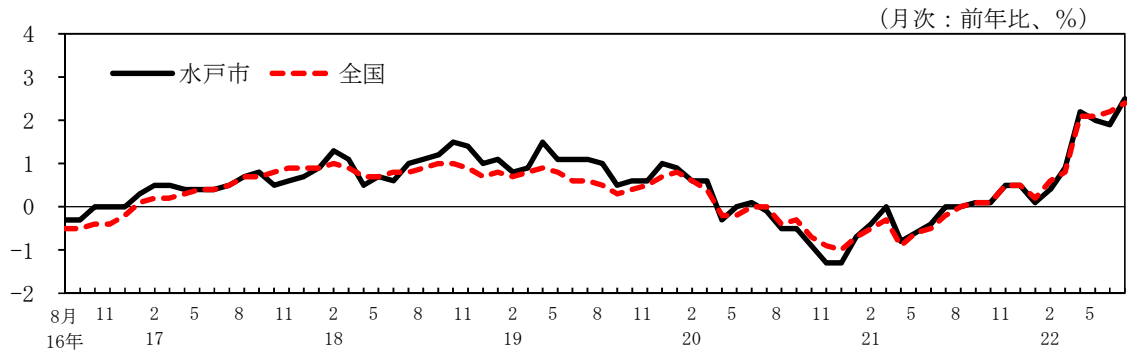


(出所)茨城県「毎月勤労統計調査地方調査」、厚生労働省「毎月勤労統計調査」

(8) 物 価

7月の水戸市の消費者物価指数(生鮮食品を除く総合)前年比は、+2.5%と前年を上回った。

▽消費者物価指数(生鮮食品を除く総合)



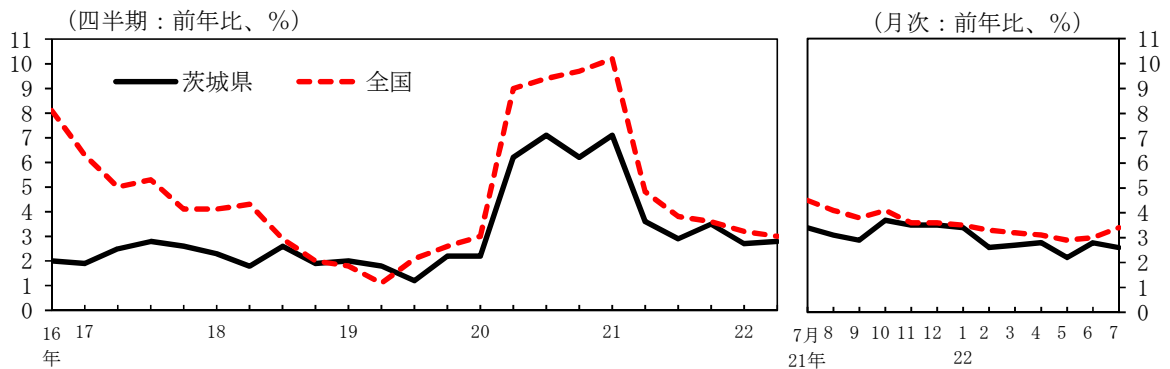
(出所)総務省「消費者物価指数」

3. 金 融

(1) 預金

7月末の県内金融機関の預金残高(末残)は、15兆787億円(前年比+2.6%)と前年を上回った。

▽預金

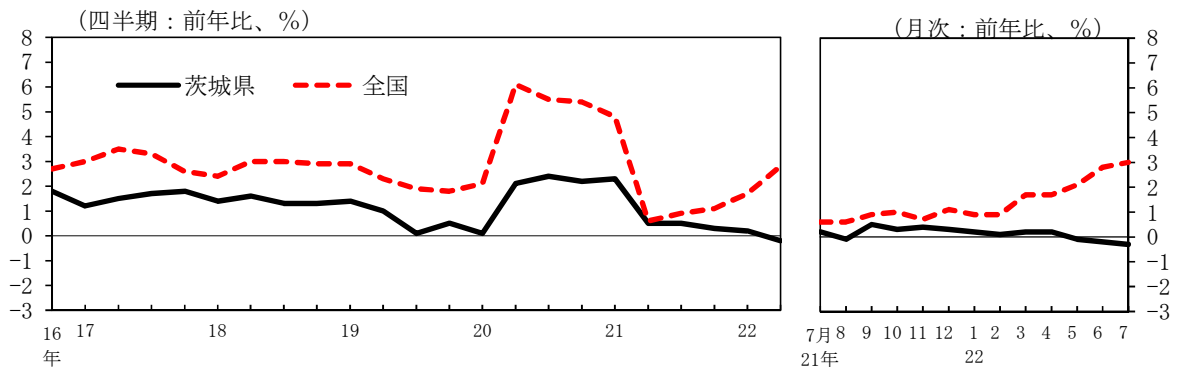


(出所)日本銀行水戸事務所、日本銀行「都道府県別預金・現金・貸出金」

(2) 貸出

7月末の県内金融機関の貸出残高(末残)は、6兆5,706億円(前年比▲0.3%)と前年を下回った。

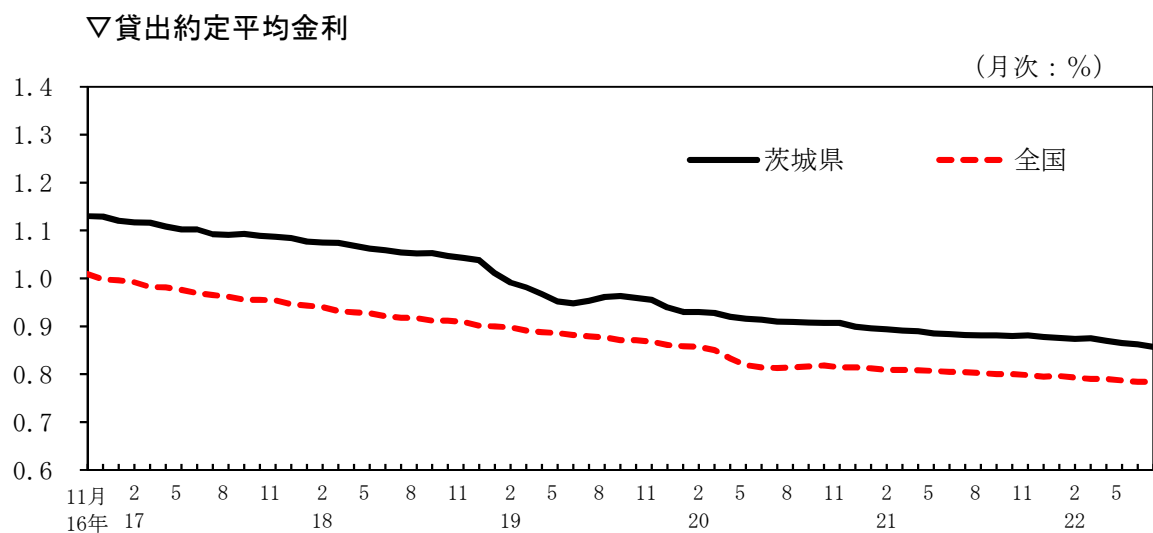
▽貸出金



(出所)日本銀行水戸事務所、日本銀行「都道府県別預金・現金・貸出金」

(3) 貸出約定平均金利

7月末の県内金融機関の貸出約定平均金利(ストックベース<総合>)は、0.857%と前月を下回った。



(出所) 日本銀行水戸事務所、日本銀行「貸出約定平均金利の推移」

以 上

本資料に関する問い合わせ先: 日本銀行水戸事務所
TEL: 029-224-2734 (代表)

I. 実体経済

(1) 個人消費

(前年比、%)

	個人消費関連							
	百貨店・スーパー販売額		乗用車新車登録台数					
	茨城県	全国	茨城県			全国		
			普通・小型	軽自動車		普通・小型	軽自動車	
2020年	1.3	▲ 6.6	▲ 11.2	▲ 13.6	▲ 6.3	▲ 11.4	▲ 12.2	▲ 10.0
2021年	▲ 0.5	0.6	▲ 4.4	▲ 4.1	▲ 4.9	▲ 3.5	▲ 3.2	▲ 4.2
2021年 7～9月	▲ 0.6	▲ 1.6	▲ 17.0	▲ 12.2	▲ 25.3	▲ 16.3	▲ 11.3	▲ 25.0
10～12月	0.0	1.3	▲ 19.7	▲ 18.8	▲ 21.5	▲ 19.1	▲ 18.5	▲ 20.3
2022年 1～3月	1.2	1.5	▲ 19.0	▲ 17.3	▲ 22.2	▲ 17.4	▲ 14.8	▲ 21.9
4～6月	0.0	4.5	▲ 14.1	▲ 16.0	▲ 10.4	▲ 14.4	▲ 15.9	▲ 11.7
2022年 3月	1.2	1.5	▲ 17.9	▲ 15.3	▲ 22.8	▲ 16.5	▲ 13.6	▲ 21.7
4月	0.6	4.0	▲ 19.4	▲ 20.8	▲ 16.8	▲ 15.3	▲ 16.0	▲ 14.1
5月	0.1	8.5	▲ 16.8	▲ 18.8	▲ 12.8	▲ 19.0	▲ 17.8	▲ 21.1
6月	▲ 0.7	1.3	▲ 6.3	▲ 9.0	▲ 0.9	▲ 9.6	▲ 14.3	▲ 0.1
7月	p 2.1	p 2.8	▲ 4.1	▲ 11.5	13.1	▲ 6.9	▲ 12.2	4.8
8月	n. a.	n. a.	▲ 12.2	▲ 14.5	▲ 7.5	▲ 11.2	▲ 12.1	▲ 9.4
出所	経済産業省		茨城県自動車販売店協会			日本自動車販売協会連合会	全国軽自動車協会連合会	

(注) 1. 既存店ベース。

2. p は速報値。

(2) 住宅投資

(前年比、%)

	新設住宅着工戸数				
	茨城県			全国	
		持家	貸家系	分譲	
2020年	▲ 9.1	▲ 10.4	▲ 14.3	2.7	▲ 9.9
2021年	12.2	13.5	7.3	15.5	5.0
2021年 7～9月	21.7	25.5	38.4	▲ 8.1	7.2
10～12月	7.6	6.6	5.7	12.4	6.1
2022年 1～3月	26.4	▲ 10.1	32.6	120.2	4.9
4～6月	▲ 11.3	▲ 12.0	▲ 3.9	▲ 16.1	▲ 1.3
2022年 2月	▲ 6.9	▲ 16.1	▲ 1.3	13.8	6.3
3月	28.9	▲ 10.8	73.8	78.0	6.0
4月	▲ 26.6	▲ 4.9	▲ 39.1	▲ 40.5	2.4
5月	▲ 2.5	▲ 15.6	17.4	13.3	▲ 4.3
6月	▲ 1.4	▲ 14.4	9.6	19.2	▲ 2.2
7月	▲ 6.3	▲ 12.5	1.0	▲ 0.4	▲ 5.4
出所	国土交通省				

(注) 貸家系は貸家と給与住宅の合計。

(3) 公共投資

(前年比、%)

	公共工事請負金額					
	茨城県					全 国
	うち	国	独立行政法人等	県	市町村	
2020年度	7.3	31.0	129.3	7.1	▲ 1.2	2.3
2021年度	▲ 5.0	32.2	▲ 37.3	▲ 5.6	▲ 9.5	▲ 8.6
2021年 7～9月	▲ 8.6	▲ 10.7	▲ 57.5	3.6	▲ 9.5	▲ 12.0
10～12月	▲ 3.5	6.0	14.7	▲ 14.7	3.7	▲ 15.0
2022年 1～3月	14.0	157.2	▲ 1.9	4.0	▲ 39.5	▲ 8.5
4～6月	7.8	41.6	51.9	▲ 1.7	▲ 1.0	▲ 4.4
2022年 2月	▲ 15.2	▲ 48.6	94.6	17.3	14.9	▲ 9.1
3月	35.2	560.5	10.8	0.4	▲ 57.5	▲ 4.3
4月	50.3	190.9	268.0	▲ 20.3	▲ 29.5	▲ 4.0
5月	▲ 14.3	52.7	12.9	16.9	▲ 23.1	▲ 10.3
6月	9.7	▲ 1.0	▲ 43.5	7.4	23.7	0.1
7月	▲ 15.3	▲ 41.3	108.3	▲ 40.2	▲ 3.0	▲ 7.0
出 所	東日本建設業保証茨城支店					東日本建設業保証

(注) 1. 公共工事請負金額（茨城県）は工事場所ベース。
 2. 公共工事請負金額（全国）は、北海道建設業信用保証（株）、東日本建設業保証（株）、西日本建設業保証（株）による請負金額の合計。

(4) 設備投資

(前年比、%)

	企業短期経済観測調査					
	茨城県			全 国		
		製造業	非製造業		製造業	非製造業
2020年度	6.7	17.6	▲ 15.1	▲ 9.7	▲ 9.6	▲ 9.8
2021年度	▲ 8.4	▲ 29.7	61.6	0.4	1.7	▲ 0.5
修正率	15.1	▲ 0.2	47.2	▲ 4.8	▲ 5.6	▲ 4.2
2022年度（計画）	28.1	48.9	▲ 1.7	15.5	21.8	11.6
修正率	1.0	▲ 9.3	34.0	6.5	4.4	7.9
出 所	日本銀行水戸事務所			日本銀行		

(注) 1. ソフトウェア投資を含み、土地投資は含まない。
 2. 修正率は前回調査からの変化率。

(5) 生産

(前年比、%)

	鉱工業指数 < 季節調整済 >											
	生産				出荷				在庫			
	茨城県		全国		茨城県		全国		茨城県		全国	
		前年比		前年比		前年比		前年比		前年比		前年比
2020年	90.1	▲ 9.7	90.6	▲ 10.4	89.3	▲ 9.4	89.6	▲ 10.6	84.7	▲ 16.1	93.2	▲ 8.4
2021年	98.5	9.3	95.7	5.6	95.9	7.4	93.7	4.6	91.7	8.3	97.8	4.9
2021年 7~9月	98.6	13.2	94.7	5.4	95.0	9.4	92.2	3.9	91.6	1.7	97.9	0.4
10~12月	98.5	7.5	94.9	0.9	94.9	3.2	92.4	0.0	93.9	8.3	99.9	4.9
2022年 1~3月	98.1	2.7	95.7	▲ 0.6	93.3	▲ 0.9	92.9	▲ 1.8	97.6	11.4	100.9	6.8
4~6月	97.2	▲ 4.6	93.1	▲ 3.7	93.8	▲ 6.4	92.0	▲ 3.6	90.1	3.9	99.6	4.2
2022年 2月	95.9	▲ 0.5	96.2	0.5	93.1	▲ 1.8	92.7	▲ 1.5	94.1	4.4	101.3	7.1
3月	98.7	4.0	96.5	▲ 1.7	92.2	▲ 2.0	93.3	▲ 2.4	97.6	11.4	100.9	6.8
4月	96.4	▲ 5.7	95.1	▲ 4.9	94.3	▲ 8.5	93.0	▲ 4.6	95.6	10.2	98.6	4.1
5月	96.6	▲ 2.9	88.0	▲ 3.1	93.1	▲ 2.7	89.2	▲ 3.1	91.7	4.9	97.7	3.8
6月	98.5	▲ 4.9	96.1	▲ 2.8	94.0	▲ 7.3	93.7	▲ 2.9	90.1	3.9	99.6	4.2
7月	n. a.	n. a.	p 97.1	p ▲ 1.8	n. a.	n. a.	p 95.2	p ▲ 1.6	n. a.	n. a.	p 99.6	p 4.5
出 所	茨城県		経済産業省		茨城県		経済産業省		茨城県		経済産業省	

(注) 1. 2015年=100。鉱工業指数の前年比は原指数の前年比。年ベースの指数は原指数。

2. 茨城県鉱工業指数は、年間補正が実施され、2021年1月以降の指数が適及改定された。

3. p は速報値。

(6) 雇用・所得環境

(前年比、%)

	有効求人倍率 (季節調整済・倍)		常用労働者数		一人平均 現金給与総額		一人平均 所定外労働時間	
	茨城県	全国	茨城県	全国	茨城県	全国	茨城県	全国
2020年	1.33	1.18	▲ 0.8	1.0	▲ 0.6	▲ 1.2	▲ 5.2	▲ 13.2
2021年	1.35	1.13	0.1	1.2	0.7	0.3	▲ 3.0	5.1
2021年 7~9月	—	1.15	0.0	1.4	2.8	0.5	▲ 0.4	7.3
10~12月	—	1.17	0.6	1.1	0.2	0.0	▲ 1.6	4.1
2022年 1~3月	—	1.21	0.5	0.6	▲ 2.0	1.5	6.4	4.3
4~6月	n. a.	1.25	0.6	0.8	▲ 3.0	1.5	▲ 1.9	5.3
2022年 2月	1.42	1.21	0.6	0.5	▲ 0.6	1.2	3.8	5.1
3月	1.45	1.22	0.4	0.5	▲ 3.8	2.0	8.3	3.8
4月	1.44	1.23	0.5	0.5	▲ 1.4	1.3	▲ 1.8	5.7
5月	1.48	1.24	0.7	0.7	0.4	1.0	▲ 3.0	5.2
6月	1.51	1.27	0.6	1.1	▲ 6.0	2.0	▲ 1.0	5.0
7月	1.51	1.29	n. a.	n. a.	n. a.	n. a.	n. a.	n. a.
出 所	厚生労働省		茨城県	厚生労働省	茨城県	厚生労働省	茨城県	厚生労働省

(注) 1. 有効求人倍率は、新規学卒者を除きパートタイムを含む。

2. 常用労働者数、一人平均現金給与総額、一人平均所定外労働時間の前年比は2021年12月までは2015年=100の指数で算出し、2022年1月以降は2020年=100の指数で算出。事業所規模5人以上。

(7) 物価

(前年比、%)

		消費者物価指数 (生鮮食品を除く総合)	
		水戸市	全 国
2020年		▲ 0.2	▲ 0.2
2021年		▲ 0.2	▲ 0.2
2021年	7月	0.0	▲ 0.2
	8月	0.0	0.0
	9月	0.1	0.1
	10月	0.1	0.1
	11月	0.5	0.5
	12月	0.5	0.5
2022年	1月	0.1	0.2
	2月	0.4	0.6
	3月	0.9	0.8
	4月	2.2	2.1
	5月	2.0	2.1
	6月	1.9	2.2
	7月	2.5	2.4
出 所		総務省	

(注) 2020年=100。

(8) 企業倒産

(前年比、%)

	茨城県				
	件数 (件)	負債総額 (百万円)			
		前年比		前年比	
2020年	118	▲ 7.8	11,103	▲ 31.8	
2021年	104	▲ 11.9	10,886	▲ 2.0	
2021年	7~9月	22	▲ 31.3	1,816	▲ 24.3
	10~12月	25	0.0	3,048	65.3
2022年	1~3月	28	▲ 12.5	6,244	168.0
	4~6月	23	▲ 8.0	4,770	29.2
2022年	2月	7	▲ 30.0	1,432	113.7
	3月	12	9.1	2,915	208.8
	4月	7	40.0	345	▲ 18.6
	5月	7	▲ 50.0	953	▲ 65.0
	6月	9	50.0	3,472	533.6
	7月	14	75.0	789	84.3
出 所		東京商工リサーチ			

(注) 負債総額10百万円以上の企業倒産。

II. 金融

(1) 実質預金、貸出、貸出約定平均金利

(前年比、%、残高は億円)

(月中変化幅、%ポイント、%)

	実質預金		貸出		貸出約定平均金利 (総合、ストックベース)			
	茨城県	全 国	茨城県	全 国		茨城県	全 国	
2021年 3月	7.1	10.2	2.3	4.8	2022年	4月中	▲ 0.005	0.000
6月	3.6	4.8	0.5	0.6		5月中	▲ 0.005	▲ 0.003
9月	2.9	3.8	0.5	0.9		6月中	▲ 0.003	▲ 0.003
12月	3.5	3.6	0.3	1.1		7月中	▲ 0.005	0.000
2022年 2月	2.6	3.3	0.1	0.9		7月末	0.857	0.784
3月	2.7	3.2	0.2	1.7		出 所	日本銀行 水戸事務所	日本銀行
4月	2.8	3.1	0.2	1.7				
5月	2.2	2.9	▲ 0.1	2.1				
6月	2.8	3.0	▲ 0.2	2.8				
7月	2.6	3.4	▲ 0.3	3.0				
7月末残高	150,787	9,274,908	65,706	5,530,711				
出 所	日本銀行 水戸事務所	日本銀行	日本銀行 水戸事務所	日本銀行				

(注) 【実質預金、貸出】

- 「茨城県」は、国内銀行（ゆうちょ銀行等を除く）の茨城県内店舗、および、県内に本店を置く信用金庫の全店舗。
- 銀行勘定を集計。ただし、国内銀行については、特別国際金融取引勘定（オフショア勘定）を除く。
- 実質預金は、預金から切手手形を控除したもの。
- 貸出金については、中央政府向け貸出を除く。
- 「全国」は、日本銀行「都道府県別預金・現金・貸出金」（本行ホームページ掲載）の全国計。詳しくは「都道府県別預金・現金・貸出金」の注釈をご参照ください。

【貸出約定平均金利】

- 「茨城県」は、茨城県内に本店を置く、国内銀行（ゆうちょ銀行等を除く）、信用金庫の貸出金利を貸出金残高で加重平均したもの（総合・ストックベース）。
- 貸出金利、貸出金残高は銀行勘定の円貸出のうち、金融機関向け貸出を除いたもの。
- 「全国」は、日本銀行「貸出約定平均金利の推移」（本行ホームページ掲載）における国内銀行の総合・ストックベース。詳しくは「貸出約定平均金利の推移」の注釈をご参照ください。

(2) 銀行券

(億円)

	発 行	還 収	発行・還収 (▲) 超	
				前年実績
2020年	7,838	1,067	6,770	6,181
2021年	7,710	512	7,197	6,770
2021年 7～9月	1,811	69	1,741	1,385
10～12月	2,589	63	2,526	2,414
2022年 1～3月	1,325	102	1,222	1,294
4～6月	1,677	55	1,621	1,635
2022年 3月	656	38	618	682
4月	723	16	706	676
5月	309	24	284	281
6月	645	14	630	677
7月	678	19	658	728
8月	624	26	598	570
出 所	日本銀行水戸事務所			

茨城労働局発表
令和4年9月30日(金)
午前10時30分解禁

【照会先】

茨城労働局職業安定部職業安定課
課長 小林 謙
地方労働市場情報官 大久保 秀幹
電話 029-224-6218

報道関係者 各位

県内の雇用情勢の概況（令和4年8月分）

基調判断

「県内の雇用情勢は、求人が求職を上回って推移し、改善の動きがみられるものの、原材料価格の動向や供給面での制約等が雇用に与える影響を引き続き注視していく必要がある。」

- **有効求人倍率（季節調整値）**は、1.51倍となり、前月と同水準となりました。（1.51倍は全国16番目）
⇒資料 P3、P4、P5、P6、P13、P14、P15
※ 有効求人数（季節調整値）は、55,355人で前月より**0.6%減**となり、**2か月連続の減少**となりました。
※ 有効求職者数（季節調整値）は、36,551人で前月より**0.7%減**となり、**3か月連続の減少**となりました。
- **新規求人倍率（季節調整値）**は、2.30倍となり、前月より**0.05ポイント下回り**ました。
⇒資料 P4、P5、P6、P13
- **正社員有効求人倍率（原数値）**は、1.12倍となり、前年同月と比べ**0.11ポイント上回り**ました。
⇒資料 P7、P10
- **新規求人（原数値）**は、前年同月に比べ**8.9%増**となり、**15か月連続の増加**となりました。
これを主要産業別でみると、前年同月比で「宿泊業、飲食サービス業（62.1%増・203人増）」、「情報通信業（40.1%増・93人増）」、「生活関連サービス業、娯楽業（30.0%増・164人増）」、「卸売業、小売業（27.5%増・460人増）」、「学術研究、専門・技術サービス業（26.6%増・107人増）」、「製造業（15.2%増・328人増）」、などが**増加**しました。
一方、「運輸業、郵便業（7.5%減・69人減）」、「建設業（6.7%減・92人減）」、などは、**減少**しました。
⇒資料 P4、P6、P8、P9、P12、P13
- **新規求職者（原数値）**は、前年同月に比べ**0.4%増**となり、**3か月ぶりの増加**となりました。
新規求職を雇用形態別にみると、「パートタイムを除く常用」は前年同月に比べ**0.7%減少**、「常用的パートタイム」は同比**2.6%増加**しました。
⇒資料 P4、P6、P7、P12、P13
- **失業の動き（雇用保険業務）**
雇用保険失業給付受給資格決定件数は、前年同月に比べ**9.0%増**となり、**3か月ぶりの増加**となりました。
雇用保険受給者実人員は、前年同月に比べ**5.4%減**となり、**15か月連続の減少**となりました。
雇用保険被保険者資格喪失者数は、前年同月に比べ**8.6%増**、うち事業主都合離職者数は同比**20.2%増**。
雇用保険被保険者資格取得者数は、前年同月に比べ**3.5%増**。
⇒資料 P3、P11、P13

※新規学卒者は除く

【最近の雇用失業情勢 資料目次】

- P 3 …… 「有効求人倍率、求人・求職の推移（季節調整値）」、「受給資格決定件数、受給者実人員の推移」
- P 4 …… 一般職業紹介状況推移（新規学卒者を除きパートタイムを含む）
- P 5 …… 一般職業紹介状況推移の内訳（新規学卒者を除きパートタイムを含む）
受理地別有効求人倍率と就業地別有効求人倍率の比較
- P 6 …… 第1表 一般職業紹介状況（新規学卒者を除きパートタイムを含む）
- P 7 …… 第2表 雇用形態別常用職業紹介状況（新規学卒者を除く）
- P 8 …… 第3表 主要産業別、規模別一般新規求人状況
 - 主要産業別、規模別一般新規求人状況（新規学卒者を除く）
 - 主要産業における対前年同月比の推移（新規学卒者を除く）
- P 9 …… 第4表 産業別一般新規求人状況（パートを含み、新規学卒者を除く）
- P 10 …… 第5表 正社員求人・求職の状況
- P 11 …… 第6表 雇用保険被保険者得喪及び受給状況
- P 12 …… 第7表 公共職業安定所別求職・求人・就職・充足状況（新規学卒者を除きパートタイムを含む）
- P 13 …… 【別途資料1】一般職業紹介状況一覧表
- P 14 …… 【別途資料2】季節調整済有効求人倍率（新規学卒者を除きパートタイムを含む）
- P 15 …… 【別途資料3】都道府県別有効求人倍率（季節調整値）
- P 16 …… ハローワークのマッチング機能に関する業務の評価・改善の取組について

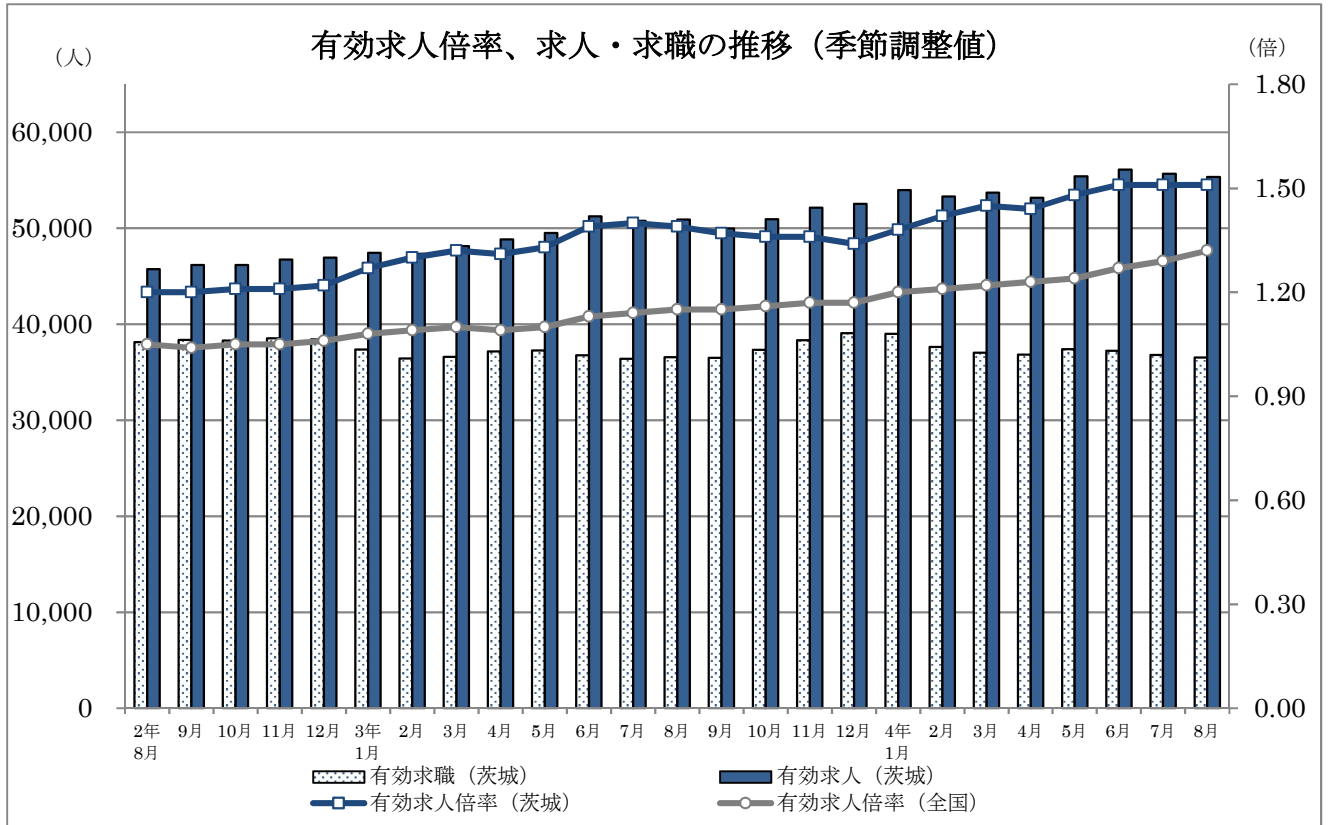
～ 用語の解説 ～

【職業紹介関係】

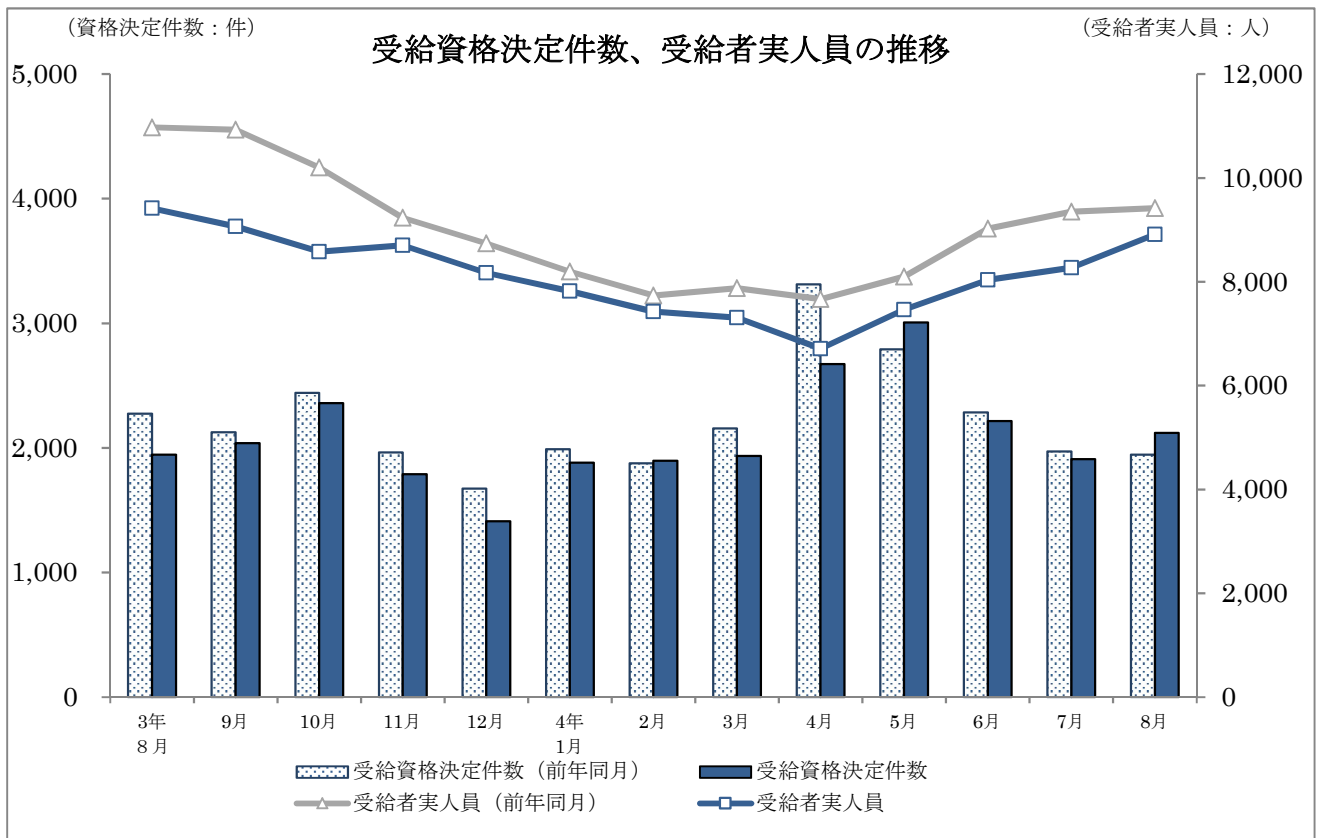
- *新規求人数…ハローワークにおいて当該期間中に受け付けた求人数。
- *有効求人数…「前月から繰り越された有効求人数」と当月の「新規求人数」の合計数。
- *新規求職者数…ハローワークにおいて当該期間中に新たに受け付けた求職申込の件数。
- *有効求職者数…「前月から繰り越された有効求職者数」と当月の「新規求職者数」の合計数。
- *求人倍率…求職者数に対する求人数の割合。
 - ⇒新規求人倍率：新規求人数÷新規求職者数
 - ⇒有効求人倍率：有効求人数÷有効求職者数なお、求人倍率の「季節調整値」とは、1年を周期として繰り返す季節的変動要因を一定の方法により取り除いて計算した数値をいう。（12月までの1年分のデータが集まった段階で過去の全データが修正の対象となり、毎年1月分の公表に併せて「季節調整値替え」が行われる。）
 - ⇒正社員有効求人倍率：正社員の有効求人数÷パートタイムを除く常用の有効求職者数ただし、パートタイムを除く常用の有効求職者には派遣労働者や契約社員を希望する者も含まれるため、厳密な意味での正社員有効求人倍率より低い値となる。
- *就職件数…県内のハローワークにおいて求職申込を受け付けた求職者に対して、全国のハローワークで受理した求人を紹介、就職が確認された件数。
- *充足数…県内のハローワークにおいて受け付けた求人に対して、全国のハローワークで紹介、就職が確認された件数。
- *一般…以下のパートタイム以外の就業形態
- *パートタイム…一週間の所定労働時間が同一の事業所に雇用されている通常の労働者の一週間の所定労働時間に比べ短い就業形態
- *常用…雇用契約において雇用期間の定めのない、又は、4ヶ月以上の雇用期間が定められているもの

【雇用保険関係】

- *受給資格決定件数…受付した離職票を審査して、失業給付を受ける資格があると決定した件数。
- *受給者実人員…失業給付を実際に受けた受給資格者の数。



(注) 令和3年12月以前の数値は、令和4年1月分公表時に新季節指数により改訂されている。



一般職業紹介状況推移(新規学卒者を除きパートタイムを含む)

	月間有効求職者数		月間有効求人数		有効求人倍率		新規求職申込件数		新規求人数		新規求人倍率		就職件数
	季節調整値 (人)	原数値 (人)	季節調整値 (人)	原数値 (人)	季節調整値 (倍)	原数値 (倍)	季節調整値 (件)	原数値 (件)	季節調整値 (人)	原数値 (人)	季節調整値 (倍)	原数値 (倍)	原数値 (件)
平成29年度	-	36,467	-	54,694	-	1.50	-	9,141	-	19,542	-	2.14	3,134
平成30年度	-	34,566	-	55,994	-	1.62	-	8,855	-	19,672	-	2.22	2,929
令和元年度	-	34,386	-	54,463	-	1.58	-	8,550	-	19,036	-	2.23	2,741
令和2年度	-	36,398	-	46,363	-	1.27	-	8,191	-	16,389	-	2.00	2,224
令和3年度	-	37,401	-	51,492	-	1.38	-	8,091	-	18,111	-	2.24	2,225
3年 1月	37,370	34,148	47,444	48,362	1.27	1.42	7,783	8,005	16,758	19,335	2.15	2.42	1,843
2月	36,457	35,034	47,356	49,182	1.30	1.40	8,006	8,468	16,545	17,115	2.07	2.02	2,140
3月	36,591	37,817	48,144	50,936	1.32	1.35	8,199	9,795	17,068	17,664	2.08	1.80	3,240
4月	37,174	40,137	48,835	49,334	1.31	1.23	8,663	11,428	18,624	18,475	2.15	1.62	2,637
5月	37,262	39,586	49,502	46,697	1.33	1.18	8,194	8,018	16,154	14,290	1.97	1.78	2,204
6月	36,779	38,695	51,264	49,273	1.39	1.27	8,247	8,210	19,630	18,973	2.38	2.31	2,460
7月	36,402	36,721	50,791	48,826	1.40	1.33	8,175	7,540	18,312	18,000	2.24	2.39	2,219
8月	36,581	36,341	50,917	49,744	1.39	1.37	8,280	7,602	16,564	15,580	2.00	2.05	1,864
9月	36,505	36,337	49,983	49,157	1.37	1.35	7,709	7,653	17,954	17,417	2.33	2.28	2,103
10月	37,355	37,634	50,964	51,223	1.36	1.36	8,281	8,474	18,069	20,311	2.18	2.40	2,131
11月	38,336	37,675	52,164	53,811	1.36	1.43	8,209	7,308	18,418	18,250	2.24	2.50	2,142
12月	39,081	35,648	52,540	53,206	1.34	1.49	7,774	5,727	19,055	17,216	2.45	3.01	2,107
4年 1月	39,012	35,708	53,980	55,222	1.38	1.55	8,220	8,424	18,848	21,788	2.29	2.59	1,795
2月	37,633	36,226	53,330	55,213	1.42	1.52	7,532	7,969	17,001	17,882	2.26	2.24	2,075
3月	37,031	38,109	53,725	56,196	1.45	1.47	7,617	8,744	18,952	19,155	2.49	2.19	2,965
4月	36,853	39,554	53,183	53,226	1.44	1.35	8,219	10,442	19,712	18,961	2.40	1.82	2,411
5月	37,405	40,065	55,409	52,367	1.48	1.31	8,626	8,914	18,753	16,748	2.17	1.88	2,347
6月	37,231	39,007	56,114	54,296	1.51	1.39	8,178	8,019	21,005	20,432	2.57	2.55	2,383
7月	36,804	37,032	55,698	53,977	1.51	1.46	7,932	7,164	18,666	18,789	2.35	2.62	2,088
8月	36,551	36,445	55,355	54,237	1.51	1.49	7,901	7,632	18,195	16,961	2.30	2.22	1,992
9月													
10月													
11月													
12月													

平成29年度	-	前年度比 ▲ 6.7	-	前年度比 9.4	-	前年度差 0.22	-	前年度比 ▲ 7.1	-	前年度比 8.2	-	前年度差 0.30	前年度比 ▲ 5.1
平成30年度	-	▲ 5.2	-	2.4	-	0.12	-	▲ 3.1	-	0.7	-	0.08	▲ 6.5
令和元年度	-	▲ 0.5	-	▲ 2.7	-	▲ 0.04	-	▲ 3.4	-	▲ 3.2	-	0.01	▲ 6.4
令和2年度	-	5.9	-	▲ 14.9	-	▲ 0.31	-	▲ 4.2	-	▲ 13.9	-	▲ 0.23	▲ 18.9
令和3年度	-	2.8	-	11.1	-	0.11	-	▲ 1.2	-	10.5	-	0.24	0.04
3年 1月	前月比 ▲ 2.8	前年比 7.0	前月比 1.1	前年比 ▲ 11.2	前月差 0.05	前年差 ▲ 0.29	前月比 ▲ 4.4	前年比 ▲ 12.0	前月比 2.9	前年比 ▲ 4.3	前月差 0.15	前年差 0.20	前年比 ▲ 6.9
2月	▲ 2.4	2.2	▲ 0.2	▲ 11.9	0.03	▲ 0.23	2.9	▲ 7.8	▲ 1.3	▲ 14.7	▲ 0.08	▲ 0.16	▲ 11.7
3月	0.4	4.2	1.7	▲ 7.4	0.02	▲ 0.16	2.4	6.4	3.2	1.5	0.01	▲ 0.09	▲ 16.6
4月	1.6	13.3	1.4	6.4	▲ 0.01	▲ 0.08	5.7	19.6	9.1	29.0	0.07	0.12	7.7
5月	0.2	15.5	1.4	10.4	0.02	▲ 0.05	▲ 5.4	7.5	▲ 13.3	▲ 4.3	▲ 0.18	▲ 0.22	30.9
6月	▲ 1.3	7.6	3.6	15.4	0.06	0.08	0.6	▲ 13.5	21.5	20.6	0.41	0.65	6.0
7月	▲ 1.0	▲ 0.5	▲ 0.9	10.4	0.01	0.13	▲ 0.9	▲ 10.8	▲ 6.7	11.7	▲ 0.14	0.48	▲ 2.1
8月	0.5	▲ 3.5	0.2	12.0	▲ 0.01	0.19	1.3	2.5	▲ 9.5	2.6	▲ 0.24	0.00	▲ 2.9
9月	▲ 0.2	▲ 5.1	▲ 1.8	7.6	▲ 0.02	0.16	▲ 6.9	▲ 6.1	8.4	7.3	0.33	0.29	▲ 10.5
10月	2.3	▲ 3.1	2.0	9.5	▲ 0.01	0.16	7.4	▲ 1.5	0.6	6.5	▲ 0.15	0.18	▲ 11.1
11月	2.6	0.6	2.4	11.9	0.00	0.15	▲ 0.9	6.0	1.9	12.3	0.06	0.14	2.1
12月	1.9	1.9	0.7	12.4	▲ 0.02	0.14	▲ 5.3	▲ 4.5	3.5	16.9	0.21	0.56	6.2
4年 1月	▲ 0.2	4.6	2.7	14.2	0.04	0.13	5.7	5.2	▲ 1.1	12.7	▲ 0.16	0.17	▲ 2.6
2月	▲ 3.5	3.4	▲ 1.2	12.3	0.04	0.12	▲ 8.4	▲ 5.9	▲ 9.8	4.5	▲ 0.03	0.22	▲ 3.0
3月	▲ 1.6	0.8	0.7	10.3	0.03	0.12	1.1	▲ 10.7	11.5	8.4	0.23	0.39	▲ 8.5
4月	▲ 0.5	▲ 1.5	▲ 1.0	7.9	▲ 0.01	0.12	7.9	▲ 8.6	4.0	2.6	▲ 0.09	0.20	▲ 8.6
5月	1.5	1.2	4.2	12.1	0.04	0.13	5.0	11.2	▲ 4.9	17.2	▲ 0.23	0.10	6.5
6月	▲ 0.5	0.8	1.3	10.2	0.03	0.12	▲ 5.2	▲ 2.3	12.0	7.7	0.40	0.24	▲ 3.1
7月	▲ 1.1	0.8	▲ 0.7	10.5	0.00	0.13	▲ 3.0	▲ 5.0	▲ 11.1	4.4	▲ 0.22	0.23	▲ 5.9
8月	▲ 0.7	0.3	▲ 0.6	9.0	0.00	0.12	▲ 0.4	0.4	▲ 2.5	8.9	▲ 0.05	0.17	6.9
9月													
10月													
11月													
12月													

(注)1. 季節調整法は、センサス局法Ⅱ(X-12-ARIMA)による。なお、令和3年12月以前の数値は、令和4年1月分公表時に新季節指数により改訂されている。

2. ▲は減少を表す。年度の数値は月平均のもの。

3. ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴い、令和3年9月以降の数値には、ハローワークに来所せず、オンライン上で求職登録した求職者や、求職者がハローワークインターネットサービスの求人に直接応募した就職件数等が含まれている。

一般職業紹介状況推移の内訳(新規学卒者を除きパートタイムを含む)

	月間有効求職者数				有効求人倍率				新規求職申込件数				新規求人倍率				就職件数		
	季節調整値(人)		原数値(人)		季節調整値(倍)		原数値(倍)		季節調整値(件)		原数値(件)		季節調整値(倍)		原数値(倍)		原数値(件)		
	全数	ハローワーク	全数	ハローワーク	全数	ハローワーク	全数	ハローワーク	全数	ハローワーク	全数	ハローワーク	全数	ハローワーク	全数	ハローワーク	全数	自主応募除く	
3年	9月	36,505	36,417	36,337	36,249	1.37	1.37	1.35	1.36	7,709	7,620	7,653	7,565	2.33	2.36	2.28	2.30	2,103	2,103
	10月	37,355	37,107	37,634	37,385	1.36	1.37	1.36	1.37	8,281	8,119	8,474	8,308	2.18	2.23	2.40	2.44	2,131	2,131
	11月	38,336	37,960	37,675	37,303	1.36	1.37	1.43	1.44	8,209	8,064	7,308	7,179	2.24	2.28	2.50	2.54	2,142	2,142
4年	12月	39,081	38,631	35,648	35,239	1.34	1.36	1.49	1.51	7,774	7,635	5,727	5,624	2.45	2.50	3.01	3.06	2,107	2,106
	1月	39,012	38,555	35,708	35,289	1.38	1.40	1.55	1.56	8,220	8,062	8,424	8,262	2.29	2.34	2.59	2.64	1,795	1,794
	2月	37,633	37,143	36,226	35,754	1.42	1.44	1.52	1.54	7,532	7,361	7,969	7,788	2.26	2.31	2.24	2.30	2,075	2,075
	3月	37,031	36,474	38,109	37,535	1.45	1.47	1.47	1.50	7,617	7,438	8,744	8,538	2.49	2.55	2.19	2.24	2,965	2,965
	4月	36,853	36,235	39,554	38,891	1.44	1.47	1.35	1.37	8,219	8,033	10,442	10,206	2.40	2.45	1.82	1.86	2,411	2,407
	5月	37,405	36,758	40,065	39,372	1.48	1.51	1.31	1.33	8,626	8,409	8,914	8,690	2.17	2.23	1.88	1.93	2,347	2,346
	6月	37,231	36,561	39,007	38,305	1.51	1.53	1.39	1.42	8,178	7,957	8,019	7,803	2.57	2.64	2.55	2.62	2,383	2,382
	7月	36,804	36,168	37,032	36,392	1.51	1.54	1.46	1.48	7,932	7,740	7,164	6,991	2.35	2.41	2.62	2.69	2,088	2,088
	8月	36,551	35,923	36,445	35,819	1.51	1.54	1.49	1.51	7,901	7,681	7,632	7,419	2.30	2.37	2.22	2.29	1,992	1,992

- (注)1. 季節調整法は、センサス局法Ⅱ(X-12-ARIMA)による。なお、令和3年12月以前の数値は、令和4年1月分公表時に新季節指数により改訂されている。
 2. ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴う令和3年9月以降の数値の取扱いについては、4頁の注3を参照。
 3. 全数は、ハローワーク利用登録者及びオンライン登録者による件数である。ハローワーク欄は、ハローワーク利用登録者のみによる件数で全数の内数である。
 4. 就職件数欄の「自主応募除く」は、「オンライン自主応募除く」の略。

受理地別有効求人倍率と就業地別有効求人倍率の比較【全数(パートを含む)】

	季節調整値				原数値				
	受理地別(A) (倍)	就業地別(B) (倍)	前月比 (ポイント)	差(B-A) (ポイント)	受理地別(A) (倍)	就業地別(B) (倍)	前年比 (ポイント)	差(B-A) (ポイント)	
3年	1月	1.27	1.34	0.05	0.07	1.42	1.50	▲ 0.37	0.08
	2月	1.30	1.37	0.03	0.07	1.40	1.49	▲ 0.29	0.09
	3月	1.32	1.39	0.02	0.07	1.35	1.42	▲ 0.23	0.07
	4月	1.31	1.39	0.00	0.08	1.23	1.31	▲ 0.12	0.08
	5月	1.33	1.42	0.03	0.09	1.18	1.26	▲ 0.08	0.08
	6月	1.39	1.48	0.06	0.09	1.27	1.35	0.08	0.08
	7月	1.40	1.48	0.00	0.08	1.33	1.40	0.26	0.07
	8月	1.39	1.49	0.01	0.10	1.37	1.45	0.19	0.08
	9月	1.37	1.47	▲ 0.02	0.10	1.35	1.45	0.18	0.10
	10月	1.36	1.46	▲ 0.01	0.10	1.36	1.46	0.16	0.10
	11月	1.36	1.46	0.00	0.10	1.43	1.53	0.16	0.10
	12月	1.34	1.44	▲ 0.02	0.10	1.49	1.61	0.17	0.12
4年	1月	1.38	1.49	0.05	0.11	1.55	1.66	0.16	0.11
	2月	1.42	1.53	0.04	0.11	1.52	1.65	0.16	0.13
	3月	1.45	1.56	0.03	0.11	1.47	1.59	0.17	0.12
	4月	1.44	1.56	0.00	0.12	1.35	1.46	0.15	0.11
	5月	1.48	1.62	0.06	0.14	1.31	1.43	0.17	0.12
	6月	1.51	1.64	0.02	0.13	1.39	1.51	0.16	0.12
	7月	1.51	1.67	0.03	0.16	1.46	1.59	0.19	0.13
	8月	1.51	1.66	▲ 0.01	0.15	1.49	1.63	0.18	0.14
	9月								
	10月								
	11月								
	12月								
5年	1月								
	2月								
	3月								

- (注)1. 季節調整法は、センサス局法Ⅱ(X-12-ARIMA)による。なお、令和3年12月以前の数値は、令和4年1月分公表時に新季節指数により改訂されている。
 2. 受理地別有効求人倍率とは、求人を受理したハローワークが所在する都道府県別に有効求人を集計して算出したもの。(特に指定のない限り、受理地別の求人で集計している)
 就業地別有効求人倍率とは、求人票に記載された就業場所をもとに、実際に就業する都道府県別に有効求人を集計して算出したもの。
 3. 令和3年12月以前の季節調整値は、令和4年1月分公表時に新季節指数により改訂されている。

第1表 一般職業紹介状況(新規学卒者を除きパートタイムを含む)

令和4年8月

項目		年月	4年	4年	3年	対前月増減率、差 (%、ポイント)	対前年同月増減率、差 (%、ポイント)
			8月	7月	8月		
全数	1 月間有効求職者数 (人)		36,445	37,032	36,341	▲ 1.6	0.3
	2 新規求職申込件数 (件)		7,632	7,164	7,602	6.5	0.4
	3 月間有効求人数 (人)		54,237	53,977	49,744	0.5	9.0
	4 新規求人数 (人)		16,961	18,789	15,580	▲ 9.7	8.9
	5 就職件数 (件)		1,992	2,088	1,864	▲ 4.6	6.9
	6 充足数 (人)		1,871	1,997	1,783	▲ 6.3	4.9
	7 有効求人倍率(3/1) (倍)		1.49	1.46	1.37	0.03	0.12
	季節調整値		1.51	1.51	1.39	0.00	0.12
	8 新規求人倍率(4/2) (倍)		2.22	2.62	2.05	▲ 0.40	0.17
	季節調整値		2.30	2.35	2.00	▲ 0.05	0.30
	9 就職率(5/2×100) (%)		26.1	29.1	24.5	▲ 3.0	1.6
	10 充足率(6/4×100) (%)		11.0	10.6	11.4	0.4	▲ 0.4
常用	11 月間有効求職者数 (人)		36,326	36,897	36,221	▲ 1.5	0.3
	12 新規求職申込件数 (件)		7,607	7,138	7,576	6.6	0.4
	13 月間有効求人数 (人)		47,872	47,473	43,875	0.8	9.1
	14 新規求人数 (人)		15,014	16,633	13,766	▲ 9.7	9.1
	15 就職件数 (件)		1,852	1,904	1,726	▲ 2.7	7.3
	16 充足数 (人)		1,757	1,817	1,648	▲ 3.3	6.6
	17 有効求人倍率(13/11) (倍)		1.32	1.29	1.21	0.03	0.11
	18 新規求人倍率(14/12) (倍)		1.97	2.33	1.82	▲ 0.36	0.15
	19 就職率(15/12×100) (%)		24.3	26.7	22.8	▲ 2.4	1.5
	20 充足率(16/14×100) (%)		11.7	10.9	12.0	0.8	▲ 0.3

(注) 1. 季節調整法はセンサス局法Ⅱ(X-12-ARIMA)による。なお、令和3年12月以前の数値は、令和4年1月分公表時に新季節指数により改訂されている。

2. ▲は減少である。

3. ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴う令和3年9月以降の数値の取扱いについては、4頁の注3を参照。

第2表 雇用形態別常用職業紹介状況(新規学卒者を除く)

令和4年8月

項目		年月	4年	4年	3年	対前月増減率、差 (%、ポイント)	対前年同月増減率、差 (%、ポイント)
		8月	8月	7月	8月		
パートタイムを除く常用	1 月間有効求職者数 (人)	22,457	22,487	22,792	▲ 0.1	▲ 1.5	
	2 新規求職申込件数 (件)	4,944	4,641	4,980	6.5	▲ 0.7	
	3 月間有効求人数 (人)	29,968	29,967	27,503	0.0	9.0	
	4 新規求人数 (人)	9,223	10,464	8,792	▲ 11.9	4.9	
	5 就職件数 (件)	1,091	1,072	983	1.8	11.0	
	6 充足数 (人)	1,034	1,016	927	1.8	11.5	
	7 有効求人倍率(3/1) (倍)	1.33	1.33	1.21	0.00	0.12	
	8 新規求人倍率(4/2) (倍)	1.87	2.25	1.77	▲ 0.38	0.10	
	9 就職率(5/2×100) (%)	22.1	23.1	19.7	▲ 1.0	2.4	
	10 充足率(6/4×100) (%)	11.2	9.7	10.5	1.5	0.7	
正社員	11 月間有効求人数 (人)	25,062	24,975	23,043	0.3	8.8	
	12 新規求人数 (人)	7,739	8,917	7,269	▲ 13.2	6.5	
	13 就職件数 (件)	908	883	821	2.8	10.6	
	14 充足数 (人)	879	848	783	3.7	12.3	
	15 有効求人倍率(11/1) (倍)	1.12	1.11	1.01	0.01	0.11	
	16 充足率(14/12×100) (%)	11.4	9.5	10.8	1.9	0.6	
常用的パートタイム	17 月間有効求職者数 (人)	13,869	14,410	13,429	▲ 3.8	3.3	
	18 新規求職申込件数 (件)	2,663	2,497	2,596	6.6	2.6	
	19 月間有効求人数 (人)	17,904	17,506	16,372	2.3	9.4	
	20 新規求人数 (人)	5,791	6,169	4,974	▲ 6.1	16.4	
	21 就職件数 (件)	761	832	743	▲ 8.5	2.4	
	22 充足数 (人)	723	801	721	▲ 9.7	0.3	
	23 有効求人倍率(19/17) (倍)	1.29	1.21	1.22	0.08	0.07	
	24 新規求人倍率(20/18) (倍)	2.17	2.47	1.92	▲ 0.30	0.25	
	25 就職率(21/18×100) (%)	28.6	33.3	28.6	▲ 4.7	0.0	
	26 充足率(22/20×100) (%)	12.5	13.0	14.5	▲ 0.5	▲ 2.0	

(注) 1. ▲は減少である。

2. 正社員の有効求人倍率は正社員の月間有効求人数をパートタイムを除く常用の月間有効求職者数で除して算出しているが、パートタイムを除く常用の月間有効求職者数には派遣労働者や契約社員を希望する者も含まれるため、厳密な意味での正社員有効求人倍率より低い値となる。

第3表 主要産業別、規模別一般新規求人状況

○ 主要産業別、規模別一般新規求人状況(新規学卒者を除く)

令和4年8月

産業・規模		全数	パートを除く	常用	臨時・季節	パートタイム
新規求人 数 (人)	合計	16,961	10,075	9,223	852	6,886
	D 建設業	1,283	1,203	1,196	7	80
	E 製造業	2,489	1,774	1,665	109	715
	G 情報通信業	325	297	279	18	28
	H 運輸業, 郵便業	845	619	605	14	226
	I 卸売業, 小売業	2,135	874	856	18	1,261
	L 学術研究, 専門・技術サービス業	509	386	349	37	123
	M 宿泊業, 飲食サービス業	530	159	159	0	371
	N 生活関連サービス業, 娯楽業	711	409	400	9	302
	O 教育, 学習支援業	208	80	78	2	128
	P 医療, 福祉	4,495	2,256	2,244	12	2,239
	R サービス業(他に分類されないもの)	2,446	1,630	1,038	592	816
	(規模別)					
	29人以下	9,866	6,088	5,528	560	3,778
	30~99人	4,062	2,459	2,309	150	1,603
100~299人	2,151	991	889	102	1,160	
300~499人	349	225	198	27	124	
500~999人	438	250	240	10	188	
1,000人以上	95	62	59	3	33	
対前 年 同 月 比	合計	8.9	3.5	4.9	▲ 9.9	17.9
	D 建設業	▲ 6.7	▲ 6.4	▲ 5.9	▲ 50.0	▲ 11.1
	E 製造業	15.2	15.6	14.1	45.3	14.0
	G 情報通信業	40.1	36.9	29.2	1700.0	86.7
	H 運輸業, 郵便業	▲ 7.5	▲ 15.4	▲ 14.3	▲ 46.2	24.2
	I 卸売業, 小売業	27.5	23.3	21.4	350.0	30.5
	L 学術研究, 専門・技術サービス業	26.6	24.1	13.7	825.0	35.2
	M 宿泊業, 飲食サービス業	62.1	103.8	103.8	-	49.0
	N 生活関連サービス業, 娯楽業	30.0	31.1	28.2	-	28.5
	O 教育, 学習支援業	7.2	53.8	52.9	100.0	▲ 9.9
	P 医療, 福祉	2.9	▲ 4.9	▲ 4.8	▲ 14.3	12.2
	R サービス業(他に分類されないもの)	▲ 5.0	▲ 10.5	▲ 1.0	▲ 23.4	8.4
	(規模別)					
	29人以下	4.5	2.2	4.9	▲ 18.6	8.4
	30~99人	12.5	8.3	6.5	47.1	19.5
100~299人	15.5	▲ 5.6	▲ 2.7	▲ 25.0	42.9	
300~499人	26.4	16.6	8.8	145.5	49.4	
500~999人	42.7	28.9	29.7	11.1	66.4	
1,000人以上	17.3	▲ 13.9	▲ 18.1	-	266.7	

○ 主要産業における対前年同月比の推移(新規学卒者を除く)

(%)

産業	3年				4年							
	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月
合計	7.3	6.5	12.3	16.9	12.7	4.5	8.4	2.6	17.2	7.7	4.4	8.9
D 建設業	▲ 10.4	7.4	20.8	2.3	1.3	9.1	▲ 4.0	▲ 3.6	▲ 1.4	2.2	▲ 10.2	▲ 6.7
E 製造業	25.7	64.2	41.6	42.1	47.2	17.8	21.1	3.9	22.9	19.4	12.4	15.2
G 情報通信業	121.7	59.9	14.0	▲ 8.9	29.5	▲ 2.2	▲ 11.2	25.1	▲ 0.9	▲ 9.3	17.9	40.1
H 運輸業, 郵便業	4.6	▲ 8.1	36.8	25.4	27.9	30.4	14.1	34.3	21.8	9.7	21.8	▲ 7.5
I 卸売業, 小売業	9.7	▲ 18.9	▲ 15.1	▲ 5.9	1.6	▲ 39.3	7.2	▲ 6.2	4.7	▲ 15.3	▲ 12.1	27.5
L 学術研究, 専門・技術サービス業	27.9	16.1	42.8	20.5	35.3	23.4	3.8	24.2	55.0	8.1	30.4	26.6
M 宿泊業, 飲食サービス業	20.1	▲ 10.2	12.1	24.6	71.3	18.6	11.8	61.9	96.8	79.7	31.4	62.1
N 生活関連サービス業, 娯楽業	▲ 1.9	8.0	13.1	▲ 0.6	5.6	20.2	▲ 0.8	▲ 8.6	22.1	13.7	▲ 5.6	30.0
O 教育, 学習支援業	▲ 13.6	▲ 16.5	▲ 3.2	4.0	9.2	4.1	▲ 8.1	▲ 11.0	5.1	40.0	▲ 5.3	7.2
P 医療, 福祉	12.0	2.1	1.0	18.6	1.3	2.2	11.5	▲ 2.6	10.4	6.5	8.7	2.9
R サービス業(他に分類されないもの)	34.3	13.8	29.0	23.9	5.7	19.8	17.1	▲ 2.7	15.7	8.5	▲ 4.5	▲ 5.0

(注)平成25年10月改定の「日本標準産業分類」に基づく区分により表章したもの。▲は減少を表す。

第4表 産業別一般新規求人状況(パートを含み、新規学卒者を除く)

令和4年8月

産 業	令和4年 8月	令和4年 7月	令和3年 8月	対前年同月差 (人)	対前年同月比 (%)
合 計	16,961	18,789	15,580	1,381	8.9
A, B 農, 林, 漁業(01~04)	223	244	172	51	29.7
C 鉱業, 採石業, 砂利採取業(05)	5	11	2	3	150.0
D 建設業(06~08)	1,283	1,492	1,375	▲ 92	▲ 6.7
06 総合工事業	728	861	739	▲ 11	▲ 1.5
E 製造業(09~32)	2,489	2,617	2,161	328	15.2
09 食料品製造業	622	459	518	104	20.1
10 飲料・たばこ・飼料製造業	11	25	16	▲ 5	▲ 31.3
11 繊維工業	27	32	50	▲ 23	▲ 46.0
12 木材・木製品製造業(家具を除く)	40	56	56	▲ 16	▲ 28.6
13 家具・装備品製造業	14	7	3	11	366.7
14 パルプ・紙・紙加工品製造業	73	97	35	38	108.6
15 印刷・同関連業	18	40	26	▲ 8	▲ 30.8
16 化学工業	213	172	82	131	159.8
17 石油製品・石炭製品製造業	2	4	1	1	100.0
18 プラスチック製品製造業(別掲を除く)	223	216	194	29	14.9
19 ゴム製品製造業	25	40	25	0	0.0
21 窯業・土石製品製造業	115	128	107	8	7.5
22 鉄鋼業	49	48	48	1	2.1
23 非鉄金属製造業	70	77	38	32	84.2
24 金属製品製造業	313	373	283	30	10.6
25 はん用機械器具製造業	125	201	116	9	7.8
26 生産用機械器具製造業	102	68	133	▲ 31	▲ 23.3
27 業務用機械器具製造業	114	92	107	7	6.5
28 電子部品・デバイス・電子回路製造業	36	44	51	▲ 15	▲ 29.4
29 電気機械器具製造業	135	127	117	18	15.4
30 情報通信機械器具製造業	16	26	10	6	60.0
31 輸送用機械器具製造業	80	226	104	▲ 24	▲ 23.1
25~31< 輸出型産業 小計 >	608	784	638	▲ 30	▲ 4.7
20, 32 その他の製造業	66	59	41	25	61.0
F 電気・ガス・熱供給・水道業(33~36)	7	9	6	1	16.7
G 情報通信業(37~41)	325	362	232	93	40.1
39 情報サービス業	309	332	216	93	43.1
H 運輸業, 郵便業(42~49)	845	1,136	914	▲ 69	▲ 7.5
I 卸売業, 小売業(50~61)	2,135	1,877	1,675	460	27.5
50~55 卸売業	456	434	327	129	39.4
56~61 小売業	1,679	1,443	1,348	331	24.6
J 金融業, 保険業(62~67)	207	89	222	▲ 15	▲ 6.8
K 不動産業, 物品賃貸業(68~70)	258	199	125	133	106.4
L 学術研究, 専門・技術サービス業(71~74)	509	481	402	107	26.6
M 宿泊業, 飲食サービス業(75~77)	530	883	327	203	62.1
76 飲食店	303	730	216	87	40.3
N 生活関連サービス業, 娯楽業(78~80)	711	909	547	164	30.0
O 教育, 学習支援業(81, 82)	208	231	194	14	7.2
P 医療, 福祉(83~85)	4,495	5,308	4,367	128	2.9
83 医療業	1,127	1,550	1,320	▲ 193	▲ 14.6
85 社会保険・社会福祉・介護事業	3,348	3,741	3,024	324	10.7
Q 複合サービス事業(86, 87)	102	107	94	8	8.5
R サービス業(他に分類されないもの)(88~96)	2,446	2,644	2,575	▲ 129	▲ 5.0
91 職業紹介・労働者派遣業	987	1,356	1,165	▲ 178	▲ 15.3
92 その他の事業サービス業	1,130	980	1,116	14	1.3
S, T 公務(他に分類されるものを除く)・その他(97・98・99)	183	190	190	▲ 7	▲ 3.7

(注)平成25年10月改定の「日本標準産業分類」に基づく区分により表章したもの。▲は減少を表す。

第5表 正社員求人・求職の状況

	全体の有効求人倍率 (原数値)	正社員 有効求人 倍率	有効求人数			構成比(%)		有効求職者数		
			合計	正社員	パート、 派遣、契約 社員等	正社員	パート、 派遣、契約 社員等	合計	常用 フルタイム	パート、 臨時・季節
元年度	1.58	1.12	653,554	289,633	363,921	44.3	55.7	412,634	257,457	155,177
2年度	1.27	0.92	556,359	255,481	300,878	45.9	54.1	436,780	276,330	160,450
3年度	1.38	1.02	617,902	283,451	334,451	45.9	54.1	448,817	277,102	171,715
3年4月	1.23	0.92	49,334	22,525	26,809	45.7	54.3	40,137	24,355	15,782
5月	1.18	0.93	46,697	22,045	24,652	47.2	52.8	39,586	23,813	15,773
6月	1.27	0.96	49,273	22,422	26,851	45.5	54.5	38,695	23,306	15,389
7月	1.33	1.00	48,826	22,637	26,189	46.4	53.6	36,721	22,687	14,034
8月	1.37	1.01	49,744	23,043	26,701	46.3	53.7	36,341	22,792	13,549
9月	1.35	1.02	49,157	23,206	25,951	47.2	52.8	36,337	22,822	13,515
10月	1.36	1.03	51,223	24,341	26,882	47.5	52.5	37,634	23,541	14,093
11月	1.43	1.05	53,811	24,593	29,218	45.7	54.3	37,675	23,428	14,247
12月	1.49	1.10	53,206	24,305	28,901	45.7	54.3	35,648	22,133	13,515
4年1月	1.55	1.10	55,222	24,539	30,683	44.4	55.6	35,708	22,208	13,500
2月	1.52	1.11	55,213	24,825	30,388	45.0	55.0	36,226	22,459	13,767
3月	1.47	1.06	56,196	24,970	31,226	44.4	55.6	38,109	23,558	14,551
4月	1.35	1.03	53,226	24,439	28,787	45.9	54.1	39,554	23,810	15,744
5月	1.31	1.01	52,367	23,943	28,424	45.7	54.3	40,065	23,680	16,385
6月	1.39	1.07	54,296	24,677	29,619	45.4	54.6	39,007	23,112	15,895
7月	1.46	1.11	53,977	24,975	29,002	46.3	53.7	37,032	22,487	14,545
8月	1.49	1.12	54,237	25,062	29,175	46.2	53.8	36,445	22,457	13,988
9月										
10月										
11月										
12月										
5年1月										
2月										
3月										

前年同月比(差・増減率)

3年4月	▲ 0.08	▲ 0.03	6.4	6.1	6.8	▲ 0.1	0.1	13.3	8.5	21.7
5月	▲ 0.05	0.03	10.4	12.5	8.5	0.9	▲ 0.9	15.5	9.7	25.7
6月	0.08	0.08	15.4	12.4	18.1	▲ 1.2	1.2	7.6	3.2	14.9
7月	0.13	0.12	10.4	9.3	11.3	▲ 0.4	0.4	▲ 0.5	▲ 3.2	4.3
8月	0.19	0.15	12.0	11.3	12.6	▲ 0.3	0.3	▲ 3.5	▲ 5.0	▲ 0.9
9月	0.16	0.16	7.6	10.9	4.9	1.4	▲ 1.4	▲ 5.1	▲ 6.6	▲ 2.5
10月	0.16	0.15	9.5	12.6	6.8	1.3	▲ 1.3	▲ 3.1	▲ 4.0	▲ 1.6
11月	0.15	0.12	11.9	12.7	11.3	0.3	▲ 0.3	0.6	▲ 0.4	2.2
12月	0.14	0.12	12.4	11.9	12.8	▲ 0.2	0.2	1.9	0.2	4.9
4年1月	0.13	0.09	14.2	11.2	16.7	▲ 1.2	1.2	4.6	2.0	9.0
2月	0.12	0.11	12.3	12.1	12.4	0.0	0.0	3.4	1.2	7.1
3月	0.12	0.09	10.3	8.6	11.8	▲ 0.8	0.8	0.8	▲ 0.4	2.7
4月	0.12	0.11	7.9	8.5	7.4	0.2	▲ 0.2	▲ 1.5	▲ 2.2	▲ 0.2
5月	0.13	0.08	12.1	8.6	15.3	▲ 1.5	1.5	1.2	▲ 0.6	3.9
6月	0.12	0.11	10.2	10.1	10.3	▲ 0.1	0.1	0.8	▲ 0.8	3.3
7月	0.13	0.11	10.5	10.3	10.7	▲ 0.1	0.1	0.8	▲ 0.9	3.6
8月	0.12	0.11	9.0	8.8	9.3	▲ 0.1	0.1	0.3	▲ 1.5	3.2
9月										
10月										
11月										
12月										
5年1月										
2月										
3月										

(注) 1. 正社員有効求人倍率＝正社員有効求人数／常用フルタイム有効求職者数。なお、常用フルタイム有効求職者にはフルタイムの派遣労働者や契約社員を希望する者も含まれるため、厳密な意味での正社員有効求人倍率より低い値となる。

2. 「パート、派遣、契約社員等」とは、パートタイム労働者、派遣労働者、臨時・季節労働者、契約社員、準社員、嘱託等の、正社員・正職員でない者である。

3. ▲は減少を表す。

第6表 雇用保険被保険者得喪及び受給状況

	雇用保険被保険資格取得・喪失状況						雇用保険受給状況				
	①資格 取得者数	前年比	②資格 喪失者数	前年比	③②のうち 事業主都合 離職者数	前年比	④受給 資格決定 件数	前年比	⑤受給者 実人員	前年比	
平成29年度	143,533 (11,961)	1.5	125,496 (10,458)	2.2	5,833 (486)	▲ 11.4	25,572 (2,131)	▲ 5.5	7,277	▲ 8.3	
平成30年度	140,156 (11,680)	▲ 2.4	130,296 (10,858)	3.8	5,966 (497)	2.3	25,227 (2,102)	▲ 1.4	7,001	▲ 3.8	
令和元年度	138,637 (11,553)	▲ 1.1	129,024 (10,752)	▲ 1.0	6,985 (582)	17.1	24,994 (2,082)	▲ 0.9	7,444	6.3	
令和2年度	131,336 (10,945)	▲ 5.3	122,760 (10,230)	▲ 4.9	7,292 (608)	4.4	28,484 (2,374)	14.0	9,184	23.4	
令和3年度	128,638 (10,720)	▲ 2.1	125,570 (10,464)	2.3	6,753 (563)	▲ 7.4	25,626 (2,136)	▲ 10.0	8,386	▲ 8.7	
令和3年	4月	18,790	9.6	22,148	▲ 2.7	1,421	▲ 5.1	3,312	6.6	7,665	8.5
	5月	16,344	▲ 14.7	10,189	▲ 10.0	457	▲ 41.9	2,791	▲ 15.7	8,099	0.1
	6月	13,503	▲ 5.4	9,268	1.4	530	▲ 21.6	2,286	▲ 26.1	9,025	▲ 11.4
	7月	9,277	▲ 1.6	9,621	0.4	432	▲ 20.3	1,973	▲ 20.2	9,349	▲ 15.0
	8月	8,805	10.5	9,251	11.0	322	▲ 24.6	1,946	▲ 14.4	9,415	▲ 14.2
	9月	7,556	▲ 16.9	9,320	7.5	598	14.8	2,040	▲ 4.1	9,067	▲ 17.0
	10月	10,620	6.4	11,111	1.0	956	50.3	2,359	▲ 3.4	8,580	▲ 15.9
	11月	8,398	▲ 4.2	8,069	8.6	270	▲ 37.6	1,789	▲ 8.9	8,700	▲ 5.8
	12月	9,279	14.2	7,629	7.4	321	▲ 28.2	1,413	▲ 15.5	8,174	▲ 6.4
令和4年	1月	8,337	1.4	10,655	8.7	603	52.7	1,882	▲ 5.5	7,820	▲ 4.6
	2月	7,904	▲ 14.1	8,404	4.3	421	▲ 12.7	1,898	1.1	7,426	▲ 4.0
	3月	9,825	▲ 1.4	9,905	3.5	422	▲ 5.8	1,937	▲ 10.2	7,308	▲ 7.2
	4月	16,265	▲ 13.4	22,693	2.5	1,079	▲ 24.1	2,673	▲ 19.3	6,714	▲ 12.4
	5月	20,193	23.5	10,999	7.9	406	▲ 11.2	3,006	7.7	7,465	▲ 7.8
	6月	14,647	8.5	9,885	6.7	339	▲ 36.0	2,216	▲ 3.1	8,037	▲ 10.9
	7月	10,861	17.1	10,205	6.1	348	▲ 19.4	1,911	▲ 3.1	8,272	▲ 11.5
	8月	9,116	3.5	10,043	8.6	387	20.2	2,121	9.0	8,911	▲ 5.4
	9月										
	10月										
	11月										
	12月										
令和5年	1月										
	2月										
	3月										

(注) 1. 各年度の()及び各年度の受給者実人員は月平均の数値。 ▲は減少を表す。
 2. 令和2年4月分以降は速報値であり、修正があり得る。

第7表 公共職業安定所別求職・求人・就職・充足状況(新規学卒者を除きパートタイムを含む)

令和4年8月

項目 所別		月間有効 求職者数	新規 求職者数	月間有効 求人数	新規 求人数	就職 件数	充足数	有効 求人倍率	新規 求人倍率	就職率	
県央	水戸	原数値	7,217	1,566	12,018	3,940	379	416	1.67	2.52	24.2
		前年同月比	4.4	8.7	8.3	2.4	▲2.8	▲1.2	0.06	▲0.15	▲2.9
	(笠間)	原数値	1,125	260	1,159	372	78	56	1.03	1.43	30.0
		前年同月比	2.1	16.1	12.1	2.2	▲14.3	3.7	0.09	▲0.20	▲10.6
	常陸大宮	原数値	1,557	329	1,698	496	113	89	1.09	1.51	34.3
		前年同月比	7.1	21.4	12.5	1.0	14.1	8.5	0.05	▲0.30	▲2.2
県央計	原数値	9,899	2,155	14,875	4,808	570	561	1.50	2.23	26.5	
	前年同月比	4.5	11.3	9.0	2.2	▲1.7	0.7	0.06	▲0.20	▲3.5	
県北	日立	原数値	2,107	458	2,691	810	126	126	1.28	1.77	27.5
		前年同月比	▲2.6	▲9.5	18.4	8.9	▲6.7	3.3	0.23	0.30	0.8
	高萩	原数値	1,182	268	1,069	406	96	65	0.90	1.51	35.8
		前年同月比	▲1.3	▲1.5	▲7.2	▲7.3	20.0	▲5.8	▲0.06	▲0.10	6.4
	県北計	原数値	3,289	726	3,760	1,216	222	191	1.14	1.67	30.6
		前年同月比	▲2.1	▲6.7	9.8	2.9	3.3	0.0	0.12	0.15	3.0
県南	土浦	原数値	6,014	1,190	13,868	4,266	269	336	2.31	3.58	22.6
		前年同月比	▲3.7	▲7.1	12.5	30.5	9.3	13.1	0.33	1.03	3.4
	常総	原数値	2,605	556	3,776	1,131	124	108	1.45	2.03	22.3
		前年同月比	6.1	6.1	3.3	▲8.5	17.0	14.9	▲0.04	▲0.33	2.1
	石岡	原数値	1,657	339	1,939	601	94	84	1.17	1.77	27.7
		前年同月比	0.6	▲9.6	13.3	3.4	1.1	▲3.4	0.13	0.22	2.9
	龍ヶ崎	原数値	3,941	787	3,905	1,354	167	134	0.99	1.72	21.2
		前年同月比	▲2.9	3.0	6.4	19.1	0.6	3.9	0.09	0.23	▲0.5
	県南計	原数値	14,217	2,872	23,488	7,352	654	662	1.65	2.56	22.8
		前年同月比	▲1.3	▲2.4	9.9	18.1	7.0	9.1	0.17	0.45	2.0
県西	筑西	原数値	2,301	474	3,288	926	150	149	1.43	1.95	31.6
		前年同月比	▲0.7	▲1.9	▲7.5	▲15.9	26.1	23.1	▲0.10	▲0.33	7.0
	(下妻)	原数値	1,069	247	1,241	379	80	43	1.16	1.53	32.4
		前年同月比	▲3.8	11.8	16.4	11.5	29.0	13.2	0.20	▲0.01	4.3
	古河	原数値	2,633	516	3,710	1,258	158	122	1.41	2.44	30.6
		前年同月比	1.7	▲1.7	11.4	31.6	27.4	5.2	0.12	0.62	7.0
県西計	原数値	6,003	1,237	8,239	2,563	388	314	1.37	2.07	31.4	
	前年同月比	▲0.2	0.7	3.6	6.9	27.2	14.2	0.05	0.12	6.6	
鹿行	常陸鹿嶋	原数値	3,037	642	3,875	1,022	158	143	1.28	1.59	24.6
		前年同月比	▲1.7	▲10.2	15.2	▲4.8	3.3	▲6.5	0.19	0.09	3.2
	鹿行計	原数値	3,037	642	3,875	1,022	158	143	1.28	1.59	24.6
		前年同月比	▲1.7	▲10.2	15.2	▲4.8	3.3	▲6.5	0.19	0.09	3.2
合計	原数値	36,445	7,632	54,237	16,961	1,992	1,871	1.49	2.22	26.1	
	前年同月比	0.3	0.4	9.0	8.9	6.9	4.9	0.12	0.17	1.6	

項目 地域別		月間有効 求職者数	新規 求職者数	月間有効 求人数	新規 求人数	就職 件数	充足数	有効 求人倍率	新規 求人倍率	就職率
県央	前年同月比	4.5	11.3	9.0	2.2	▲1.7	0.7	0.06	▲0.20	▲3.5
	前月比	▲1.2	10.5	0.4	▲7.5	▲7.0	▲6.3	0.02	▲0.43	▲4.9
県北	前年同月比	▲2.1	▲6.7	9.8	2.9	3.3	0.0	0.12	0.15	3.0
	前月比	▲5.4	1.1	▲0.9	▲7.7	▲9.8	▲12.4	0.05	▲0.16	▲3.7
県南	前年同月比	▲1.3	▲2.4	9.9	18.1	7.0	9.1	0.17	0.45	2.0
	前月比	▲1.8	6.6	1.6	▲6.9	▲7.2	▲6.1	0.05	▲0.37	▲3.4
県西	前年同月比	▲0.2	0.7	3.6	6.9	27.2	14.2	0.05	0.12	6.6
	前月比	▲0.6	4.1	0.4	▲14.0	8.4	▲2.8	0.01	▲0.44	1.3
鹿行	前年同月比	▲1.7	▲10.2	15.2	▲4.8	3.3	▲6.5	0.19	0.09	3.2
	前月比	0.6	4.7	▲3.9	▲27.1	▲4.8	▲5.9	▲0.06	▲0.70	▲2.5
合計	前年同月比	0.3	0.4	9.0	8.9	6.9	4.9	0.12	0.17	1.6
	前月比	▲1.6	6.5	0.5	▲9.7	▲4.6	▲6.3	0.03	▲0.40	▲3.0

(注)1. ()は出張所。▲は減少を表す。求人倍率は前年同月及び前月との差。

2. ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴う令和3年9月以降の数値の取扱いについては、4頁の注3を参照。

一般職業紹介状況一覧表(令和4年8月分)

＜ 茨 城 県 ＞

＜季節調整値＞		8月	前月比(P)	当県の位置
1	有効求人倍率(倍)	1.51	0.00	全国16番目
2	新規求人倍率(倍)	2.30	▲ 0.05	全国25番目

＜新規＞		8月	前月比(%・P)	前年比(%・P)	備考
3	新規求職(件)	7,632	6.5	0.4	前年比3か月ぶりの増加
4	新規求人(人)	16,961	▲ 9.7	8.9	前年比15か月連続の増加
5	求人倍率(倍)	2.22	▲ 0.40	0.17	—

＜有効＞		8月	前月比(%・P)	前年比(%・P)	備考
6	有効求職(人)	36,445	▲ 1.6	0.3	前年比4か月連続の増加
7	有効求人(人)	54,237	0.5	9.0	前年比17か月連続の増加
8	求人倍率(倍)	1.49	0.03	0.12	—

＜雇用保険＞		8月	前月比(%)	前年比(%)	備考
9	受給資格決定件数(件)	2,121	11.0	9.0	前年比3か月ぶりの増加
10	受給者実人員(人)	8,911	7.7	▲ 5.4	前年比15か月連続の減少

注:()は単位

主な産業	8月	前月比(%)	前年比(%)
全産業	16,961	▲ 9.7	8.9
建設業	1,283	▲ 14.0	▲ 6.7
製造業	2,489	▲ 4.9	15.2
情報通信業	325	▲ 10.2	40.1
運輸業、郵便業	845	▲ 25.6	▲ 7.5
卸売業、小売業	2,135	13.7	27.5
学術研究、専門・技術サービス業	509	5.8	26.6
宿泊業、飲食サービス業	530	▲ 40.0	62.1
生活関連サービス業、娯楽業	711	▲ 21.8	30.0
教育、学習支援業	208	▲ 10.0	7.2
医療、福祉	4,495	▲ 15.3	2.9
サービス業	2,446	▲ 7.5	▲ 5.0

＜ 全 国 ＞

＜季節調整値＞		8月	前月比(P)
11	有効求人倍率(倍)	1.32	0.03
12	新規求人倍率(倍)	2.32	▲ 0.08

＜新規＞		8月	前月比(%・P)	前年比(%・P)
13	新規求職(件)	358,331	5.1	1.3
14	新規求人(人)	838,699	▲ 1.9	15.1
15	求人倍率(倍)	2.34	▲ 0.17	0.28

＜有効＞		8月	前月比(%・P)	前年比(%・P)
16	有効求職(人)	1,913,161	▲ 1.3	▲ 0.3
17	有効求人(人)	2,474,284	1.6	14.7
18	求人倍率(倍)	1.29	0.03	0.17

＜雇用保険＞		8月	前月比(%)	前年比(%)
19	受給資格決定件数(件)	106,728	7.0	6.7
20	受給者実人員(人)	468,516	6.8	▲ 4.4

主な産業	8月	前月比(%)	前年比(%)
全産業	838,699	▲ 1.9	15.1
建設業	73,773	▲ 7.8	5.6
製造業	87,281	▲ 3.3	17.0
情報通信業	21,164	1.6	10.8
運輸業、郵便業	46,227	▲ 7.8	14.6
卸売業、小売業	108,872	3.8	18.7
学術研究、専門・技術サービス業	22,532	3.6	15.7
宿泊業、飲食サービス業	69,477	▲ 3.5	51.1
生活関連サービス業、娯楽業	31,295	14.0	28.9
教育、学習支援業	12,184	▲ 5.8	0.4
医療、福祉	209,141	▲ 1.4	6.9
サービス業	111,789	▲ 5.0	15.8

(注)1. 全国の数値は厚生労働省「職業安定業務統計」・「雇用保険事業月報」より。

2. 雇用保険関係数値は速報値のため修正があり得る。

3. ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴う令和3年9月以降の数値の取扱いについては、4頁の注3を参照。

【別途資料2】季節調整済有効求人倍率(新規学卒者を除きパートタイムを含む)

西暦	和暦	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	年計	年度計	備 考
1963	S38	0.71	0.74	0.77	0.90	0.89	0.98	1.07	1.26	1.20	1.28	1.16	1.34	1.02	1.19	オリンピック景気(S37年11月～39年10月)
1964	39	1.27	1.51	1.45	1.46	1.52	1.55	1.52	1.41	1.28	1.33	1.47	1.54	1.44	1.43	
1965	40	1.46	1.37	1.27	1.11	1.17	1.10	1.04	0.93	0.96	0.93	0.83	0.80	1.08	0.95	
1966	41	0.85	0.83	0.93	0.99	1.00	1.03	1.15	1.28	1.36	1.43	1.39	1.43	1.14	1.32	いざなぎ景気(S40年11月～45年7月)
1967	42	1.52	1.64	1.67	1.76	1.75	1.88	1.98	1.84	1.70	1.80	1.79	1.95	1.77	1.84	
1968	43	1.84	1.91	1.91	1.71	1.85	1.80	1.90	1.93	1.85	1.83	1.72	1.83	1.84	1.84	
1969	44	1.86	1.86	1.97	2.18	2.12	2.26	2.35	2.32	2.38	2.45	2.46	2.73	2.24	2.37	
1970	45	2.57	2.44	2.17	2.24	2.41	2.55	2.04	1.97	2.14	2.19	2.15	2.08	2.24	2.11	
1971	46	1.91	1.86	1.89	1.81	1.79	1.71	1.74	1.60	1.41	1.45	1.37	1.28	1.63	1.49	列島改造景気(S47年1月～48年11月)
1972	47	1.28	1.34	1.35	1.45	1.46	1.49	1.51	1.67	1.88	2.03	2.24	2.51	1.66	2.08	
1973	48	2.98	2.94	3.12	3.07	3.11	3.31	3.38	3.38	3.43	3.16	3.30	2.99	3.18	3.11	
1974	49	2.90	2.68	2.73	2.52	2.48	2.05	1.82	1.49	1.51	1.46	1.29	1.18	1.95	1.46	
1975	50	0.96	0.93	0.88	0.75	0.73	0.74	0.76	0.78	0.76	0.81	0.80	0.80	0.81	0.81	
1976	51	0.87	0.95	1.01	1.02	1.07	1.09	1.14	1.09	1.10	1.06	1.04	1.04	1.04	1.07	第1次オイルショック(S48年11月)
1977	52	1.07	1.05	1.04	1.03	0.99	0.92	0.92	0.88	0.93	0.88	0.84	0.85	0.95	0.89	
1978	53	0.83	0.80	0.82	0.86	0.89	0.92	0.91	0.97	0.98	0.95	0.98	1.01	0.91	0.96	
1979	54	1.05	1.03	1.04	1.09	1.14	1.18	1.27	1.23	1.27	1.30	1.30	1.25	1.18	1.24	
1980	55	1.23	1.25	1.30	1.22	1.28	1.18	1.07	1.02	1.05	1.12	1.02	1.03	1.14	1.07	
1981	56	0.98	0.96	0.94	0.96	0.99	1.01	1.12	1.05	1.03	1.01	1.02	1.01	1.01	1.01	第2次オイルショック(S55年2月)
1982	57	1.03	0.99	0.97	0.91	0.89	0.92	0.91	0.89	0.88	0.89	0.88	0.90	0.92	0.89	
1983	58	0.89	0.88	0.83	0.87	0.85	0.83	0.88	0.92	0.97	0.96	0.97	0.97	0.90	0.94	
1984	59	0.98	1.02	1.05	1.06	1.06	1.05	1.06	1.08	1.11	1.10	1.06	1.10	1.06	1.09	
1985	60	1.14	1.17	1.13	1.14	1.14	1.15	1.05	1.06	1.04	1.04	1.00	0.98	1.09	1.03	
1986	61	0.96	0.94	0.91	0.91	0.85	0.82	0.80	0.83	0.84	0.84	0.85	0.88	0.87	0.86	円高不況(S60年7月～61年11月)
1987	62	0.89	0.91	0.93	0.90	0.92	0.95	1.02	1.07	1.11	1.20	1.21	1.27	1.03	1.13	
1988	63	1.31	1.31	1.35	1.44	1.52	1.57	1.57	1.54	1.58	1.61	1.62	1.60	1.50	1.58	
1989	H元	1.63	1.64	1.66	1.70	1.77	1.77	1.78	1.86	1.80	1.83	1.89	1.93	1.77	1.86	
1990	2	1.96	2.05	2.05	2.09	2.09	2.15	2.19	2.17	2.14	2.15	2.21	2.20	2.12	2.16	
1991	3	2.21	2.19	2.20	2.20	2.17	2.22	2.17	2.12	2.00	2.00	1.94	1.95	2.11	2.00	プラザ合意(S60年9月)
1992	4	1.87	1.76	1.70	1.62	1.59	1.53	1.48	1.45	1.40	1.37	1.31	1.25	1.52	1.36	
1993	5	1.20	1.14	1.10	1.04	1.00	0.95	0.93	0.87	0.85	0.81	0.78	0.75	0.94	0.84	
1994	6	0.74	0.72	0.74	0.74	0.74	0.72	0.71	0.72	0.72	0.69	0.66	0.65	0.71	0.70	
1995	7	0.68	0.69	0.72	0.70	0.69	0.68	0.66	0.67	0.68	0.70	0.69	0.74	0.69	0.70	
1996	8	0.72	0.72	0.71	0.72	0.73	0.73	0.74	0.75	0.76	0.79	0.81	0.80	0.75	0.78	バブル景気(S61年12月～H3年2月)
1997	9	0.82	0.83	0.84	0.82	0.81	0.87	0.85	0.83	0.80	0.80	0.78	0.75	0.82	0.78	
1998	10	0.71	0.68	0.67	0.67	0.65	0.64	0.62	0.61	0.60	0.58	0.57	0.57	0.63	0.60	
1999	11	0.56	0.54	0.55	0.52	0.52	0.51	0.53	0.53	0.53	0.53	0.54	0.56	0.53	0.54	
2000	12	0.56	0.58	0.59	0.61	0.62	0.64	0.64	0.67	0.70	0.72	0.72	0.73	0.65	0.68	
2001	13	0.72	0.72	0.70	0.69	0.68	0.67	0.66	0.63	0.59	0.56	0.52	0.51	0.63	0.58	IT景気(H12年11月)
2002	14	0.50	0.50	0.52	0.51	0.51	0.51	0.51	0.51	0.51	0.52	0.53	0.54	0.52	0.52	
2003	15	0.55	0.55	0.54	0.56	0.56	0.58	0.59	0.61	0.63	0.65	0.67	0.70	0.60	0.64	
2004	16	0.71	0.72	0.72	0.72	0.71	0.74	0.76	0.81	0.83	0.85	0.87	0.87	0.77	0.81	
2005	17	0.86	0.87	0.89	0.91	0.88	0.86	0.86	0.86	0.85	0.87	0.85	0.87	0.87	0.88	
2006	18	0.90	0.90	0.92	0.91	0.91	0.93	0.94	0.94	0.95	0.95	0.97	0.99	0.94	0.96	第3次平成不況、IT不況(H14年1月)
2007	19	0.99	0.99	0.99	1.03	1.04	1.03	1.00	0.98	0.98	0.92	0.93	0.92	0.98	0.97	
2008	20	0.93	0.92	0.94	0.95	0.96	0.92	0.91	0.88	0.84	0.79	0.75	0.71	0.87	0.76	
2009	21	0.61	0.54	0.49	0.46	0.43	0.40	0.39	0.38	0.38	0.39	0.38	0.38	0.43	0.40	
2010	22	0.40	0.41	0.44	0.44	0.45	0.47	0.48	0.50	0.52	0.53	0.55	0.56	0.48	0.52	
2011	23	0.58	0.60	0.60	0.61	0.61	0.62	0.64	0.67	0.68	0.72	0.74	0.74	0.65	0.69	いざなみ景気(H20年2月)
2012	24	0.74	0.76	0.77	0.80	0.82	0.82	0.82	0.81	0.81	0.79	0.79	0.78	0.79	0.80	
2013	25	0.78	0.79	0.79	0.77	0.77	0.78	0.80	0.83	0.85	0.87	0.90	0.93	0.82	0.87	
2014	26	0.95	0.98	1.01	1.04	1.05	1.05	1.05	1.07	1.08	1.09	1.10	1.12	1.05	1.08	
2015	27	1.10	1.10	1.11	1.12	1.10	1.12	1.14	1.16	1.16	1.17	1.16	1.17	1.13	1.16	
2016	28	1.20	1.19	1.21	1.21	1.22	1.26	1.26	1.26	1.27	1.28	1.29	1.29	1.24	1.28	サブプライム不況(H21年3月)
2017	29	1.33	1.34	1.37	1.41	1.45	1.46	1.47	1.49	1.49	1.51	1.51	1.54	1.45	1.50	
2018	30	1.55	1.55	1.61	1.61	1.62	1.60	1.62	1.61	1.64	1.61	1.60	1.62	1.60	1.62	
2019	R元	1.64	1.64	1.63	1.59	1.63	1.63	1.61	1.63	1.60	1.62	1.60	1.60	1.62	1.58	
2020	2	1.55	1.51	1.48	1.39	1.39	1.30	1.26	1.20	1.20	1.21	1.21	1.22	1.33	1.27	
2021	3	1.27	1.30	1.32	1.31	1.33	1.39	1.40	1.39	1.37	1.36	1.36	1.34	1.35	1.38	熊本地震(H28年4月)
2022	4	1.38	1.42	1.45	1.44	1.48	1.51	1.51	1.51							

(注)1. 季節調整法はセンサス局法Ⅱ(X-12-ARIMA)による。なお、令和3年12月以前の数値は、令和4年1月分公表時に新季節指数により改訂されている。
 2. 令和4年1月分公表時に新季節指数により改訂となった有効求人倍率は下線で示している。
 3. 令和3年9月分からは、ハローワーク利用者及びオンライン登録者による件数を用いて算出している。
 4. 年計及び年度計は実数値。

令和4年8月分 都道府県別有効求人倍率(季節調整値)

都道府県	有効求人倍率	対前月差
北海道	1.16	0.02
青森	1.17	0.00
岩手	1.30	▲ 0.01
宮城	1.40	0.02
秋田	1.50	0.01
山形	1.65	0.04
福島	1.49	0.09
茨城	1.51	0.00
栃木	1.18	0.00
群馬	1.57	0.06
埼玉	1.07	0.00
千葉	0.99	0.00
東京	1.59	0.06
神奈川	0.92	0.01
新潟	1.63	0.00
富山	1.58	0.00
石川	1.67	0.00
福井	1.89	▲ 0.04
山梨	1.44	0.01
長野	1.59	▲ 0.02
岐阜	1.69	0.01
静岡	1.32	0.01
愛知	1.42	0.05
三重	1.43	0.01
滋賀	1.12	0.03
京都	1.23	0.02
大阪	1.28	0.02
兵庫	1.05	0.03
奈良	1.27	0.00
和歌山	1.13	▲ 0.04
鳥取	1.57	0.06
島根	1.74	▲ 0.04
岡山	1.60	0.04
広島	1.60	0.04
山口	1.56	0.03
徳島	1.27	▲ 0.03
香川	1.52	0.03
愛媛	1.48	0.02
高知	1.22	0.02
福岡	1.20	0.01
佐賀	1.33	▲ 0.05
長崎	1.15	0.00
熊本	1.41	▲ 0.06
大分	1.37	▲ 0.01
宮崎	1.46	0.02
鹿児島	1.34	▲ 0.04
沖縄	0.94	0.03

順位	都道府県	有効求人倍率
1	福井	1.89
2	島根	1.74
3	岐阜	1.69
4	石川	1.67
5	山形	1.65
6	新潟	1.63
7	岡山	1.60
7	広島	1.60
9	東京	1.59
9	長野	1.59
11	富山	1.58
12	群馬	1.57
12	鳥取	1.57
14	山口	1.56
15	香川	1.52
16	茨城	1.51
17	秋田	1.50
18	福島	1.49
19	愛媛	1.48
20	宮崎	1.46
21	山梨	1.44
22	三重	1.43
23	愛知	1.42
24	熊本	1.41
25	宮城	1.40
26	大分	1.37
27	鹿児島	1.34
28	佐賀	1.33
29	静岡	1.32
30	岩手	1.30
31	大阪	1.28
32	奈良	1.27
32	徳島	1.27
34	京都	1.23
35	高知	1.22
36	福岡	1.20
37	栃木	1.18
38	青森	1.17
39	北海道	1.16
40	長崎	1.15
41	和歌山	1.13
42	滋賀	1.12
43	埼玉	1.07
44	兵庫	1.05
45	千葉	0.99
46	沖縄	0.94
47	神奈川	0.92

地域別	有効求人倍率	対前月差
北海道	1.16	0.02
東北	1.41	0.03
南関東	1.24	0.02
北関東・甲信	1.46	0.01
北陸	1.67	0.00
東海	1.43	0.03
近畿	1.20	0.02
中国	1.60	0.03
四国	1.39	0.01
九州	1.25	0.00

ハローワークのマッチング機能に関する業務の評価・改善の取組について

●令和4年度主要指標実績(月別及び年度計)

(1) 就職件数(全数)														(件)	
ハローワーク名	月	令和3年度 合計	4年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	5年 1月	2月	3月	令和4年 度合計
局計		26,700	2,407	2,346	2,383	2,088	1,992								11,216
水戸		6,916	567	596	624	491	457								2,735
日立		1,745	172	146	146	144	126								734
筑西		2,561	244	222	210	198	230								1,104
土浦		3,454	341	343	319	286	269								1,558
古河		1,778	141	110	163	160	158								732
常総		1,545	159	129	125	122	124								659
石岡		1,248	128	134	113	107	94								576
常陸大宮		1,489	136	130	137	122	113								638
龍ヶ崎		2,362	200	226	214	190	167								997
高萩		1,217	100	99	102	102	96								499
常陸鹿嶋		2,385	219	211	230	166	158								984

(2) 求人充足件数(全数)														(件)	
ハローワーク名	月	令和3年度 合計	4年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	5年 1月	2月	3月	令和4年 度合計
局計		25,673	2,286	2,249	2,247	1,997	1,871								10,650
水戸		7,173	623	627	623	509	472								2,854
日立		1,651	165	141	157	144	126								733
筑西		2,390	204	204	197	192	192								989
土浦		3,997	367	375	355	331	336								1,764
古河		1,581	123	111	135	131	122								622
常総		1,477	148	126	112	120	108								614
石岡		1,074	118	98	81	99	84								480
常陸大宮		1,143	97	89	112	90	89								477
龍ヶ崎		1,807	170	181	152	155	134								792
高萩		1,068	76	85	88	74	65								388
常陸鹿嶋		2,312	195	212	235	152	143								937

(3) 雇用保険受給者の早期再就職件数														(件)	
ハローワーク名	月	令和3年度 合計	4年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	5年 1月	2月	3月	令和4年 度合計
局計		8,383	508	821	863	716									2,908
水戸		1,822	94	225	191	146									656
日立		485	24	46	51	42									163
筑西		812	53	65	88	81									287
土浦		1,399	70	126	141	113									450
古河		584	24	58	51	40									173
常総		644	50	69	76	53									248
石岡		393	33	43	46	38									160
常陸大宮		283	15	15	27	20									77
龍ヶ崎		1,030	62	81	92	96									331
高萩		263	15	23	17	24									79
常陸鹿嶋		668	68	70	83	63									284

※雇用保険受給者の早期再就職件数とは、基本手当の支給残日数を所定給付日数の3分の2以上残して早期に再就職する件数(集計システムの都合上、他の2指標より1か月遅れての公表となります)。

資料№ 10

茨城県各種指標

区分	県内総生産		鉱工業生産指数		鉱工業生産者出荷指数		倒産件数		有効求人 倍率	消費者物価指数		毎月勤労統計調査				区分			
	名目	前年比	平成27年=100	前期比	平成27年=100	前期比	件数	対前年同月 増減率		令和2年=100	前年同月比	現金給与総額			きまって支給する給与額				
	(百万円)	(%)		(%)		(%)	(件)	(%)				(%)	実数	名目賃金指数 2020年=100	実質賃金指数 2020年=100		実数	名目賃金指数 2020年=100	
2015年	13,374,384	3.6	100.0	△ 1.3	100.0	△ 1.5	121	△ 17.7	1.13	100.0	0.8	307,529			257,278		2015年		
2016年	13,405,859	0.2	97.7	△ 2.3	100.3	0.3	132	9.1	1.24	99.6	△ 0.4	309,543	96.6	99.2	258,112	98.0	2016年		
2017年	14,278,017	6.5	100.7	3.1	100.4	0.1	110	△ 16.7	1.45	100.2	0.6	322,357	100.6	102.7	267,186	101.5	2017年		
2018年	14,378,598	0.7	99.9	△ 0.8	99.5	△ 0.9	127	15.5	1.60	101.4	1.2	323,647	101.0	101.7	264,010	100.3	2018年		
2019年	14,092,238	△ 2.0	99.8	△ 0.1	98.6	△ 0.9	128	0.8	1.62	102.1	0.7	322,187	100.6	100.4	262,739	99.8	2019年		
2020年	13,306,263	△ 5.6	90.1	△ 9.7	89.3	△ 9.4	118	△ 7.8	1.33	100.0	△ 0.1	320,476	100.0	100.0	263,256	100.0	2020年		
2021年	14,251,750	7.1	98.5	9.3	95.9	7.4	104	△ 11.9	1.35	99.8	△ 0.2	322,721	100.7	100.9	265,849	101.0	2021年		
2020年1月	3,480,498	△ 2.7	97.5	1.6	94.8	△ 1.7	13	18.2	1.54	102.3	0.7	279,505	90.9	88.5	264,071	102.6	2020年1月		
2月			96.4	△ 1.1	96.4	1.7	10	11.1	1.49	102.2	0.5	265,756	86.4	84.1	264,569	102.8	2月		
3月			93.4	△ 3.1	91.0	△ 5.6	16	128.6	1.48	102.1	0.6	282,147	91.7	89.6	264,973	103.0	3月		
4月			3,077,717	△ 11.8	91.2	△ 2.4	88.4	△ 2.9	9	△ 18.2	1.41	101.7	△ 0.3	281,535	91.5	89.7	266,395	103.5	4月
5月					84.0	△ 7.9	80.3	△ 9.2	1	△ 83.3	1.39	102.2	0.2	274,327	89.2	86.9	260,407	101.2	5月
6月					85.6	1.9	84.7	5.5	12	0.0	1.33	102.1	0.4	473,797	154.1	150.3	262,518	102.0	6月
7月			3,245,653	△ 8.4	84.2	△ 1.6	85.4	0.8	14	0.0	1.28	102.2	0.1	344,884	112.1	109.3	263,074	102.3	7月
8月					88.0	4.5	86.7	1.5	9	△ 30.8	1.21	102.0	△ 0.4	267,302	86.9	84.9	258,985	100.7	8月
9月					87.4	△ 0.7	86.4	△ 0.3	9	△ 10.0	1.20	102.1	0.0	267,189	86.9	84.7	260,256	101.2	9月
10月			3,504,825	△ 2.1	90.5	3.5	92.1	6.6	11	△ 31.3	1.19	102.1	△ 0.5	266,802	86.8	84.7	263,807	102.5	10月
11月					89.7	△ 0.9	89.8	△ 2.5	6	△ 50.0	1.20	101.3	△ 1.3	274,401	89.2	87.7	263,825	102.5	11月
12月					89.3	△ 0.4	90.1	0.3	8	14.3	1.19	101.1	△ 1.5	568,062	184.7	182.1	266,196	103.5	12月
2021年1月	3,478,068	△ 0.1	94.9	6.3	93.5	3.8	11	△ 15.4	1.27	99.8	△ 0.6	278,954	90.7	88.7	261,918	101.8	2021年1月		
2月			96.5	1.7	94.8	1.4	10	0.0	1.30	99.8	△ 0.5	267,083	86.8	84.8	264,718	102.9	2月		
3月			95.2	△ 1.3	93.6	△ 1.3	11	△ 31.3	1.32	99.9	△ 0.3	287,443	89.7	89.8	267,910	101.7	3月		
4月			3,427,307	11.4	100.5	5.6	101.2	8.1	5	△ 44.4	1.31	99.0	△ 0.8	278,342	86.9	88.0	270,305	102.7	4月
5月					101.2	0.7	97.4	△ 3.8	14	1300.0	1.33	99.5	△ 0.8	272,087	84.9	85.3	266,491	101.3	5月
6月					103.5	2.3	101.5	4.2	6	△ 50.0	1.39	99.8	△ 0.4	473,624	147.8	148.2	268,863	102.1	6月
7月			3,471,229	7.0	100.2	△ 3.2	97.1	△ 4.3	8	△ 42.9	1.40	99.9	△ 0.2	356,546	111.2	111.4	264,873	100.7	7月
8月					97.8	△ 2.4	94.7	△ 2.5	8	△ 11.1	1.39	100.1	0.1	274,249	85.6	85.6	261,661	99.4	8月
9月					97.7	△ 0.1	93.1	△ 1.7	6	△ 33.3	1.37	100.2	0.2	273,673	85.4	85.3	263,413	100.1	9月
10月			3,723,563	6.2	97.8	0.1	94.6	1.6	4	△ 63.6	1.36	100.0	0.0	271,202	84.6	84.5	267,210	101.5	10月
11月					98.6	0.8	95.8	1.3	11	83.3	1.36	100.0	0.6	283,061	88.3	88.3	264,819	100.6	11月
12月					99.1	0.5	94.4	△ 1.5	10	25.0	1.34	99.9	0.8	556,386	173.6	173.8	268,001	101.8	12月
2022年1月	3,629,651	4.4	99.6	0.5	94.5	0.1	9	△ 18.2	1.38	100.0	0.2	274,519	85.7	85.7	260,878	99.1	2022年1月		
2月			95.9	△ 3.7	93.1	△ 1.5	7	△ 30.0	1.42	100.4	0.6	265,356	82.8	82.4	260,428	98.9	2月		
3月			98.7	2.9	92.2	△ 1.0	12	9.1	1.45	101.2	1.3	276,656	86.3	85.1	265,442	100.8	3月		
4月			96.4	△ 2.3	94.3	2.3	7	40.0	1.44	101.5	2.5	274,643	85.7	84.3	265,114	100.7	4月		
5月			96.6	0.2	93.1	△ 1.3	7	△ 50.0	1.48	101.8	2.2	273,011	85.2	83.5	260,449	98.9	5月		
6月			98.5	2.0	94.0	1.0	9	50.0	1.51	101.7	1.9	445,087	138.9	136.3	263,114	99.9	6月		
資料出所	茨城県県内総生産		茨城県企画部統計課				東京商工リサーチ		茨城労働局 職業安定部	茨城県企画部統計課						資料出所			
	四半期速報 県内総生産(支出側,名目原系列) ※年度値		茨城県鉱工業指数				全国企業倒産状況 (負債総額1千万以上)		最近の雇用情勢 有効求人倍率 (季節調整値)	水戸市消費者物価指数		毎月勤労統計調査地方調査月報(規模5人以上) 指数は、2020年=100とする							

全国各種指標

区分	国内総生産		鉱工業生産指数		鉱工業生産者出荷指数		倒産件数		有効求人倍率	消費者物価指数		毎月勤労統計調査				区分			
	名目	対前年増減率	2015年=100	対前年増減率	2015年=100	対前年増減率	件数	前年同月比		2020年=100	前年同月比	現金給与総額		きまって支給する給与額					
	(10億円)	(%)		(%)		(%)	(件)	(%)	(%)		(%)	実数	名目賃金指数 2020年=100	実質賃金指数 2020年=100	実数		名目賃金指数 2020年=100		
2015年	540,739.4	3.3	100.0	△ 1.2	100.0	△ 1.4	8,812	△ 9.4	1.20	98.2	0.8	315,856	99.1	101.3	260,577	99.3	2015年		
2016年	544,827.2	0.8	100.0	0.0	99.7	△ 0.3	8,446	△ 4.2	1.36	98.1	△ 0.1	317,862	99.7	102.0	261,183	99.6	2016年		
2017年	555,711.9	2.0	103.1	3.1	102.2	2.5	8,405	△ 0.5	1.50	98.6	0.5	319,453	100.2	101.9	262,407	100.0	2017年		
2018年	556,650.0	0.2	104.2	1.1	103.0	0.8	8,235	△ 2.0	1.61	99.5	1.0	323,547	101.6	102.1	264,570	100.9	2018年		
2019年	556,557.5	△ 0.0	101.1	△ 3.1	100.2	△ 2.8	8,383	1.8	1.60	100.0	0.5	322,552	101.2	101.2	264,180	100.7	2019年		
2020年	534,730.0	△ 3.9	90.6	△ 10.5	89.6	△ 10.6	7,773	△ 7.3	1.18	100.0	0.0	318,405	100.0	100.0	262,325	100.0	2020年		
2021年	541,580.9	1.3	95.7	5.1	93.7	4.1	6,030	△ 22.4	1.13	99.8	△ 0.2	319,461	100.3	100.6	263,739	100.5	2021年		
2020年1月	137,323.9	△ 1.2	99.1	△ 3.2	98.1	△ 3.1	773	16.1	1.49	100.5	0.7	275,175	86.5	86.0	261,364	99.6	2020年1月		
2月			98.7	△ 4.6	98.5	△ 3.9	651	10.7	1.45	100.3	0.4	266,662	83.8	83.5	262,278	100.0	2月		
3月			96.2	△ 6.6	93.8	△ 7.5	740	11.8	1.39	100.3	0.4	281,554	88.5	88.1	263,130	100.3	3月		
4月			126,127.6	△ 9.0	86.3	△ 16.4	84.1	△ 17.9	743	15.2	1.31	100.2	0.1	274,747	86.3	86.1	264,336	100.8	4月
5月					77.2	△ 27.0	75.9	△ 26.9	314	△ 54.8	1.18	100.1	0.1	268,771	84.4	84.2	257,675	98.2	5月
6月					81.0	△ 20.5	81.1	△ 18.4	780	6.3	1.12	99.9	0.1	442,704	139.1	139.2	261,493	99.7	6月
7月			130,904.0	△ 4.4	86.6	△ 15.6	85.4	△ 16.6	789	△ 1.6	1.08	100	0.3	368,860	115.9	115.9	262,474	100.1	7月
8月					88.3	△ 12.2	87.4	△ 12.6	667	△ 1.6	1.05	100.1	0.2	273,209	85.8	85.7	260,689	99.4	8月
9月					91.6	△ 10.8	90.7	△ 11.1	565	△ 19.5	1.04	99.9	0	269,329	84.6	84.7	262,430	100.0	9月
10月			142,893.6	△ 0.6	93.5	△ 4.8	92.7	△ 5.5	624	△ 20.0	1.05	99.8	-0.4	270,402	85.0	85.2	265,000	101.0	10月
11月					94.2	△ 3.5	93.5	△ 3.3	569	△ 21.7	1.05	99.5	-0.9	280,486	88.1	88.6	263,368	100.4	11月
12月					94.0	△ 3.9	92.9	△ 4.1	558	△ 20.7	1.06	99.3	-1.2	547,696	172.1	173.5	263,644	100.5	12月
2021年1月	134,804.8	△ 1.8	95.8	△ 3.3	94.7	△ 3.4	474	△ 38.7	1.08	99.8	-0.7	271,763	85.4	85.6	260,760	99.4	2021年1月		
2月			95.7	△ 3.0	94.1	△ 4.4	446	△ 31.4	1.09	99.8	-0.5	265,693	83.5	83.8	261,186	99.6	2月		
3月			97.3	1.1	94.8	1.0	634	△ 14.3	1.10	99.9	-0.4	282,898	88.9	89.0	264,360	100.8	3月		
4月			133,761.8	6.1	98.4	12.1	96.0	11.9	477	△ 35.8	1.09	99.1	-1.1	278,680	87.6	88.6	267,365	101.9	4月
5月					92.3	15.1	93.5	17.6	472	50.3	1.10	99.4	-0.8	273,915	86.1	86.8	262,404	100.0	5月
6月					98.9	17.9	96.5	15.4	541	△ 30.6	1.13	99.5	-0.5	442,821	139.1	139.9	264,784	100.9	6月
7月			130,965.3	0.0	98.1	11.5	96.1	10.7	476	△ 39.7	1.14	99.7	-0.3	371,141	116.6	117.1	265,027	101.0	7月
8月					96.2	7.9	93.6	6.2	466	△ 30.1	1.15	99.7	-0.4	274,671	86.3	86.6	261,772	99.8	8月
9月					89.9	△ 1.7	86.9	△ 3.8	505	△ 10.6	1.15	100.1	0.2	269,932	84.8	84.7	263,094	100.3	9月
10月			141,837.5	△ 0.7	91.8	△ 1.7	89.1	△ 3.6	525	△ 15.9	1.16	99.9	0.1	271,121	85.2	85.3	264,902	101.0	10月
11月					96.4	2.2	93.9	0.4	510	△ 10.4	1.17	100.1	0.6	282,749	88.8	88.7	264,454	100.8	11月
12月					96.6	2.6	94.1	1.2	504	△ 9.7	1.17	100.1	0.8	545,609	171.4	171.2	264,739	100.9	12月
2022年1月	135,016.2	0.2	94.3	△ 1.5	92.7	△ 2.0	452	△ 4.6	1.20	100.3	0.5	274,822	86.3	86.0	263,571	100.5	4年 1月		
2月			96.2	0.5	92.7	△ 1.4	459	2.9	1.21	100.7	0.9	268,898	84.5	83.8	264,024	100.6	2月		
3月			96.5	△ 0.8	93.3	△ 1.5	593	△ 6.5	1.22	101.1	1.2	288,709	90.7	89.5	267,598	102.0	3月		
4月			95.1	△ 3.3	93.0	△ 3.0	486	1.9	1.23	101.5	2.5	282,437	88.7	87.1	270,840	103.2	4月		
5月			135,388.6	1.2	88.0	△ 4.3	89.2	△ 4.3	524	11.0	1.24	101.8	2.5	277,026	87.0	85.2	266,086	101.4	5月
6月					96.1	△ 2.8	93.7	△ 2.8	546	0.9	1.27	101.8	2.4	451,763	141.9	139.0	268,411	102.3	6月
資料出所	内閣府(経済社会総合研究所)		経済産業省				東京商工リサーチ		厚生労働省 職業安定局	総務省統計局	厚生労働省政策統括官				資料出所				
	四半期別GDP速報 国内総生産(支出側名目原系列) ※年度値		鉱工業指数(IIP)				全国企業倒産状況 (負債総額1千万以上)		一般職業紹介状況 有効求人倍率 (季節調整値)	消費者物価指数(CPI)結果 2020年=100		毎月勤労統計調査(規模5人以上) 指数は2020年=100							

報道関係者 各位

令和4年8月5日

【照会先】

政策統括官付 労使関係担当参事官室

参事官 大塚 弘満

室長補佐 塩田 尚志

(代表電話) 03(5253)1111 (内線 7766)

(直通電話) 03(3502)6735

令和4年 民間主要企業春季賃上げ要求・妥結状況を公表します
～賃上げ額(6,898円)、賃上げ率(2.20%)はいずれも昨年を上回り、
コロナ禍前の令和元年をわずかに上回った～

厚生労働省では、労使交渉の実情を把握するため、民間主要企業の春季賃上げ要求・妥結状況を毎年、集計しています。

このたび、令和4年の集計結果を以下のとおりまとめましたので、お知らせします。

【集計対象】

妥結額(定期昇給込みの賃上げ額)などを把握できた、資本金10億円以上かつ従業員1,000人以上の労働組合のある企業358社。

【集計概要】

平均妥結額は6,898円で、前年(5,854円)に比べ1,044円の増、令和元年(6,790円)に比べ108円の増。

また、現行ベース(交渉前の平均賃金)に対する賃上げ率は2.20%で、前年(1.86%)に比べ0.34ポイントの増、令和元年(2.18%)に比べ0.02ポイントの増。

賃上げ額、賃上げ率はともに昨年を上回り、コロナ禍前の令和元年をわずかに上回った。

(第1表・第2表)

第1表 令和4年民間主要企業春季賃上げ要求・妥結状況

産 業	集 計 企業数	平 均 年 齢	現行 ベース	要求額	妥結額	賃上 げ率	(参考) 令和3年			(参考) 令和元年		
							社数	妥結額	賃上げ率	社数	妥結額	賃上げ率
1 建 設	30	35.5	339,064	8,911	9,334	2.75%	20	6,462	1.92%	27	7,276	2.27%
2 食料品・たばこ	32	38.0	304,594	8,018	5,615	1.84%	31	5,944	1.94%	30	6,535	2.06%
3 織 維	12	40.5	316,714	9,413	8,317	2.63%	11	6,088	1.96%	11	7,460	2.44%
4 紙・パルプ	4	40.9	296,033	5,306	5,337	1.80%	4	4,716	1.60%	5	5,506	1.84%
5 化 学	37	38.4	344,798	8,810	7,805	2.26%	34	6,569	1.94%	36	7,926	2.37%
6 ゴム製品	7	39.2	305,060	5,981	5,737	1.88%	9	4,952	1.65%	8	5,585	1.91%
7 窯 業	6	38.5	287,112	5,061	3,979	1.39%	5	5,369	1.85%	6	6,254	2.10%
8 鉄 鋼	15	35.3	292,743	9,599	8,900	3.04%	14	3,711	1.26%	15	5,256	1.78%
9 非鉄金属	8	40.0	305,134	5,796	3,920	1.28%	9	5,255	1.70%	10	5,667	1.85%
10 機 械	21	38.9	316,176	9,584	7,291	2.31%	18	6,240	1.96%	24	8,003	2.61%
11 電 気 機 器	14	39.7	324,227	6,934	6,250	1.93%	12	6,816	2.09%	10	6,819	2.09%
12 造 船	7	38.0	335,400	9,288	7,321	2.18%	9	5,726	1.76%	8	7,926	2.47%
13 精 密 機 器	5	39.7	342,381	13,016	9,511	2.78%	4	6,311	1.83%	6	6,719	2.09%
14 自 動 車	42	39.0	318,465	7,093	6,576	2.07%	42	6,633	2.01%	31	7,385	2.28%
15 その他製造	9	40.4	304,514	8,279	5,447	1.79%	7	6,370	2.12%	8	6,343	2.11%
16 電力・ガス	9	39.0	331,864	7,676	4,942	1.49%	8	5,296	1.65%	13	4,943	1.61%
17 運 輸	8	42.9	291,263	10,920	7,562	2.60%	8	4,424	1.52%	7	7,592	2.55%
18 卸・小売	70	40.1	300,715	9,256	6,275	2.09%	73	6,147	2.06%	65	6,176	2.05%
19 金融・保険	5	39.7	300,192	9,434	8,983	2.99%	6	6,915	2.21%	4	6,404	2.00%
20 サービス	17	39.0	302,853	8,131	5,480	1.81%	19	4,286	1.44%	17	7,292	2.47%
平 均	358	39.1	313,728	8,544	6,898	2.20%	343	5,854	1.86%	341	6,790	2.18%

(注)

1. 本年の集計対象企業は、妥結額（定期昇給込みの賃上げ額）などを把握できた、資本金10億円以上かつ従業員1,000人以上の労働組合のある企業358社である。ただし、要求額については、具体的な要求額が把握できた337社について算出している。なお、数値は、各企業の組合員数による加重平均である。
2. 妥結額は、原則として定期昇給込みの賃上げ額を用いたが、一部に年齢ポイント（30歳、35歳など）での妥結額（定期昇給込みの賃上げ額）を含んでいる。

第2表 民間主要企業における春季賃上げ状況の推移

年	現行ベース (円)	妥結額 (円)	賃上げ率 (%)	分散係数	年	現行ベース (円)	妥結額 (円)	賃上げ率 (%)	分散係数
昭和					6	291,694	9,118	3.13	0.12
40	29,635	3,150	10.6	0.16	7	296,006	8,376	2.83	0.10
41	32,095	3,403	10.6	0.12	8	305,066	8,712	2.86	0.10
42	35,037	4,371	12.5	0.07	9	308,106	8,927	2.90	0.11
43	38,800	5,296	13.6	0.07	10	312,914	8,323	2.66	0.12
44	43,339	6,865	15.8	0.07	11	316,745	7,005	2.21	0.15
45	49,503	9,166	18.5	0.06	12	315,347	6,499	2.06	0.14
46	57,459	9,727	16.9	0.07	13	315,359	6,328	2.01	0.15
47	66,243	10,138	15.3	0.08	14	316,399	5,265	1.66	0.15
48	75,446	15,159	20.1	0.05	15	321,308	5,233	1.63	0.16
49	88,209	28,981	32.9	0.07	16	319,788	5,348	1.67	0.18
50	116,783	15,279	13.1	0.16	17	316,940	5,422	1.71	0.16
51	131,349	11,596	8.8	0.10	18	316,723	5,661	1.79	0.18
52	143,109	12,536	8.8	0.07	19	314,910	5,890	1.87	0.14
53	156,615	9,218	5.9	0.20	20	308,948	6,149	1.99	0.13
54	166,026	9,959	6.0	0.10	21	307,991	5,630	1.83	0.16
55	173,320	11,679	6.74	0.06	22	303,151	5,516	1.82	0.17
56	182,690	14,037	7.68	0.06	23	303,453	5,555	1.83	0.17
57	194,154	13,613	7.01	0.06	24	303,238	5,400	1.78	0.18
58	203,655	8,964	4.40	0.15	25	304,330	5,478	1.80	0.17
59	209,617	9,354	4.46	0.12	26	306,469	6,711	2.19	0.18
60	215,998	10,871	5.03	0.09	27	309,431	7,367	2.38	0.22
61	222,869	10,146	4.55	0.14	28	310,671	6,639	2.14	0.20
62	232,118	8,275	3.56	0.18	29	311,022	6,570	2.11	0.19
63	238,409	10,573	4.43	0.12	30	311,183	7,033	2.26	0.20
平成					令和				
元	246,549	12,747	5.17	0.11	元	311,255	6,790	2.18	0.19
2	252,752	15,026	5.94	0.08	2	315,051	6,286	2.00	0.20
3	264,082	14,911	5.65	0.08	3	314,357	5,854	1.86	0.20
4	276,275	13,662	4.95	0.11	4	313,728	6,898	2.20	0.22
5	284,444	11,077	3.89	0.12					

(注)

1. 平成15年までの主要企業の集計対象は、原則として、東証又は大証1部上場企業のうち資本金20億円以上かつ従業員数1,000人以上の労働組合がある企業である。(昭和54年以前は単純平均、昭和55年以降は加重平均。)

平成16年以降の集計対象は、資本金10億円以上かつ従業員1,000人以上の労働組合がある企業である。(加重平均)

2. 分散係数は、妥結額の四分位分散係数で、次の式により計算した。

なお、四分位分散係数は、妥結額の企業間のばらつきが大きいほど、その値は大きくなり、ばらつきが小さいほど値は小さくなる。

$$\text{四分位分散係数} = \frac{\text{第3四分位数} - \text{第1四分位数}}{2 \times \text{中位数}}$$

第3表 令和4年春季賃上げ交渉における要求提出時期別企業数

要 求 提出時期		令和4年				令和3年(参考)			
		要求提出企業数		累 計		要求提出企業数		累 計	
		社	(%)	社	(%)	社	(%)	社	(%)
2 月	上旬以前	31	9.3%	31	9.3%	9	2.8%	9	2.8%
	中 旬	115	34.4%	146	43.7%	132	41.3%	141	44.1%
	下 旬	123	36.8%	269	80.5%	105	32.8%	246	76.9%
3 月	上 旬	31	9.3%	300	89.8%	42	13.1%	288	90.0%
	中 旬	13	3.9%	313	93.7%	13	4.1%	301	94.1%
	下 旬	10	3.0%	323	96.7%	8	2.5%	309	96.6%
4 月	上 旬	4	1.2%	327	97.9%	5	1.6%	314	98.1%
	中 旬	4	1.2%	331	99.1%	2	0.6%	316	98.8%
	下 旬	1	0.3%	332	99.4%	3	0.9%	319	99.7%
5 月	上 旬	2	0.6%	334	100.0%	0	0.0%	319	99.7%
	中旬以降	0	0.0%	334	100.0%	1	0.3%	320	100.0%
計		334	100.0%	334	100.0%	320	100.0%	320	100.0%

(注) 1. (%)は構成比。

2. 令和4年の集計対象企業358社のうち、24社は要求提出時期を把握できなかったため、本表の集計からは除外している。

第4表 令和4年春季賃上げ交渉における妥結時期別企業数

妥結時期		令和4年				令和3年(参考)			
		妥結企業数		累 計		妥結企業数		累 計	
		社	(%)	社	(%)	社	(%)	社	(%)
3 月	上旬以前	9	2.5%	9	2.5%	6	1.8%	6	1.8%
	中 旬	192	54.4%	201	56.9%	185	56.2%	191	58.1%
	下 旬	68	19.3%	269	76.2%	53	16.1%	244	74.2%
4 月	上 旬	14	4.0%	283	80.2%	14	4.3%	258	78.4%
	中 旬	11	3.1%	294	83.3%	5	1.5%	263	79.9%
	下 旬	11	3.1%	305	86.4%	24	7.3%	287	87.2%
5 月	上 旬	24	6.8%	329	93.2%	1	0.3%	288	87.5%
	中 旬	5	1.4%	334	94.6%	34	10.3%	322	97.9%
	下 旬	16	4.5%	350	99.2%	7	2.1%	329	100.0%
6 月	上 旬	3	0.8%	353	100.0%	0	0.0%	329	100.0%
	中旬以降	0	0.0%	353	100.0%	0	0.0%	329	100.0%
計		353	100.0%	353	100.0%	329	100.0%	329	100.0%

(注) 1. (%)は構成比。

2. 令和4年の集計対象企業358社のうち、5社は妥結時期を把握できなかったため、本表の集計からは除外している。

(三) 道路の区域

区	変更前	敷地の幅員	延長	備考
後	前	メートル	キロメートル	
吹上石和町早稲田七三	二二・九〇〇	四〇・九八八	〇・〇七五	
五番一から同市石和町三六	二一・〇〇〇	四二・〇〇〇	〇・〇〇〇	
二塚町一三三番一三六まで	二一・〇〇〇	四二・〇〇〇	〇・〇〇〇	
吹上石和町早稲田七三	二一・〇〇〇	四二・〇〇〇	〇・〇〇〇	
六番一から甲斐市宇津谷字	二一・〇〇〇	四二・〇〇〇	〇・〇〇〇	
大ノ田一二二番一まで	二一・〇〇〇	四二・〇〇〇	〇・〇〇〇	

(四) 図面縦覧場所 関東地方整備局及び同局甲府河川国道事務所

○中部地方整備局告示第九十号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和四年九月一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和四年九月一日

区	変更前	敷地の幅員	延長	備考
後	前	メートル	キロメートル	
豊田市駒場町向金一七六番二	九・六〇〇	一〇六・八〇一	一・二八四	
ら同市逢妻町四丁目九〇番二	一〇・〇〇〇	一〇六・八〇一	一・二八四	
まで	九・六〇〇	一〇六・八〇一	一・二八四	

(四) 図面縦覧場所 中部地方整備局及び同局名四国道事務所

○中部地方整備局告示第九十一号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和四年九月一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和四年九月一日

区	変更前	敷地の幅員	延長	備考
後	前	メートル	キロメートル	
百五十五号	豊田市本新町三丁目四一	一〇六・八〇一	一・二八四	
供用開始の期日	令和四年九月一日	四二・〇〇〇	〇・〇〇〇	

(三) (二) (一) 道路の種類 一般国道

道路の区域 百六十三号

近畿地方整備局長 渡辺 学

区	変更前	敷地の幅員	延長	備考
後	前	メートル	キロメートル	
京都市相楽郡精華町大字乾谷小	四二・〇〇〇	八六・二二二	〇・四七八	
字大崩三六番から同町大字乾谷	四二・〇〇〇	八六・二二二	〇・四七八	
小字三本木六番四まで	四二・〇〇〇	八六・二二二	〇・四七八	

(四) 図面縦覧場所 近畿地方整備局及び同局京都国道事務所

人事異動

内閣

○外務大臣臨時代理職 松野 博一

外務大臣 宮城 賢也

外務大臣林芳正帰朝につき内閣法第十条の規定による臨時に外務大臣の職務を行う國務大臣としての指定を解く

環境大臣臨時代理 秋葉 賢也

同 秋葉 賢也

環境大臣西村明宏海外出張不在中内閣法第十条の規定により臨時に環境大臣の職務を行う國務大臣に指定する

同 秋葉 賢也

内閣府特命担当大臣西村明宏海外出張不在中内閣府特命担当大臣（原子力防災）事務代理を命ずる（以上八月二十九日）

カジノ管理委員会

(外務省大臣官房) 外務事務官 梶原 徹

内閣府事務官(カジノ)管理委員会事務局総務企画部企画課国際室長)の併任を解除する(八月二十六日)

(外務省大臣官房) 外務事務官 下荒磯 誠

内閣府事務官(カジノ)管理委員会事務局総務企画部企画課国際室長)に併任する(九月一日)

皇室事項

御祝電

天皇陛下は、キルギスの独立記念日につき、八月三十日同国大統領閣下へ御祝電を寄せられた。

天皇陛下は、トリニダード・トバゴの独立記念日につき、八月三十日同国大統領閣下へ御祝電を寄せられた。

官庁報告

労働

最低賃金の改正決定に関する公示

宮城労働局最低賃金公示第1号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の規定に基づき、宮城県最低賃金（昭和55年宮城労働基準局最低賃金公示第1号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第14条第1項の規定により公示する。

令和4年9月1日

宮城労働局長 小林 健

第4号中「1時間853円」を「1時間883円」に改める。

秋田労働局最低賃金公示第1号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の規定に基づき、秋田県最低賃金（昭和55年秋田労働基準局最低賃金公示第1号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第14条第1項の規定により公示する。

令和4年9月1日

秋田労働局長 川口 秀人

第4号中「1時間822円」を「1時間853円」に改める。

茨城労働局最低賃金公示第1号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の規定に基づき、茨城県最低賃金（昭和55年茨城労働基準局最低賃金公示第1号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第14条第1項の規定により公示する。

令和4年9月1日

茨城労働局長 下角 圭司

第4号中「1時間879円」を「1時間911円」に改める。

栃木労働局最低賃金公示第1号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の規定に基づき、栃木県最低賃金（昭和55年栃木労働基準局最低賃金公示第1号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第14条第1項の規定により公示する。

令和4年9月1日

栃木労働局長 藤浪 竜哉

第4号中「1時間882円」を「1時間913円」に改める。

特定最低賃金改正状況

計量器・測定器・分析機器・試験機・理化学機械器具、医療用機械器具・医療用品、光学機械器具・レンズ、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具、時計・同部分品製造業最低賃金

電気機械器具製造業（電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業）関係

令和4年度

都道府県	地賃ランク	改正前時間額	改正後時間額	引上げ額	効力発生日	結審日	備考	令第6条 5項適用
神奈川	A	(890)			-		(申し出なし)	
埼玉	A	981	1013	32		10/3		
千葉	A	981	1013	32		10/5		
大阪	A	994						
愛知	A	(901)			-		(必要性なし)	
東京	A	(829)			-		(申し出なし)	
京都	B	957						
静岡	B	939						
滋賀	B	939					精密機械を含む	
栃木	B	940						
山梨	B	934						
三重	B	927						
兵庫	B	930	961	31		10/3		
長野	B	916					精密機械を含む	
茨城	B	932					精密機械を含む	
広島	B	924						
富山	B	879						
福岡	C	947	977	30		10/5		
新潟	C	936						
群馬	C	935						
奈良	C	891						
岐阜	C	907						
香川	C	913						
徳島	C	911						
北海道	C	924	955	31		9/30		
山口	C	921						
石川	C	896						
岡山	C	904						
福井	C	(857)			-		(必要性なし)	
宮城	C	890						
愛媛	D	921						
山形	D	872						
福島	D	856						
佐賀	D	867						
秋田	D	861						
青森	D	859						
長崎	D	864						
鳥取	D	825						
大分	D	864						
熊本	D	863	896	33		10/5		
岩手	D	847						
島根	D	853						
鹿児島	D	842						
宮崎	D	831						

精密機械器具製造業（業務用機械器具、その他の製造業）関係

都道府県	地賃ランク	改正前時間額	改正後時間額	引上げ額	効力発生日	結審日	備考	令第6条 5項適用
埼玉	A	990						
千葉	A	(887)			-		(必要性なし)	
愛知	A	(875)			-		(必要性なし)	
兵庫	B	931						
栃木	B	940						
福島	D	889						
岩手	D	856						